

広島市こども・若者計画（仮称）

【素案】

令和6年12月

広 島 市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の推進	2
1 推進体制	2
2 点検、進行管理及び見直し	3
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と今後の課題	4
1 基本的視点1 <こどもの発達段階に応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実>	4
2 基本的視点2 <社会的支援の必要性が高いこども・家庭へのきめ細かな支援の充実>	8
3 基本的視点3 <地域のあらゆる構成員による子育て支援の充実>	12
4 指標（数値目標）の状況	14
5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 本市が目指すべき姿	20
1 基本理念	20
2 指標（数値目標）	21
2 基本理念に沿った支援を実現するための基本的視点	22
3 施策体系	23
4 持続可能な開発目標（SDGs）への対応	24
第4章 施策展開	26
【基本的視点1】こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実	26
重点施策(1) 妊娠・出産支援と母子の健康の増進	26
重点施策(2) 乳幼児期の教育・保育の総合的な推進	30
重点施策(3) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進	34
重点施策(4) こども・若者の居場所の確保	39
重点施策(5) こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養	42
重点施策(6) 身近で多様な相談支援の充実	48
重点施策(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減	51
【基本的視点2】社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実	54
重点施策(1) 児童虐待防止対策の推進	54
重点施策(2) 社会的養育の充実・強化	58

重点施策(3) 障害のあるこども・若者への支援	61
重点施策(4) いじめ・不登校等対策の推進	68
重点施策(5) ヤングケアラー等への支援	71
重点施策(6) こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進	73
重点施策(7) ひとり親家庭への支援	78
重点施策(8) 外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援	81
 【基本的視点3】地域のあらゆる主体による子育て支援の充実	83
重点施策(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	83
重点施策(2) 子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備	88
重点施策(3) 安全・安心なまちづくりの推進	90
重点施策(4) こども・若者の意見をいかした取組の推進	93
 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み（需要）と確保方策（供給）	94
1 教育・保育提供区域の設定	94
2 教育・保育の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）	96
1 教育	97
2 保育	98
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）	107
1 時間外保育事業	109
2 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児）	112
3 一時預かり事業（幼稚園型）	113
4 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）	114
5 利用者支援に関する事業	119
6 放課後児童健全育成事業	121
7 子育て短期支援事業	129
8 乳児家庭全戸訪問事業	129
9 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に 対する支援に資する事業	131
10 地域子育て支援拠点事業	132
11 子育て援助活動支援事業（放課後利用）	134
12 妊婦に対して健康診査を実施する事業	134
13 乳児等通園支援事業	135
14 産後ケア事業	136
15 実費徴収に係る補足給付を行う事業	136
【関連計画】第3期広島市障害児福祉計画（抜粋）	137

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、こども・子育て支援に関する施策を体系化した「広島市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画期間：平成27年度～令和元年度、第2期計画期間：令和2年度～令和6年度。以下「支援事業計画」といいます。）を策定し、おおむね18歳未満のこどもや子育て家庭等を対象として、「すべてのこどもの現在と将来を社会全体で支える、こどもと子育てに優しいまち“ひろしま”の実現」を目指しています。

その実現に向けては、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、家庭を基本として行われるこどもの養育をめぐる環境が変化し、子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えている中、こどもの養育に第一義的責任を有する保護者が子育てに伴う喜びを実感できるようになるとともに、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにする必要があります。そのためには、社会のあらゆる主体が連携・協働し、子育て家庭を支援していくことが重要です。

また、近年、顕在化しているヤングケアラーやこどもの貧困、児童虐待など子育て家庭で生じている問題の背景には、家族の疾病や障害、介護、保護者自身の被虐待経験や不安定な就労など様々な要因が複合的に重なり合っており、多様な支援機関の連携・協働によるきめ細かな支援が必要となっています。これらの問題の多くは、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、プッシュ型・アウトリーチ型の支援などにより、問題を抱えている家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげていく必要があります。

さらに、こうした問題を抱える家庭を中心に、成年年齢を迎えた18歳以上の若者の中には、進路や就労、人間関係等に悩みや不安を抱え自立に向けて困難に直面している者がいることから、若者が自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、そして、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、安心してこどもを産み育てていくことができるよう、年齢によって途切れることなく支援を行い、貧困や児童虐待など子育て家庭で生じている問題の連鎖を防ぐ必要があります。

このため、令和6年4月、教育委員会から幼児教育・保育に関する業務及び青少年の健全育成に関する業務をこども未来局に移管し、こどもから若者までの支援施策を切れ目なく実施するための組織体制を構築したところです。

国においても、令和5年4月、こども家庭庁を設置するとともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れないよう「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義した上で、こども施策を推進しています。また、同法において、国こども大綱等を勘案して、「市町村こども計画」を定めることを市町村の努力義務と規定しています。

こうしたことから、第3期目となる支援事業計画の策定に当たっては、前計画における理念や施策等を基本とした上で、こども基本法の趣旨も踏まえ、こどもだけでなく若者が抱える課題への支援も盛り込んだ計画として策定します。また、その推進に当たっては、こども・若者の最善の利益を優先して考え方を取り組むことを表すため、計画の名称を「広島市こども・若者計画」（以下「本計画」といいます。）とします。

② 計画の位置付け

本計画は、関係法等が要請する趣旨に沿って、以下のとおり位置付けます。

- ◇ 「広島市基本計画」の部門計画
- ◇ 「広島市地域共生社会実現計画」の理念に基づく福祉分野の個別計画
- ◇ 「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ◇ 「こども基本法」に基づく市町村こども計画
- ◇ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画
- ◇ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画
- ◇ 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画
- ◇ 「児童福祉法」に基づく市町村整備計画
- ◇ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画
- ◇ 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく成育医療等に関する計画

③ 計画の対象

本計画は、全ての子ども及び若者、子どもを育て又は育てようとする家庭、地域住民、地域団体、事業者、行政など、市内の全ての個人及び団体を対象とします。

本計画において、「こども」は、心身の発達の過程にある者をいいます。

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満までを対象とする場合には、「若者」を用いています。

④ 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

⑤ 計画の推進

1 推進体制

(1) 関係部局との連携による総合的な施策の推進

子ども・若者・子育てに関する施策は、福祉だけでなく、保健、教育、まちづくりなど、様々な分野にわたっているとともに、近年、子育て家庭が抱える問題が複雑化・複合化する傾向にあることから、こども未来局を中心に、関係部局との緊密な連絡調整や情報共有を行い、施策分野や組織をまたいで連携・協力して総合的に施策を推進します。その際、広島市地域共生社会実現計画、広島市健康づくり計画（元気じゅけんひろしま 21）、広島市障害者計画、広島市障害児福祉計画、広島市教育大綱、広島市男女共同参画基本計画等の関連計画との調和を図りながら取り組みます。

(2) 社会のあらゆる主体の連携・協働による施策の推進

子どもの養育に係る不安や悩みを保護者が一人で抱え込むなどの子育て家庭の孤立化を防止し、地域全体で子育てを支える社会を実現していくことが重要であるため、子育て家庭と共に、地域住民、地域団体、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して施策を推進します。その際、共助の果たす役割の重要性に鑑み、地域においては、地区社会福祉協議会や町内会・自治会、広島型地域運営組織「ひろしま LMO(エルモ)」など多様な主体が子ども・子育て支援を我が事として認識し、参画できる環境づくりを促進します。

(3) 広島広域都市圏構成市町や広島県等との連携・協力による施策の推進

広島広域都市圏が目指す「住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏」の実現に向け、こども・若者・子育て支援に関する共通課題に対する施策の共同実施や、各市町の有する行政資源の相互利用、広島市による行政サービスの補完など、都市圏を構成する市町と連携して施策の充実に取り組みます。また、広島県を始めとする関係機関や関係団体等と協力しながら施策を推進します。

2 点検、進行管理及び見直し

毎年度、本計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、現状の分析及びニーズの把握等を行います。また、子どもの保護者や事業者、学識経験者等で構成する「広島市こども・子育て会議（広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」に進捗状況等を報告し評価や意見を求めるとともに、子ども・若者から意見を聴取するなど、P D C Aサイクルによる適切な進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、広島市こども・子育て会議における審議内容、子ども・若者の意見や施策への反映状況等をホームページなどで広く市民に公表します。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と今後の課題

前計画の計画期間における、三つの「基本的視点」ごとの施策の「推進状況」、関連する「国等の動向」、「本市の現況」及び「今後の課題」、「指標（数値目標）の状況」並びに「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進状況」は、以下のとおりとなっています。

1 基本的視点1 <子どもの発達段階に応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実>

(1) 推進状況

- ◇ 「妊娠・出産支援と母子の健康の増進」として、産婦人科等への宿泊や通所等により産後の母親の心身のケアや育児指導などを行う妊娠・出産包括支援事業の利用期間等を拡充したほか、多胎児妊婦の健診回数の上限を拡充し、予定日を超過した妊婦の健診回数の上限を撤廃しました。また、3歳児の健康診査時の視力検査に、他覚的屈折検査機器による弱視の早期発見のための検査を令和2年度から新たに加えたほか、不育症の検査に要する費用の助成を令和3年度から新たに開始し、プレパパママ教室の回数等を令和6年度に拡充しました。
- ◇ 「乳幼児期の教育・保育の総合的な推進」として、ハード整備により保育園等の受入枠を拡大するとともに、各区に保育サービスアドバイザーを配置して保護者に情報提供を行うなど受入枠を効率的に活用するためのソフト対策を実施し、令和6年度に“待機児童ゼロ”となりました。また、令和5年度に障害児保育に係る保育士の加配基準を拡充し、令和6年度に「こども誰でも通園制度」の試行事業を実施するとともに、第2子以降の育児休業を取得した際ににおける第1子等が継続して在園できる期間の延長や、慣らし保育の期間の延長を実施しました。
- ◇ 「個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進」として、「確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育」を推進するとともに、平和教育や特別支援教育の推進など多様な教育を推進しました。また、スクールソーシャルワーカーや英語指導助手の増員、「まちぐるみ『教育の糸』プロジェクト」の実施校の拡充、コミュニティスクールの導入、不登校児童生徒の社会的自立を支援する「ふれあい教室（教育支援センター）」の設置数の拡充、ＩＣＴ環境の整備など、教育環境の充実に取り組みました。
- ◇ 「放課後等の子どもの居場所の確保」として、児童館の整備を計画的に進めました。また、放課後児童クラブについて、クラスの増設により受入枠を拡大するとともに、サービスを維持・向上させながら将来にわたって安定した運営を行うため、子育て家庭の経済的負担への配慮を重視した負担軽減措置を導入した上で令和5年度から有料化し、長期休業中の昼食配送サービスの実施や第二土曜日の開所、エアコンの更新などサービス向上策を実施しました。
- ◇ 「青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養」として、少年サポートルームの開催回数を増やすなど非行防止対策を推進したほか、子ども会活動への支援を通して、子どもの主体性や自立性、社会性を育む機会の充実を図りました。また、若者が主体となって企画・運営する「若者による平和の誓いの集い」を令和2年度から新たに開催するなど、様々な体験や活動ができる機会を提供しました。
- ◇ 「子育て家庭等に対する相談支援体制の充実」として、保健師の地区担当制の導入や区役所厚生部の再編など、地域における包括的な支援体制を構築するとともに、常設オープンスペースの設置数の拡大、こども家庭センターや児童家庭支援センターの設置、親子のための相談LINEの開設など、相談支援体制を強化しました。

◇ 「子育て家庭の経済的負担の軽減」として、こども医療費の通院の補助対象年齢を令和3年度に小学6年生まで拡大するとともに、未就学児の負担軽減を図りました。また、妊娠や出生の届出を行った妊婦や養育者に対し、出産・子育て応援給付金を支給する事業を令和4年度から新たに開始するとともに、低所得世帯の妊婦が、妊娠の判定を受けるために産婦人科を受診した際の初回受診費用への助成を令和5年度から開始しました。令和6年度には、2人以上のことどもがいる家庭における保育料・副食費の減免範囲を拡充したほか、児童手当や児童扶養手当の拡充、こども医療費の通院の補助対象年齢を中学3年生まで拡大しました。

(2) 国等の動向

- ◇ こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年度に施行され、全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、健やかな成長・発達が図られることなど、福祉に係る権利が等しく保障されることや、教育を受ける機会が等しく与えられることが、基本理念として明記されました。
- ◇ 「こども大綱」が令和5年度に策定され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること等が、こども施策の基本的な方針として示されました。
- ◇ 「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」が令和4年度に策定され、こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、便利なものにしていくことができるよう、こども政策DXを推進していくことが示され、令和6年度に「こども政策DXの推進に向けた取組方針 2024」として全面改訂されました。
- ◇ 「新子育て安心プラン」が令和2年度に策定され、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応できるよう、令和3年度から令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することが目標として示されました。
- ◇ 「保育園等における保育士の配置基準」が令和5年度に改正され、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされた上で、令和6年度から、3歳児については20対1から15対1に、4・5歳児については30対1から25対1にそれぞれ見直されました。また、1歳児については、令和5年度に策定された「こども未来戦略」において、保育人材の確保等との関係も踏まえつつ、令和7年度以降、早期に6対1から5対1への改善を進めることとされました。
- ◇ 「教育進化のための改革ビジョン」が令和3年度に策定され、初等中等教育段階の教育政策について、個々に最適な学びを提供するとともに、地域や企業とも連携して学校内外での豊かな体験機会を確保するよう施策展開の方向性が示されました。
- ◇ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が令和2年度に策定され、学校の働き方改革も考慮した部活動改革として、休日の部活動の段階的な地域移行等の取組を進めることができました。
- ◇ 令和2年度から小学校での英語教育が必修化となったほか、令和4年度から小学5・6年生の教科担任制が本格的に導入されました。

- ◇ 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が令和2年度に改正され、小学2年生から6年生までの学級編成を、令和7年度までの5年間で、それまでの40人から段階的に35人以下とすることが規定されました。
- ◇ 「子どもの居場所づくりに関する指針」が令和5年度に策定され、地域との関わりの希薄化や少子化の進展により子どもの居場所づくりの重要性が増していることから、子どもの居場所づくりを強力に推進することが定めされました。
- ◇ 放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態であること）の向上と共に働き・共育での推進を図るため、放課後児童クラブの受け皿整備を推進するなど、令和5・6年度に集中的に取り組む内容が「放課後児童対策パッケージ」として令和5年度にとりまとめられ、示されました。
- ◇ 「民法」が改正され、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられ、18歳、19歳の若者は、親の同意を得なくても自分の意思で契約できるようになりました。
- ◇ 「児童福祉法」等が令和4年度に改正され、市町村が、全ての妊娠婦・子育て家庭・子どもへ一体的に相談支援を行う「子ども家庭センター」や、全ての子育て家庭や子どもから身近な場所で相談を受けることができるよう「地域子育て相談機関」の設置に努める旨が規定されました。
- ◇ 「子ども未来戦略」が令和5年度に策定され、「加速化プラン」として、児童手当の拡充、出産・子育て応援交付金の制度化などライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、リ・スクリーニングによる能力向上支援など若い世代の所得向上に向けた取組の実施、児童扶養手当の拡充や子ども誰でも通園制度の創設など全ての子育て世帯を対象とする支援の拡充が示されました。

(3) 本市の現況

- ◇ 本市が、0歳から11歳の子どもがいる家庭を対象に、令和5年度に実施した「広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」といいます。）では、約半数の保護者が「子育てに関する悩みや不安等がある」と回答しています。また、就学前児童の保護者の約4割、就学児童の保護者の約5割が、「子どもに体罰を与えたこと」、「子どもを虐待しているのではないかと思い悩んだこと」、「出産や育児でうつ病（状態）となったこと」、「自殺を考えたこと」、「育児放棄になったこと」のいずれかがあると回答しています。
- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、家庭訪問指導事業）の訪問率は年々増加しており、令和5年度では、令和2年度の59.6%から33.7ポイント増の93.3%となっています。
- ◇ ニーズ調査では、子育ての精神的な負担軽減のために必要な支援として、「子どもの一時預かりなど親がリフレッシュするための支援」、「同じくらいの年齢の子どもを持つ親と気軽に交流できる場の提供」、「ヘルパーなどによる家事・育児支援」、「子育てについていつでも気軽に相談できる体制の整備」等の回答が多くあり、多様な子育て支援ニーズが存在しています。
- ◇ 就学前の子どもの数は、令和2年度の60,759人から令和6年度の51,815人と減少している一方で、保育園等に入園している子どもは約2万7千人で推移しており、その割合は令和2年度の45.0%から令和6年度の52.6%と7.6ポイント増加しています。
- ◇ 保育園等の待機児童数は、ハード・ソフト両面の取組により減少傾向にあり、令和6年度に、平成7年度の調査開始以降初めて“待機児童ゼロ”を達成しました。

- ◇ 放課後児童クラブの利用申込者は、令和2年度の11,662人から令和6年度の13,007人へと増加しています。また、待機児童数は、令和2年度以降増減を繰り返し、令和6年5月時点では96人となっています。
- ◇ 一方で、県内の保育士の有効求人倍率が全国で2番目に高くなっているなど、保育や放課後児童クラブを担う人材が不足しています。
- ◇ 本市が、小学5年生とその保護者及び中学2年生とその保護者を対象に、令和5年度に実施した「広島市子どもの生活に関する実態調査」（以下「生活実態調査」といいます。）では、充実してほしい支援として、小学5年生の保護者のうち38.5%が「発展的な学習への支援」を、24.8%が「基礎的な学習への支援」を求めています。
- ◇ 本市が、小学生とその兄弟姉妹（小学生以上18歳未満）を対象に、令和5年度に実施した「こどもアンケート」では、31.6%の子どもが「家や学校以外に、ここに居たいと感じる居場所がない」と回答しています。また、生活実態調査では、居場所を利用した効果として、小学5年生では、「友だち」や「気軽に話せる大人」、「生活の中で楽しみなこと」、「ほっとできる時間」が増えたと回答した割合が、おおむね30%を超えて高くなっています。
- ◇ 一方で、子ども会活動が行われていない地域があるなど、地域でのこどもたちの様々な体験活動や交流活動の機会が乏しくなっています。
- ◇ 警察が検挙・補導した非行少年は、令和3年の330人から、令和4年に406人、令和5年に453人と増加しています。
- ◇ ニーズ調査では、おおむね半数の保護者が、「子育てに関し、悩んでいることや困っていること、不安に感じていることがある」と回答し、約15%の保護者が、子育ての精神的負担を減らすために必要な支援として、「子育てについていつでも気軽に相談できる体制の整備」と回答しています。また、こどもアンケートでは、約20%の子どもが「悩んでいることや困っていることがある」と回答し、そのうち約20%の子どもが「気軽に話せて相談できる人や場所がない」と回答しています。
- ◇ 生活実態調査において、本市が行っている各種の支援制度を、「手続がわからない」、「利用しにくい」、「今まで知らなかった」等の理由により、「利用したいが利用できていない」と回答した相対的な貧困家庭やひとり親家庭が一定数あったように、経済的支援制度をはじめ、現行の支援制度について十分に知られておらず、制度利用につながっていない状況があります。
- ◇ ニーズ調査では、約70%の保護者が、子育ての精神的負担を減らすために必要な支援として、「子育てにかかる経済的支援の充実」と回答しています。

(4) 今後の課題

- ◇ 子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えていること等を踏まえ、母子の健康を確実に確保し、親の心身の安定とともに、こどもが健全に成長するよう、妊娠・出産支援と母子の健康の増進に一層取り組む必要があります。
- ◇ 保育士の安定的な確保を図りつつ、多様化する保護者ニーズへの対応や、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、持続可能な提供体制の構築を行うなど、乳幼児期の教育・保育の総合的な推進に一層取り組む必要があります。
- ◇ 保護者の多様な学習支援ニーズに応え、家庭、学校、地域が連携・協働しながら、誰一人取り残さない、「豊かで深い学び」による広島らしい教育を実現することで、こどもたちがその可能

性を最大限に発揮することができるよう、個に応じたきめ細かな質の高い教育を一層推進していく必要があります。

- ◇ こども・若者の孤独・孤立を防ぎ、様々な学びや体験をしながら成長できるよう、安全で安心して過ごせるこども・若者の居場所の確保に一層取り組む必要があります。
- ◇ 地域におけるこども・若者の体験活動や交流活動の機会が減少していること等を踏まえ、こども・若者の主体性や自立性、社会性を育む機会の充実を図るほか、問題行動の早期発見・早期指導による非行防止対策の推進など、こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養に一層取り組む必要があります。
- ◇ 悩みや困りごとを抱えながらも、どこにも相談できずに、支援制度があっても知ることができないまま適切な支援につながっていない子育て家庭が存在していること等を踏まえ、課題を抱えながらも顕在化していない支援を要するこども・若者や子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげるよう、また、多感な時期にあるこども・若者が、悩みや困りごとを抱えながら誰にも相談できないまま事態が悪化しないよう、身近で多様な相談窓口や機関の充実、支援制度の積極的な周知・活用等に一層取り組む必要があります。
- ◇ 支援ニーズが高い子育てに係る経済的負担を軽減するため、国において策定した総合的な対策を前提にしながら、子育て家庭の実態を踏まえ、適切な支援に一層取り組む必要があります。

2 基本的視点2 <社会的支援の必要性が高いこども・家庭へのきめ細かな支援の充実>

(1) 推進状況

- ◇ 「児童虐待防止対策の推進」として、支援の必要性が高い妊産婦とその児童を対象に、産前・産後に母子生活支援施設で受け入れ、相談支援や育児支援、家事支援を行う親子支援事業を令和4年度から新たに開始しました。また、児童相談所について、児童福祉司や児童心理司等の増員、弁護士の配置時間の拡充、現役警察官の配置による体制強化などソフト面の充実強化と合わせて、狭隘化・老朽化している施設の建て替え整備を行い（令和5年度に竣工）、支援体制を充実させました。
- ◇ 「社会的養育の充実・強化」として、児童養護施設等が児童指導員等の補助者を雇用する場合に必要経費の補助を行う事業を令和2年度から新たに開始し、令和4年度に相談支援等を行うスーパーバイザーの雇用を対象に加えるなど段階的に拡充しました。また、里子を受託しようとする者への支援として、受託前における面会や研修参加の交通費等の補助を令和2年度から新たに開始しました。
- ◇ 「障害のあるこどもに対する支援」として、医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する在宅レスパイト事業を令和5年度から新たに開始しました。また、令和6年度から、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して支援を行う居宅訪問型の発達支援事業や、医療的ケア児への通学支援に向けたモデル事業、発達障害者を対象に自立した生活に必要な基本的な生活の知識・技術等を養う訓練を新たに開始しました。
- ◇ 「いじめ・不登校等対策の推進」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数の拡充、ふれあい教室（教育支援センター）の増設など、全てのこどもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめに関する総合的な対策や不登校対策などに取り組みました。

- ◇ 「子どもの貧困対策の推進」として、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。また、令和6年度から、学習支援事業に参加する児童扶養手当受給世帯や低所得の子育て世帯に対し、大学等を受験する際の受験料や模擬試験受験料の補助を開始しました。さらに、各区に新設した「子ども家庭センター」において、面談や窓口相談、家庭訪問等の実施により、子育てに関するこのほか、就労や経済的な状況などを把握し、必要に応じてサポートプランを作成して各種手当等の案内を行うなど、支援策の利用につなげました。
- ◇ 「ひとり親家庭への支援」として、居場所づくり事業の実施場所や対象者を拡充するとともに、養育費に関する公正証書の作成等に必要となる費用の補助を令和5年度から新たに開始し、児童扶養手当を令和6年度に拡充しました。
- ◇ 「外国にルーツを持つ子ども及びその保護者に対する支援」として、日本語教育コーディネーターの配置による外国人市民への日本語教育の推進のほか、外国にルーツを持つ子どもが他の子どもとの関わりを深めていけるよう、コミュニケーションを支援する多文化共生担当の保育士をモデル園として基町保育園に配置し、そこで得られた成果を他の公立・私立保育園等に広める取組を令和2年度から新たに開始しました。

(2) 国等の動向

- ◇ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が令和4年度に策定され、児童福祉司や児童心理司を増員することなどが目標として定められました。
- ◇ 「児童福祉法」が令和4年度に改正され、児童相談所の入所措置や一時保護等の際に、児童の意見聴取等の措置を講ずることや、児童の意見表明等を支援すること等が規定されました。また、児童養護施設や里親などの社会的養護が終了した後の子ども・若者（ケアリーバー）について、児童自立生活援助事業の年齢要件等が弾力化され、満20歳以降も同じ施設等に入所等し続けることが可能となりました。
- ◇ 「こども基本法」が令和5年度に施行され、家庭での養育が困難な子どもについて、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することが基本理念に明記されました。
- ◇ 「障害者差別解消法」が令和3年度に改正され、合理的配慮の提供が事業者に義務付けられました。
- ◇ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年度に制定され、国や地方公共団体は、医療的ケア児やその家族に対する支援施策を実施することが規定されました。
- ◇ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年度に制定され、共生社会の実現に資するため、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進することが規定されました。
- ◇ 「障害者総合支援法」が令和4年度に改正され、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活や就労支援の強化等の措置を講ずることが規定されました。
- ◇ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年度に改訂され、児童生徒・保護者からの申し出があった際に、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施するよう、学校や関係者の対応をより明確化するとともに、円滑かつ適切な調査の実施や、いじめ対象児童生徒・保護者等に寄り添った対応が示されました。

- ◇ 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」が令和5年度に取りまとめられ、自殺リスクの早期発見や的確な対応、自殺の要因分析等、子どもの自殺対策の強化に関する施策が示されました。
- ◇ 「こども大綱」が令和5年度に策定され、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること等、こども施策の基本的な方針が示されました。
- ◇ 「子ども・若者育成支援推進法」が令和6年度に改正され、ヤングケアラーが、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として規定されました。
- ◇ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6年度に改正され、法律の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、子どもの貧困の解消に向けた対策は、現在の貧困の解消と将来の貧困を防ぐことを旨として推進されなければならないこと等が規定されました。
- ◇ 「児童扶養手当法」が令和2年度に改正され、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるよう見直しが行われました。また、令和6年度の改正により、児童扶養手当の所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げされました。
- ◇ 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が令和4年度に策定され、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」と共に毎年度改訂され、外国人との共生社会の実現に向けて取り組むべき具体的施策の見直し等が行われました。

(3) 本市の現況

- ◇ 児童相談所が受けた児童虐待の相談・通告件数は、令和3年度以降、過去最多を連続で更新しております、令和5年度では2,884件となっています。
- ◇ 社会的養育が必要な要保護児童数は、令和2年度の283人から減少と増加を経て、令和5年度では283人となっています。また、里親やファミリーホームへの委託児童数は、令和2年度では58人、令和5年度では59人となっています。
- ◇ 18歳未満の障害児数（手帳所持者数）は年々増加しており、令和6年3月末時点では、令和3年3月末時点の5,354人から477人増の5,831人となっています。
- ◇ 発達障害に係るこども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含みます。）での新規の診療件数は増加傾向にあり、令和5年度では、平成30年度の1,291件から281件増の1,572件となっています。
- ◇ いじめの認知件数は、令和2年度の3,620件から、令和5年度の3,923件と303件増加しています。また、不登校の児童生徒数は、令和2年度の2,162人から、令和5年度の3,857人と1,695人増加しています。
- ◇ 生活実態調査によると、「自分がヤングケアラーにあてはまると思う」と回答した子どもの割合は、小学5年生で1.5%、中学2年生で0.9%となっており、「分からない」と回答した子どもの割合は、小学5年生で27.0%、中学2年生で20.0%となっています。
- ◇ 生活実態調査によると、相対的な貧困家庭（等価世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭をいいます。）の割合は、小学5年生の家庭で8.7%、中学2年生の家庭で10.8%となっています。
- ◇ ひとり親の世帯数は、令和2年の国勢調査によると、母子家庭は6,945世帯、父子家庭は724世帯となっており、いずれも平成27年の前回調査と比較して、20%近く減少しています。

- ◇ 生活実態調査によると、ひとり親家庭における相対的な貧困家庭の割合は、小学5年生のひとり親家庭で52.5%（ふたり親家庭で4.5%）、中学2年生のひとり親家庭で59.8%（ふたり親家庭で5.3%）と高くなっています。また、ひとり親家庭におけるパートやアルバイト等の非正規雇用の割合は、小学5年生の母子家庭で38.1%、中学2年生の母子家庭で33.0%となっています。
- ◇ 生活実態調査によると、学校の授業が「わからない」と回答した子どもの割合（「教科によつてはわからないことがある」を含みます。）は、相対的な貧困家庭やひとり親家庭の子どもで高く、授業の理解度が低くなっています。また、将来、「大学またはそれ以上」に進学を希望する子どもの割合は、相対的な貧困家庭やひとり親家庭の子どもで低くなっています。さらに、保護者の心理的な状態について、「うつ・不安障害相当」と考えられる割合は、相対的な貧困家庭やひとり親家庭の保護者で高くなっています。
- ◇ 外国人市民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を除いては増加し続けており、令和6年10月末時点で22,950人と総人口の1.95%となっています。また、そのうち、18歳未満の外国人市民は2,024人、18歳から29歳の外国人市民は7,699人となっています。
- ◇ 国が令和4年度に実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもりの定義に当てはまる15歳から39歳までの回答者の割合が2.05%となっていることから、本市においても、自立に困難を抱える若者や、進路や人間関係、就労等に悩みや不安を抱える若者が一定数存在していると考えられます。

(4) 今後の課題

- ◇ 児童虐待の相談・通告件数が増加傾向にあること等を踏まえ、児童虐待の根絶を図るため、児童虐待の防止対策を一層推進していく必要があります。
- ◇ 社会的養育が必要な要保護児童について、里親やファミリーホームへの委託が伸び悩んでいること等を踏まえ、家庭的環境での養育を優先するなど、社会的養育の充実・強化に一層取り組む必要があります。
- ◇ 発達障害を始めとする障害のある子ども・若者が増加していること等を踏まえ、障害のある子ども・若者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害のある子ども・若者への支援に一層取り組む必要があります。
- ◇ いじめの認知件数と不登校の児童生徒数が依然として高い水準で推移していること等を踏まえ、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ・不登校等の対策を一層推進していく必要があります。
- ◇ ヤングケアラーである子ども・若者を早期に把握し必要な支援につなげていくなど、ヤングケアラーやその家庭等への支援に一層取り組む必要があります。
- ◇ 相対的な貧困家庭では、子どもの学習面や若者の進学面、保護者の精神面など様々な課題が存在していること等を踏まえ、子どもの現在・将来がその成育環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、子ども・若者の貧困の解消に向けた対策を一層推進していく必要があります。
- ◇ ひとり親家庭においては、相対的貧困の割合が高く、不安定な就労状況にあるなど様々な課題が存在していること等を踏まえ、ひとり親家庭が自立し安定した生活を送れるよう、支援に一層取り組む必要があります。

- ◇ 外国人市民は、こども・若者も含めて増加し、国籍や生活状況なども多様化していること等を踏まえ、外国にルーツを持つこども・若者やその保護者が自立し安定した生活を送れるよう、支援に一層取り組む必要があります。
- ◇ 成年年齢を迎えた18歳以上の若者の中には、ひきこもり状態にあるなど自立に向けて困難に直面している若者が存在していること等を踏まえ、若者が自分らしく自立した社会生活を送れるよう、若者への支援に一層取り組む必要があります。

3 基本的視点3<地域のあらゆる構成員による子育て支援の充実>

(1) 推進状況

- ◇ 「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」として、常設オープンスペースについて、令和2年度から令和6年度までの5年間で5か所増設するとともに、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等、機能を充実させました。
- ◇ 「子育てに対する地域社会の理解の促進」として、子育てオープンスペースや子育て支援講座等を公民館で開催し、地域における子育て支援の輪を広げる取組を実施しました。
- ◇ 「子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備」として、女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、中小企業等を対象に、働きやすい職場づくりに関する無料相談やセミナーを開催し、良質な職場環境づくりを推進しました。
- ◇ 「安全・安心なまちづくりの推進」として、こどもの見守り活動の促進や、防犯カメラの設置費用の補助等により、地域全体でこどもの安全を守る取組を促進しました。また、交通マナーや自転車の正しい乗り方などについての交通安全教室を実施しました。

(2) 国等の動向

- ◇ 「社会福祉法」が令和2年度に改正され、地域共生社会の実現を図るため、地域福祉の推進に関する方向性や具体的な手法が改めて示されました。
- ◇ 「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年度に策定され、出産・育児等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和が重要であり、企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等が連携し、働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進することが示されました。
- ◇ 「育児・介護休業法」が令和3年度に改正され、産後パパ育休の創設や育児休業の分割取得化など、柔軟な育児休業の取得を促進する取組が開始されるとともに、育児休業の取得状況の公表が一定規模以上の事業主に義務付けられました。また、令和6年度の改正により、残業の免除の対象や、子の看護休暇の対象となる子の範囲、育児休業取得状況の公表の義務付け対象が拡大されました。
- ◇ 「道路交通法」が令和6年度に改正され、スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為や画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象になりました。また、16歳以上の自転車の交通違反に対し、青切符を交付して反則金を納付させる交通反則通告制度が令和8年までに施行されることになりました。
- ◇ 「こども基本法」が令和5年度に施行され、全てのこどもについて、基本的人権が保障されること、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることが基本理念に明記さ

れました。また、国や地方公共団体は、子どもに関する施策を策定・実施・評価するに当たっては、子どもや保護者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう定められました。

(3) 本市の現況

- ◇ 町内会・自治会の加入率は年々減少しており、令和6年度では51.8%となっています。
- ◇ 令和4年度に実施した「地域福祉に関する市民意識調査」では、地域の課題解決に向けた住民同士の支え合いができると「あまり思わない」又は「思わない」と回答した人の割合は54.3%となっています。
- ◇ 常設オープンスペースの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度では31,848人となっていましたが、令和4年度以降増加しており、令和5年度では、89,118人となっています。
- ◇ 三世代同居率は減少しており、令和2年の国勢調査では、平成27年の調査時の2.7%から0.7ポイント減の2.0%となっています。
- ◇ 市内における25歳から44歳までの女性の就業率は増加傾向にあり、令和2年度では76.2%となっています。
- ◇ ニーズ調査によると、育児休業の取得状況について、母親は、「取得した（又は取得中）」との回答が58.4%、「取得していない」との回答が8.6%であるのに対し、父親は、「取得した（又は取得中）」との回答が17.8%、「取得していない」との回答が76.1%となっています。また、ニーズ調査では、育児休業を取得していない父親の37.5%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答し、子育ての精神的負担を減らすために必要な支援として、約50%の保護者が「配偶者・パートナーの育児参加のための労働環境整備」と回答しています。
- ◇ こどもを対象とした声掛け事案等の件数は、令和2年度以降増減を繰り返し、令和5年度では564件となっています。
- ◇ こどもが当事者となった交通事故の件数は、令和2年度以降増減を繰り返し、令和5年度では177件となっています。
- ◇ こどもの見守り活動者数は、令和6年度では、令和2年度の約101,000人から約6,000人減の約95,000人となっています。
- ◇ 本市において、平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨、令和3年8月の大震災と立て続けに自然災害が発生しています。
- ◇ こどもアンケートでは、「国や広島市がこどもたちのために力を入れた方がいいと思うこと」について、17.9%のこどもが、「こどもに関することを決めるときに、子どもの意見をちゃんと聞いてくれること」と回答しています。

(4) 今後の課題

- ◇ 地域との関わりの希薄化に伴い、地域課題の解決に向けた住民同士の支え合い意識も低下していること等を踏まえ、地域において子育て家庭が孤立しないよう、地域社会全体でこどもを育む気運の醸成とともに、自助と公助をつなぐ共助の取組の展開を行政としてバックアップするなど、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。

- ◇ 男性の育児休業取得率が低い水準にあるとともに、制度を利用しやすい職場環境が存在していること等を踏まえ、男女共に職業生活と子育てなど家庭生活を両立させることができるように、子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備に一層取り組む必要があります。
- ◇ こどもが不審者から声を掛けられる事案等が多く発生していることや、自然災害が頻発化・激甚化していること等を踏まえ、こども・若者を事件・事故や災害等から守るため、安全・安心なまちづくりを一層推進していく必要があります。
- ◇ 意見表明を求めるこども・若者の声やこども基本法の基本理念等を踏まえ、こども・若者の状況やニーズをより的確に把握し、こども・若者の社会の一員としての主体性や自己肯定感等を高めることができるよう、こども・若者に関する施策について、こども・若者の意見をいかした取組を一層推進していく必要があります。

4 指標（数値目標）の状況

前計画では、基本理念の実現に向けて、以下の指標（数値目標）を設定し、こども・子育て支援施策を推進しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため各種子育て支援サービスの縮小・休止を余儀なくされ、子育て家庭への支援が滞ったことなどにより、令和2年度に大きく数値が下落したものと考えられます。また、生活実態調査によると、支援制度を利用してない理由として「制度を知らなかった」や「手続が分からない、利用しにくい」との回答が一定数あったように、支援策につながっていない子育て家庭が存在していることや、昨今の物価高騰による経済的負担の増加などもあり、数値が回復せず目標には達しなかったと考えています。

指標 ^{※1}	基準値 ^{※2} 31年度	実績値						目標値 ^{※2} 6年度	評価
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
広島市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合	53.4%	42.8%	47.1%	38.0%	42.3%	37.9%	63.8%		未達成

※1 指標の定義

毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、広島市は子育てしやすいまちだと思いますか」という設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合の合計

※2 基準値及び目標値の設定

- ・ 基準値：平成31年度広島市市民意識調査における実績値とする。
- ・ 目標値：同調査において、「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と回答した市民の割合の合計（20.8%）の半数（10.4%）が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。 $(53.4\% + 10.4\%) = 63.8\%$

5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進状況

(1) 幼児教育・保育に係る量の見込みと確保方策の推移

1号認定	保育の必要性なし（3～5歳）	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育の必要性あり（3～5歳）	保育園、認定こども園
3号認定	保育の必要性あり（0～2歳）	保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）

ア 1号認定

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	13,309	12,413	11,549	10,587	9,656
確保方策	人	19,566	19,143	18,937	18,510	17,385

児童数が減少していることや保育需要の増大により、量の見込み（入園児数）は年々減少しており、令和2年度から令和6年度の間で3,653人減少しました。

イ 2号・3号認定

【2号認定】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	16,633	16,722	16,637	16,571	16,586
確保方策	人	17,269	17,578	17,514	17,690	18,046

【3号認定】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	11,489	11,242	11,167	11,152	11,345
確保方策	人	12,150	12,424	12,604	12,653	12,753
特定教育・保育施設	人	11,169	11,404	11,609	11,728	11,609
特定地域型保育事業	人	981	1,020	1,044	1,025	1,044

児童数の減少により、量の見込み（入園申込者数）は令和5年度までは減少傾向にあり、令和6年度は増加したものの令和2年度から令和6年度の間で191人減少しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の推移

ア 時間外保育事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	2,607	2,365	2,197	2,048	2,115
確保方策	人	3,652	3,638	3,604	3,564	3,522

働き方改革の影響等により、量の見込み（利用者数）は令和5年度までは年々減少しており、令和6年度は増加したもの令和2年度から令和6年度の間で492人減少しました。

イ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	5,252	8,299	8,643	11,660	(16,451)
確保方策	人日	25,346	25,360	25,346	25,377	(16,451)
病児・病後児保育事業	人日	25,344	25,344	25,344	25,344	23,616
ファミリー・サポート ・センター事業 (病児・病後児)	人日	2	16	2	33	(83)

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の14,209人日から令和2年度に5,252人日と大幅に減少しましたが、令和3年度以降は年々増加し、令和5年度で11,660人日となりました。

ウ 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	410,908	484,207	517,285	530,078	(363,980)
確保方策	人日	352,800	421,200	558,000	704,880	775,200

保護者の就労状況の変化等により、量の見込み（延べ利用者数）は年々増加しており、令和2年度から令和5年度の間で119,170人日増加しました。

工 一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	15,912	14,963	17,271	20,005	(28,917)
確保方策	人日	35,061	34,623	37,387	37,796	(28,917)
一時預かり事業	人日	29,088	28,512	30,528	31,392	31,680
ファミリー・サポート ・センター事業 (一時預かり)	人日	5,973	6,111	6,859	6,404	(7,630)

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の 26,355 人日から令和2年度に 15,912 人日と大幅に減少しましたが、令和4年度以降は年々増加し、令和5年度で 20,005 人日となりました。

オ 利用者支援に関する事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	8	8	8	8	8
確保方策						
保育サービス相談事業	か所	8	8	8	8	8
地域子育て支援拠点事業						
妊娠・出産包括支援事業						

量の見込み（実施か所数）の増減はありませんでした。

カ 放課後児童健全育成事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	11,662	12,178	12,903	12,200	13,007
確保方策	人	11,555	11,932	12,512	12,046	12,739

共働き世帯の増加などによる需要の増大により、量の見込み（利用申込児童数）は増加傾向にあり、令和2年度から令和6年度の間で 1,345 人増加しました。

キ 子育て短期支援事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	218	413	701	1,184	(646)
確保方策	人日	218	413	701	1,184	(646)

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の 400 人日から令和2年度に 218 人日と大幅に減少しましたが、令和3年度以降は利用施設の増加などにより年々増加し、令和5年度で 1,184 人日となりました。

ク 乳児家庭全戸訪問事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み (訪問率)	人日 %	5,467 59.6	6,585 74.5	6,644 80.2	7,416 93.3	(9,175) (95.0)
確保方策	-	民生委員・児童委員 1,858人、助産師 24名、保健センター保健師 66名で対応	民生委員・児童委員 1,864人、助産師 36名、保健センター保健師 67名で対応	民生委員・児童委員 1,831人、助産師 43名、保健センター保健師 67名で対応	民生委員・児童委員 1,824人、助産師 40名、保健センター保健師 78名で対応	民生委員・児童委員 1,985人に加え、助産師及び保健センター保健師の専門職で対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ訪問人数及び訪問率）は、令和2年度に延べ訪問人数については5,467人日、訪問率については59.6%にとどまりましたが、令和3年度以降は回復して年々増加しており、令和5年度には延べ訪問人数については7,416人日、訪問率については過去最も高い93.3%となりました。

ケ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み (対象世帯数)	回 世帯	280 17	191 12	92 8	97 11	(332) (18)
確保方策	か所	15	12	11	10	(15)

支援を必要とする世帯の状況等により、量の見込み（延べ支援回数）は年度によって増減があり、令和2年度が最も多く280回、令和4年度が最も少なく92回でした。

コ 地域子育て支援拠点事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	32,058	31,848	58,101	89,118	(173,276)
確保方策	か所	20	21	22	23	24
直営型	か所	8	8	8	8	8
公募型	か所	12	13	14	15	16

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の102,486人日から令和3年度の31,848人日まで大幅に減少しましたが、令和4年度以降は年々増加し、令和5年度で89,118人日となりました。

サ 子育て援助活動支援事業（放課後利用）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	707	601	636	256	(1,355)
確保方策	人日	707	601	636	256	(1,355)

援助を必要とする世帯の状況等により、量の見込み（延べ利用者数）は年度によって増減があり、令和2年度が最も多く707人日、令和5年度が最も少なく256人日でした。

シ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人	9,126	8,543	8,255	7,888	(8,066)
受診回数	回	120,500	113,468	110,838	103,452	(100,839)
確保方策	－	<p>【実施場所】市内産婦人科医療機関等 【受診回数】国が定める望ましい基準健診回数 14回 23週まで：4週間に1回 計4回 24～35週：2週間に1回 計6回 36週～分娩：1週間に1回 計4回 【検査項目】国が定める望ましい検査項目</p>				

妊娠の減少により、量の見込み（受診人数及び受診回数）は年々減少しており、令和2年度から令和5年度の間で、受診人数については1,238人、受診回数については17,048回減少しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市が目指すべき姿

1 基本理念

本計画では、「未来を担うことの育成こそが、これから広島の発展の礎になる」という基本的な考え方の下、前計画の基本理念を踏まえつつ、成年年齢を迎えた18歳以上の若者の中には自立に向けて困難を抱えている者がいることから、子どもだけでなく若者が抱える課題への支援も盛り込み、以下の基本理念を掲げ、子ども・若者・子育て支援を推進します。

«基本理念»

すべてのこども・若者の現在と将来を社会全体で支える、
こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”の実現

①「すべてのこども・若者の」

障害のある子もない子も、疾病のある子もない子も、日本人も外国人も、貧困状態にある家庭の子もそうでない家庭の子も、ひとり親家庭の子もふたり親家庭の子も、共働き家庭の子も片働き家庭の子も、虐待を受けている子もそうでない子も、社会的養育が必要な子もそうでない子も、そして、これらの若者も、広島市に居住することも・若者を誰一人取り残しません。

②「現在と将来を」

こども・若者を取り巻く現下の環境の改善・充実のみならず、10年先・20年先のこども・若者の将来を見据え、こども・若者が主体性や自立性、社会性を身に付け、心豊かな大人に成長し、自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、一人一人のこども・若者が有する様々な能力を引き出しつつ、何事にも自己肯定感を持って自ら考え方を取り組む姿勢を育むことを大切にします。

③「社会全体で支える」

「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せの下、子育て家庭と共に、地域住民、地域団体、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら、持続可能性の高い支援を実現し、こども・若者や子育て家庭を社会全体で支えます。

④「こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”の実現」

こども・若者の視点に立ち、こども・若者の最善の利益の確保など、児童の権利に関する条約やこども基本法の精神に則り、一人一人のこども・若者の権利を尊重しながら、18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れることのない、こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”を実現します。また、保護者の子育てに対する負担や不安感や孤立感を和らげつつ、自己肯定感を持ってこどもと向き合い、その成長に喜びを感じることができるように寄り添いながら、こどもの発達段階や子育て家庭が置かれた個々の状況ごとに異なるニーズに応じて、全てのこどもが健やかに育つための支援や一人一人を大切にする教育を受けることができる広島市を実現します。

2 指標（数値目標）

本計画では、基本理念の実現に向けて、計画期間中の本計画全体の推進状況や成果（アウトカム）を把握し必要な改善につなげていくため、以下の指標（数値目標）を設定して、こども・若者・子育て支援施策を推進します。

(1) 「こども支援に関する目標」

指 標	基準値	目標値
普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある“こども”の割合	小学生 92.3% 中学生 90.2% (令和6年度)	小学生 94.7% 中学生 93.9% (令和11年度)

※ 指標の定義

文部科学省が毎年度実施する「全国学力・学習状況調査」における「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という設問に対して、「よくある」又は「ときどきある」と回答した児童生徒の割合の合計

※ 基準値及び目標値の設定

【基準値】令和6年度全国学力・学習状況調査における実績値とする。

【目標値】現状からさらなる上乗せを目指すこととし、現時点で政令指定都市の中で最も高い数值を目標値とする。

(2) 「若者支援に関する目標」

	指 標	基準値	目標値
1	広島市は暮らしやすいまちだと思う“若者”（18歳～29歳）の割合	86.0% (令和6年度)	93.0% (令和11年度)
2	社会生活や日常生活の中で困難さを感じている“若者”（18歳～29歳）の割合	—	—

※ 指標の定義

1：本市が毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、全般的にみて、広島市が暮らしやすいまちだと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した若者（18歳～29歳）の割合の合計

2：本市が令和7年度に新たに実施する調査において社会生活や日常生活の中で困難さを感じていると回答した若者（18歳～29歳）の割合

※ 基準値及び目標値の設定

1：【基準値】令和6年度広島市市民意識調査における実績値とする。

【目標値】同調査において、「思わない」、「あまり思わない」又は「わからない」と回答した市民の割合の合計（14.0%）の半数（7.0%）が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。（86.0%+7.0% = 93.0%）

2：本市が令和7年度に新たに調査を実施し、その結果を踏まえて基準値と目標値を設定する。

(3) 「子育て支援に関する目標」

	指 標	基準値	目標値
1	広島市は子育てしやすいまちだと思う“市民”的割合	37.9% (令和6年度)	67.9% (令和11年度)
2	広島市は子育てしやすいまちだと思う“子育て世帯”(子どもがいる20代～50代の世帯)の割合	41.2% (令和6年度)	70.5% (令和11年度)

※ 指標の定義

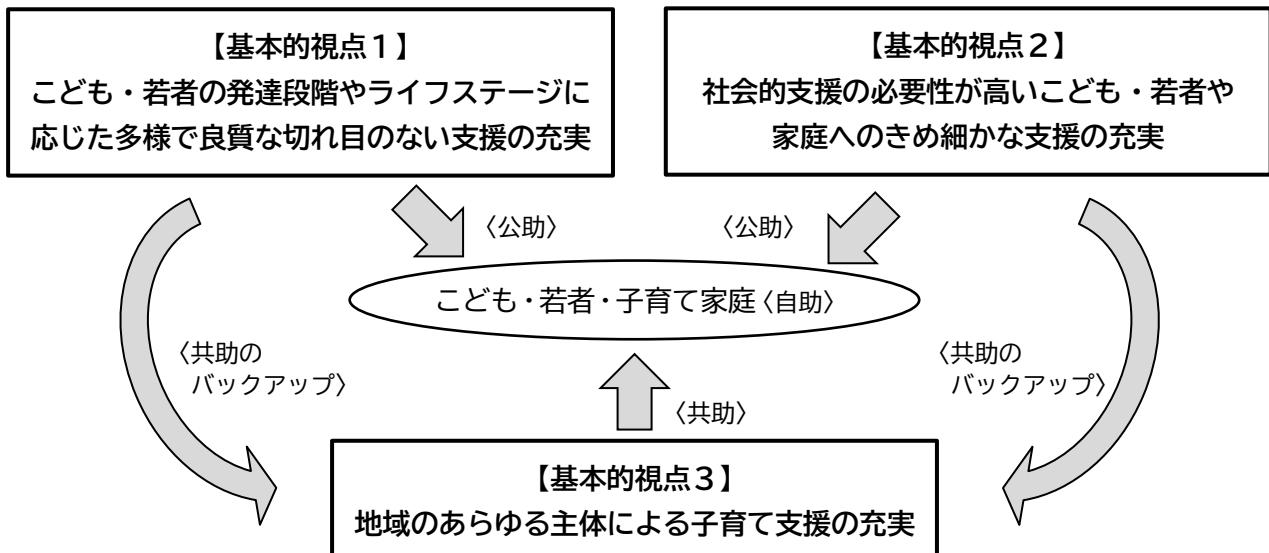
- 1：本市が毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、広島市は子育てしやすいまちだと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合の合計
- 2：本市が毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、広島市は子育てしやすいまちだと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した子育て世帯(子どもがいる20代～50代の世帯)の割合の合計

※ 基準値及び目標値の設定

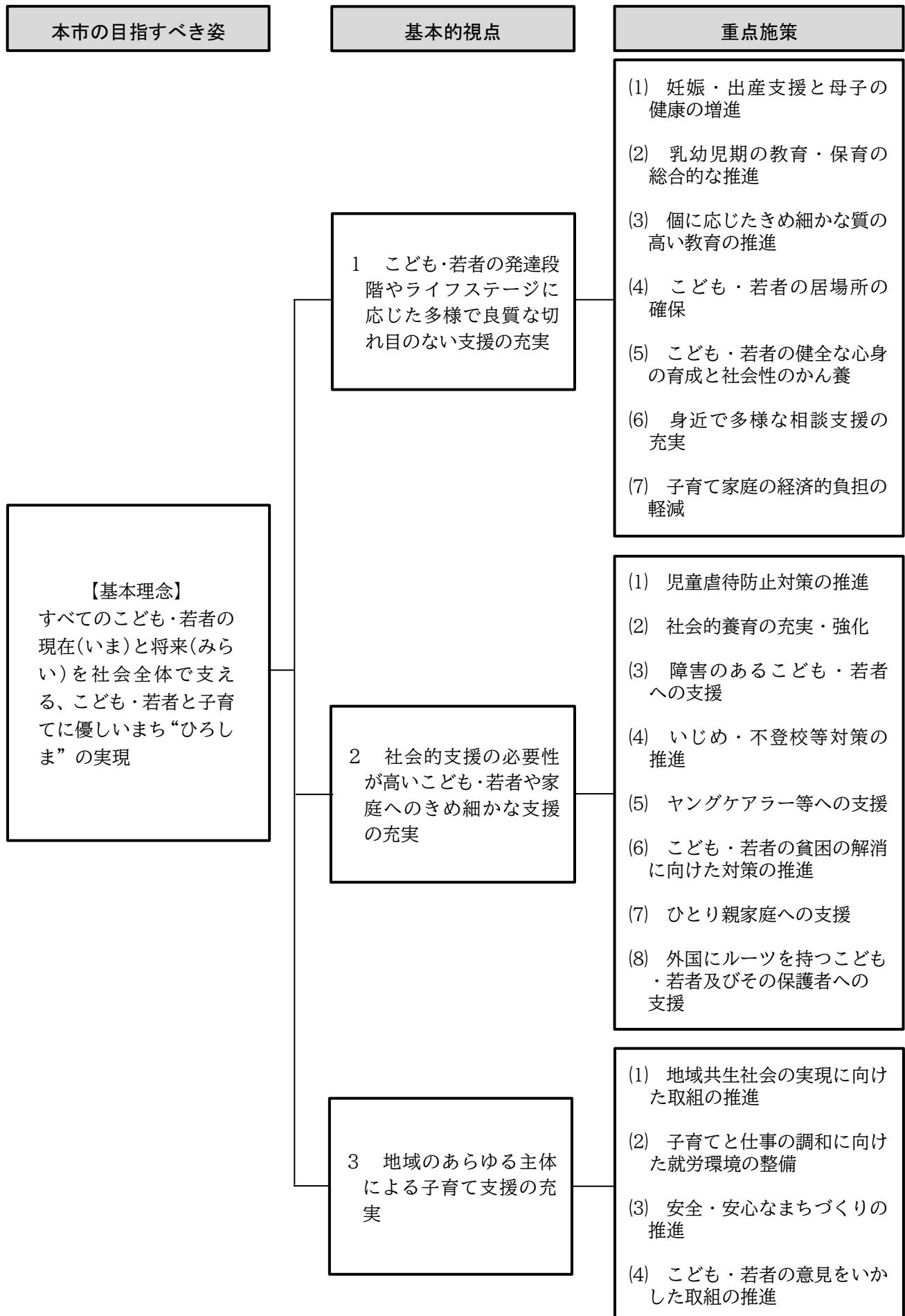
- 1：【基準値】令和6年度広島市市民意識調査における実績値とする。
 【目標値】同調査において、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」又は「わからない」と回答した市民の割合の合計(59.9%)の半数(30.0%)が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。(37.9%+30.0%=67.9%)
- 2：【基準値】令和6年度広島市市民意識調査における実績値とする。
 【目標値】同調査において、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」又は「わからない」と回答した子育て世帯の割合の合計(58.6%)の半数(29.3%)が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。(41.2%+29.3%=70.5%)

② 基本理念に沿った支援を実現するための基本的視点

基本理念に沿ったこども・若者・子育て支援を実現するため、本計画では「第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と今後の課題」を踏まえて、以下の三つの基本的視点を掲げ総合的に施策を展開します。



③ 施策体系



④ 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他なりません。

このため、本市では、本計画の上位計画である「広島市基本計画」において、SDGsを計画に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指すこととしています。

本計画においても、各基本的視点に関連性の高いSDGsを位置付け、その達成に向けた取組を進めています。

基本的視点	関連性の高いSDGs				
1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実	   				
2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実	    				
3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実	     				

(参考) 本計画の基本的視点に位置付けた S D G s 一覧

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第4章 施策展開

基本的視点	1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実
重点施策	(1) 妊娠・出産支援と母子の健康の増進

【現状と課題】

- ニーズ調査によると、約半数の保護者が子育てに関する悩みや不安等があると回答しており、その内容は、就学前児童の保護者では、「健康や発達のこと」が 18.9%と最も多くなっています。また、約半数の保護者が、「こどもに体罰を与えたこと」、「こどもを虐待しているのではないかと思い悩んだこと」、「出産や育児でうつ病（状態）となったこと」、「自殺を考えたこと」、「育児放棄になったこと」のいずれかがあると回答しています。
- この要因としては、少子化の進行に伴い、乳幼児の世話をする経験がないままに親になるケースが増加しているなど、子育てに関する知識・経験や子どもの成長・発達への理解が十分でない中、核家族化の進展や地域との関わりの希薄化などにより、親きょうだいや近隣の人などから子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなり、子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じていることなどが考えられます。
- このため、妊娠・出産や子育てに関する正確な知識や適切な情報を得ることができるようにプッシュ型の情報提供をはじめ、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じながらニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援など相談支援体制の充実を図るとともに、支援を必要とする妊産婦をしっかりと把握し、心身共に不安定になりやすい産前・産後期の母親のサポート等を総合的に実施していく必要があります。
- また、母子の健康を確実に確保していくことは、親の心身の安定や子どもの健全な成長を図る上で基本となる非常に重要なことであるため、妊娠・出産のステージや乳幼児の発達段階に応じた効果的な健康診査等を引き続き実施し、母子の健康管理に取り組む必要があります。
- さらに、こどもが急病のときなどに、安心して病院を受診できる小児医療体制を維持・確保していく必要があります。

【主な施策展開】

① 母体や子育てに関する情報提供・相談

安全な妊娠・出産を支援するとともに、出産や子育てに対する不安感の解消を図るため、妊婦や乳幼児の健康管理や子育てに関するプッシュ型の情報提供、相談支援を行うほか、夫婦が共に協力して出産や子育てに取り組むための体験型の講座を開催します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
情報提供の推進	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした妊婦に対し、母と子どもの健康を管理するため、妊娠・出産・育児に関する記録などをする母子健康手帳を交付する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	ひろしま子育て応援アプリの配信及び利用促進	子育て世代が容易に子育て支援情報を取得できるスマートフォン向けアプリを配信し、健康診査や予防接種、地域の子育て情報のプッシュ型配信を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るために、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(6)-①、3-(1)-④⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	妊婦及び乳幼児をもつ保護者に対するたばこの害についての啓発	喫煙している保護者や同居者に対し、母子健康手帳交付時や乳幼児健診の機会を捉えて、喫煙や受動喫煙に関するリーフレット等の配付や、禁煙相談を行う。	健康福祉局 健康推進課

情報提供の推進	「おひざにだっこえほん」冊子の作成・配布	親子が乳幼児期から絵本を通してふれあい、読み聞かせやおはなしを楽しむため、こども図書館において乳幼児向け絵本のブックリストを作成し、「こんにちは赤ちゃん事業」により乳児がいる家庭を訪問した際に配布する。	市民局 生涯学習課
	子育て世代向けインスタグラム「広報ひろしま おやこと市政」	子育て世代を対象に、広報紙「市民と市政」に掲載した記事の中から子育てに役立つ記事や、「おやこと市政」だけに掲載する特集記事をインスタグラムでプッシュ発信する。	企画総務局 広報課
相談支援の推進	妊娠・出産包括支援事業（母子保健相談支援事業）	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの母子の心身の健康・育児に関する助言や情報提供等を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	健康相談室	乳幼児とその保護者を対象に、公民館や集会所等において、子育てに関する相談等を実施する。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【1-(6)-①、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
講座の開催	パパとママの育児教室	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。【3-(1)-⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	はじめての子育て応援事業	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるよう地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。【3-(1)-⑤】	こども未来局 幼保企画課

② 妊娠・出産に係る支援の推進

出産を間近にして不安定になりやすい妊婦や、出産直後でこれから子育てに不安を覚えやすい産婦の心身の安定を図るために、妊娠・出産に対する包括的な支援を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
妊娠・出産への包括的な支援の推進	妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業）	産前、産後各8週未満の妊産婦を対象に、自宅に助産師を派遣し、産前から産後までの継続した相談対応や沐浴指導等を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	妊娠・出産包括支援事業（産後ケア事業）	産後8週未満の産婦を対象に、広島市が委託する産婦人科や助産院において宿泊や通所による母体・乳児のケア及び育児に関する指導等、又は自宅へのヘルパー派遣による家事や育児等の支援を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	風しん抗体検査事業	先天性風しん症候群や風しんのまん延防止を図るために、妊娠を希望する女性とその同居者等を対象とし、風しんの予防接種が必要である者を効果的に抽出するための抗体検査を実施する。	健康福祉局 健康推進課
	不育症検査費用助成事業	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療と出産につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

③ 妊産婦・乳幼児の健康管理の推進

妊産婦の心身の状態や乳幼児の発達状況等を定期的に確認し、妊産婦や乳幼児の健康を守り、増進するとともに、必要に応じて適切な支援につなげていくため、様々な健康診査等を継続的に実施します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
妊産婦の健診の実施	妊婦一般健康診査	妊婦の健康を保持するため、医療機関（産婦人科）や助産所に委託して健康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	妊婦歯科健康診査	妊婦及び生まれてくる子どもの歯と口の健康を保持するため、歯科医療機関に委託して歯科健康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	産婦健康診査	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図り、産婦の健康を保持するため、医療機関（産婦人科）や助産所に委託して健康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦を対象に、妊婦健診の受診状況などを把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
乳幼児の健診の実施	先天性代謝異常等検査	ある種の酵素が不足する先天性代謝異常等の20疾患を早期に発見し、適切な治療につなげるため、生後2～7日の新生児を対象に血液を採取し、専門の検査機関で検査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	新生児マススクリーニング検査に関する実証事業	先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡充に向けて、国と連携し、新たに3疾患について専門の検査機関で新生児の検査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	新生児聴覚検査	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、生後28日未満の新生児を対象に、医療機関に委託して新生児聴覚検査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	1か月児健康診査	1か月児の健康の保持増進を図り、育児上問題となる事項を把握するため、医療機関に委託して健康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	乳児一般健康診査	乳児の健康の保持増進を図るため、医療機関に委託して健診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	4か月児健康診査	疫病の予防や健康の保持増進を図るため、4か月の乳児を対象に、小児科医師、保健師、栄養士等により集団で健康診査を集団で行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	1歳6か月児健康診査	身体発育・精神発達の面で行動や機能等がはっきりしていく1歳6か月児を対象に、集団で内科・歯科や心理面の健診査を行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養や育児に関する相談・助言を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	3歳児健康診査	幼児の心身の発達の上で特に重要な時期に当たる3歳児を対象に、集団で内科・歯科や心理面の健診査、視聴覚検査を行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養や育児に対する相談・助言を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	5歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、子どもの発達や行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を行う。【2-(3)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
乳幼児の予防接種の実施	予防接種事業	予防接種法に基づき、BCGワクチン等の予防接種を行う。	健康福祉局 健康推進課

④ 小児救急医療体制の維持・確保

こどもが体調を崩した際に、適切な医療を受けられるよう、受診・相談先等のこどもの急病時に役立つ情報の提供や、救急医療体制の確保を行います。また、妊産婦や新生児が適切に医療を受けられるよう、周産期の母子医療体制の確保に努めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
情報提供の推進	小児救急適正受診啓発事業	急病時の電話相談事業等について掲載したマグネットシートを各保健センターで配布し、小児救急医療の適正受診を図る。	健康福祉局 医療政策課
救急医療体制の確保	小児救急医療体制の確保	舟入市民病院の小児科救急診療（24時間・365日）、北部医療センター安佐市民病院の小児科夜間救急医療（日曜日（8月6日及び年末年始を除く。）の18～22時）等を実施する。	健康福祉局 医療政策課
周産期母子医療体制の確保	広島市民病院での総合周産期母子医療センターの運営	母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、危険度の高い妊産婦や新生児に対する高度な医療を24時間365日体制で実施する。	健康福祉局 医療政策課

基本的視点	1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実
重点施策	(2) 乳幼児期の教育・保育の総合的な推進

【現状と課題】

- 本市の保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の入園児童数は、令和3年度に過去最高となって以降、ほぼ横ばいで推移していますが、乳幼児数の減少が続いていることから、女性の就業率の上昇等に伴う要保育率の上昇を加味しても、保育需要が減少に転じることが予想されます。
- こうした中、女性の就業率の上昇や核家族化の進展等による保育需要の増加に伴い発生していた“待機児童”は、ハード整備による受入枠の拡大や、受入枠を効率的に活用するための保育サービスアドバイザーによる保護者への情報提供など、ハード・ソフト両面からの総合的な取組により、令和6年4月に、平成7年度の調査開始以降初めて“ゼロ”になりました。今後も待機児童ゼロを継続していくためには、引き続きハード・ソフト両面から取り組んでいく必要があります。
- 乳幼児期は、生涯に渡る人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、全てのこどもに対して、遊びや生活の中で、将来の学びにつながる質の高い教育・保育を行う必要があります。
- また、ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の30%以上が多様な保育サービスの充実を求め、同じく60%以上の保護者が、子育ての精神的負担を減らすために「こどもの一時預かりなど親がリフレッシュするための支援」を求めています。
- こうしたことから、幼児教育・保育の充実に向けて令和2年に策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」に基づき、乳幼児数が減少していく中にあっても、公立・私立、幼稚園・保育園等を問わず、全体最適の視点に立って、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図るとともに、長期に渡って持続可能な提供体制の構築に取り組む必要があります。
- その提供体制を基盤として、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育、幼稚園教諭・保育士等の有する専門的な知識や経験を活かした相談支援、小学校との円滑な接続など、全ての乳幼児が質の高い教育・保育を受けられる体制づくりや、保護者のニーズの多様化に的確に対応できるよりきめ細かな幼児教育・保育サービスの提供を推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① 保育園等入園待機児童ゼロの継続

待機児童ゼロを継続するため、引き続き、保育需要に応じた保育園等の整備や受入枠を効率的に活用するための情報提供等に取り組むとともに、就職促進や保育士の負担軽減など安定的な保育士確保に向けた取組を実施します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
受入枠の拡大・活用	民間保育園等整備補助(待機児童対策分)	地域の保育需要に応じて、民間保育園等の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。	こども未来局 幼保給付課
	認可外保育施設認可化移行支援事業	認可保育園等へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。【1-(2)-②】	こども未来局 幼保給付課
	保育サービス相談事業	待機児童が発生しないよう、各区役所に保育サービスアドバイザーを配置し、一時預かり事業や幼稚園預かり保育など多様な保育サービス、希望する保育園等以外の通園可能な保育園等の情報提供を行い、保育ニーズと保育サービスを適切に結び付ける。	こども未来局 幼保給付課
安定的な保育士確保	保育士合同就職説明会の開催	私立保育園等が安定的に人材を確保できるよう、市内の私立保育園等合同の就職説明会を開催する。	こども未来局 幼保給付課
	学生と若手保育士の交流会の開催	保育現場の様子等を理解した上で就職活動に臨むことができるよう、養成校の学生を対象に、若手保育士との交流会を開催する。	こども未来局 幼保給付課

安定的な保育士確保	保育士就職体験マッチング支援事業	就職先の選択肢を増やし、ミスマッチによる早期離職を防止するため、養成校の学生を対象に、保育園等での就職体験を実施する。	こども未来局 幼保給付課
	公立保育園等ICT化推進事業	公立保育園等における保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等をICT化するシステムの保守・運用を行う。	こども未来局 幼保企画課
	私立保育園等ICT化推進等事業	保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等をICT化する保育システムの導入や園内事故防止に資する機器購入に要する費用を補助する。	こども未来局 幼保給付課
	保育補助者雇用強化事業	保育士の負担軽減を図るため、保育補助者を雇用している保育園等に対し、必要経費を補助する。	こども未来局 幼保給付課
	保育士等待遇改善事業	私立保育園等に対し、勤続年数に応じ、国の公定価格に乗せ補助を行う。	こども未来局 幼保給付課
	保育・介護人材サポート事業	地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な待遇改善を図る。	こども未来局 幼保給付課 経済観光局 雇用推進課
	高校生保育魅力体験事業	保育士の仕事の魅力を実感してもらうため、高校生に保育士の仕事を体験する機会を提供する。	こども未来局 幼保給付課
	私立保育園等1・2歳児受入促進事業	待機児童の大部分を占める1・2歳児の受入れを促進するため、その受入増を行った保育園等に対し、国の公定価格では不足する人件費の補助及び受入増に係る成果報酬を支給する。【1-(2)-(3)】	こども未来局 幼保給付課
	保育の相談窓口の運営	保育士や園長からの労働条件や職場環境等に関する相談に対し、適切な指導・助言を行う。	こども未来局 幼保給付課

② 幼児教育・保育の充実

質の高い幼児教育・保育が受けられる体制づくりを進めるため、職員研修や乳幼児教育保育支援センターでの各種取組等を通じて、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に取り組むとともに、適正な保育内容や保育環境、子どもの安全等が確実に確保できるよう、認可外保育施設も含めた保育施設への指導監督等を行います。また、保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、一時預かり、障害児保育等の保育サービスを提供します。さらに、「広島市幼児教育・保育ビジョン」及び「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」に基づき、公立・私立・幼稚園・保育園等を問わず、全体最適の視点に立って、幼児教育・保育の一体的な質の向上と持続可能な提供体制の構築に向けた取組を進めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
職員の資質向上	保育園等職員の資質向上	保育士等を対象に階層別研修、保育専門研修、派遣研修等を行い、資質の向上を図る。また、各園の実態に合った職場環境の改善や保育内容の充実を図るために、園別研修を実施する。	こども未来局 幼保企画課
施設への指導監督等	認可保育施設の指導監督	認可保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、原則として年1回立入調査を実施する。	こども未来局 こども未来調整課、 幼保企画課
	認可外保育施設の指導監督・研修	認可外保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、原則として年1回立入調査を実施するとともに、研修を実施する。	こども未来局 幼保企画課
	認可外保育施設の職員の衛生管理の強化	子どもの感染症の予防等を図るため、認可外保育施設において調乳や調理に従事している職員等に対し、腸内細菌検査(検便)を実施することにより、衛生管理を強化する。	こども未来局 幼保企画課
	きんさい！みんなの保育園事業（認可外保育施設等との交流）	認可外保育施設等の子どもを保育園等に招き、保育園児との交流を行うとともに、認可外保育施設等の職員に対して保育内容等に関する情報提供を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
	認可外保育施設認可化移行支援事業	認可保育園等へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。【1-(2)-(1)】	こども未来局 幼保給付課

多様な保育サービスの提供	延長保育	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常（昼間）保育の後、1時間又は2時間の保育を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
	休日保育	保護者が勤務しているなどの理由により、休日においても保育が必要な乳幼児の保育を実施する。	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
	一時預かり（預かり保育）	保護者の労働・傷病等のやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理などにより一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
	病児・病後児保育	保育園等に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。	こども未来局 幼保給付課
	障害児保育	障害のある子どもを保育園等に受け入れ、健常な子どもの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。【2-(3)-①】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
	発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。【2-(3)-①③】	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 障害児支援担当
	育児休業に係る保育支援	保護者が第2子以降の育児休業を取得する際、育児休業終了日まで、保育園等に在園している第1子等の児童に対する保育を行う。また、保護者が、育児休業から職場復帰する1か月前から、新規入園児があらかじめ保育園等での生活に慣れるための保育（慣れし保育）を行う。	こども未来局 幼保給付課
幼児教育・保育の 一体的な質の向上等	広島市幼児教育・保育 ビジョンを踏まえた取組の実施	「広島市幼児教育・保育ビジョン」及び「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」に基づき、幼児教育・保育の一体的な質の向上と持続可能な提供体制の構築に向けた取組を進める。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 教育企画課
	広島市乳幼児教育保育 支援センターの運営	公立・私立を問わず全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、「乳幼児教育保育支援センター」を中心として、調査・研究や幼稚園教諭、保育士等の人材育成等を行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 指導第一課
	幼保小連携の推進	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各小学校区に設置した幼保小連携推進委員会を中心に、スタートカリキュラム等に基づく取組を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等及び小学校教員を対象とした研修会等を実施する。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 指導第一課

③ 私立保育園・認定こども園・幼稚園等への支援

私立の保育園、認定こども園等の運営基盤の安定等に向け、保育士の確保やサービスの向上、施設の老朽化対策等に必要な経費の一部について助成を行います。また、私学教育の振興を図る観点から、私立幼稚園における研修や教材教具の整備等に必要な経費の一部について助成を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
私立保育園等への助成	私立保育園等の運営基盤の強化	私立保育園等の運営における職員の処遇改善、保育士の加配、運営費の確保に係る経費に対し、助成を行う。	こども未来局 幼保給付課
	私立保育園等1・2歳児受入促進事業	待機児童の大部分を占める1・2歳児の受入れを促進するため、その受入増を行った保育園等に対し、国の公定価格では不足する人件費の補助及び受入増に係る成果報酬を支給する。【1-(2)-①】	こども未来局 幼保給付課
	私立保育園休日保育事業補助	休日保育を実施している私立保育園において、国が公定価格で定めた上限人数（年間延べ1,050人）を超えて受入れを行った場合に、超過相当額を補助する。	こども未来局 幼保給付課

私立保育園等への助成	民間保育園等整備補助 (待機児童対策以外分)	民間保育園等が耐震化対策や老朽化に伴う改築・大規模修繕等を行う場合に、一定の範囲で補助を行う。	こども未来局 幼保給付課
私立幼稚園への助成	私立幼稚園振興事業補助	教職員の研修及び教材教具の整備に係る経費の一部を補助する。	こども未来局 幼保給付課

基本的視点	1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実
重点施策	(3) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

【現状と課題】

- 本格的な人口減少社会の到来や急速な技術革新、グローバル化の進展など、社会経済環境が大きく変化する中、こどもたちが、持続可能な社会の構築に向けて、「心身共にたくましく思いやりのある人」として成長し、その可能性を最大限発揮することができるよう育成することが求められています。
- このため、本市では、広島の未来を担う人材の育成に向けて、特色ある多様な教育プログラムを展開し、一人一人のこどもに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」や「平和を希求する心」などの資質・能力を身に付けさせるとともに、今後の予測困難な社会にも対応できる思考力・判断力・表現力等を向上させるための「豊かで深い学び」の実現を目指す教育を推進しています。
- 中でも、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育として、「平和教育プログラム」に基づく平和教育や、実践的な会話ができる英語教育を展開しています。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、令和6年5月1日現在で市立幼稚園、小・中学校の通常の学級、高等学校及び中等教育学校に約8,400人、市立小・中学校の特別支援学級に4,031人、広島特別支援学校（小・中学部及び高等部）に577人、それぞれ在籍しています。自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、より一層適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。
- また、医療的ケアが必要な児童生徒等が、登下校時も含めて安心安全な学校生活を送ることができる体制の整備や、日本語指導など多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の児童生徒の能力・可能性を最大限に育成する必要があります。
- これらの本市における教育を推進するための基盤として、実情に応じた教職員配置や教職員一人一人の資質や能力の更なる向上を図るとともに、学校施設の老朽化対策やICT環境の整備など教育環境の充実に取り組む必要があります。
- さらに、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保し、総合的な指導を持続的に行うことができる学校教育体制の構築を図るため、学校における働き方改革を更に推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

児童生徒の生きる力を育むため、児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細かな指導を計画的に行うことによる確かな学力の向上、学校教育活動全体を通じた人生をよりよく生きるための基盤となる豊かな人間性や社会性などの道徳性の育成、基礎的な体力、運動能力の向上を図るとともに、生涯に渡って健康な生活を送るために必要な力を育成し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
確かな学力を育む教育の推進	学力向上の推進	一人一人の児童生徒が、確かな学力、異文化への理解に資する英語力、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、可能性を最大限に発揮できるよう、個に応じたきめ細かな質の高い教育を推進する。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	少人数教育の推進	基礎的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長させる教育の充実等を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性等を踏まえて、義務教育の9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。	教育委員会 指導第一課、指導第二課

豊かな心を育む教育の推進	道徳教育の推進	ボランティア経験者や助産師を講師（心の先生）として招へいして講話・交流会を行う「心の参観日」や、ボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会などを表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施する。また、道徳教育に係る推進校を指定し、指導方法などの実践研究を行い、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進する。【2-(4)-①】	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-②③、2-(4)-①②】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関や団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。【2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ防止対策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に關する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。【2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	文化の祭典	学校における文化芸術活動の成果を発表する「文化の祭典」を開催することにより、国際平和文化都市にふさわしい文化芸術活動を振興し、児童生徒の健全な育成を図る。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
健やかな体を育む教育の推進	体力向上の推進	児童生徒の体力の向上に取り組む「体力向上に係る推進校」を指定し、授業改善や体育授業の質の向上を図るために研修会等を実施する。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	学校における保健教育の推進	生涯に渡って健康な生活を送るために必要な力を育成するため、がん教育、薬物乱用防止教育等について、体育・保健体育などの教科学習を中心として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また、多様化・深刻化するこどもの健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の専門機関等の連携を推進する。	教育委員会 健康教育課
	学校における食育の推進	こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。また、小・中学校等においては、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。	教育委員会 健康教育課
	学校給食の充実	自校調理場や給食センターの老朽化への対応、デリバリー給食の解消、より安全で、より効率的かつ持続可能な提供体制の構築といった様々な課題について、総合的に解決するための取組を進め、市立小・中学校等における全てのこどもたちに温かくておいしい給食を提供する。	教育委員会 健康教育課
	学校における安全教育の推進	日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害について、安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、児童生徒等の発達の段階や、学校、地域の実情等を考慮した安全教育の推進を図る。	教育委員会 健康教育課
	学校の部活動における指導体制の充実	中学校、高等学校及び中等教育学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るため、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する。	教育委員会 指導第二課

② 多様な教育の推進

特色ある教育として、被爆者の体験や平和への思いを次世代に確実に継承していくこと、平和に対する自分の考え方や願い等を適切に表現する力を身に付けることなどに重点を置いた平和教育を推進し、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成します。

また、障害のある児童生徒に対し、自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育的支援を行うとともに、医療的ケアが必要な児童生徒等が、登下校時も含めて安心安全な学校生活を送ることができる医療的ケアの体制整備を推進します。外国にルーツを持つ児童生徒等に対しては、日本語で学校生活を営み、学習に取り組める

よう指導し、不登校・不登校傾向の児童生徒に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、多様なニーズに応じた教育機会を提供します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
平和教育の推進	こどもたちの平和学習推進事業	学校において「被爆体験を聞く会」や「平和を考える集い」を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を発達段階に応じて行い、被爆体験・戦争体験の継承を図る。また、平和記念日に焦点を当てた平和学習については、全校又は学年単位で行うことにより、取組の更なる充実を図り、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。【1-(5)-③】	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信	平和についての思いや願いをメッセージとして発信する小学校6年生の「子どもピースサミット」や中学生が英語で発信する『伝えるHIROSHIMAプロジェクト』、小・中・高校生が演劇や歌等で表現する「ひろしま子ども平和の集い」などの取組を通して、平和についての意識の高揚を図る。【1-(5)-③】	教育委員会 指導第一課、指導第二課
特別支援教育の推進	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。【1-(3)-③、2-(3)-④】	教育委員会 特別支援教育課
	広島特別支援学校における教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。【2-(3)-④】	教育委員会 特別支援教育課
医療的ケア児に対する教育の推進	障害のある子どものための医療的ケアの実施	医療的ケアが必要な小・中学校等の児童生徒等に対して、看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。	教育委員会 特別支援教育課
	医療的ケア児の通学支援（モデル事業）	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがなくても通学できるよう、通学に必要な介護タクシーの手配や、保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を支援する。【2-(3)-②】	教育委員会 特別支援教育課、学事課
外国人児童生徒等に対する教育の推進	就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年9月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍の子どもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍の子どもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配布する。【2-(8)-①】	教育委員会 学事課
	帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。【2-(8)-①】	教育委員会 指導第一課、指導第二課
就学機会の提供	夜間学級の運営	様々な理由により義務教育を終了できていない方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかつた方などに対し、平日の夜間ににおいて生徒に応じた指導を行う。【1-(5)-③】	教育委員会 学事課、指導第二課

不登校・不登校傾向児童生徒対策の推進	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。 【1-(3)-①③、2-(4)-①②】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校ができるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【1-(4)-①、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあい教室（教育支援センター）の運営	市内5か所に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【1-(4)-①、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
人権教育の推進	学校における人権教育の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行う。 また、教職員を対象として、人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るために研修会や公開研究会等を実施する。【3-(1)-⑥】	教育委員会 健康教育課、指導第一課、指導第二課
中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	小・中一貫教育校（似島・戸山・阿戸）における特色ある教育を展開するとともに、いきいき体験オープンスクールを実施する。	教育委員会 指導第一課、指導第二課

③ 教育環境の充実

本市における教育を推進するための基盤を整備するため、教職員配置の充実、資質・能力の向上、学校施設の老朽化対策などに取り組むとともに、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制の構築を図るため、学校における働き方改革を推進します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
教職員配置の充実及び資質・能力の向上	教職員配置の充実	少人数の学級編制や生徒指導体制の強化、小学校における教科担任制の充実など、本市の課題解決に向けた取組を推進するため、教職員配置の充実を図る。	教育委員会 教職員課
	教職員研修の実施	教職員の資質・能力の向上に向けて、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、経験年次研修等を実施する。	教育委員会 教職員課、指導第一課、指導第二課、教育センター
	教員の資質・能力向上の推進	各幼稚園・学校が、教育に関する専門的かつ実践的研究者を招へいし、研修会を実施することにより、教育活動の改善・充実とともに、教員等の資質・能力の向上を図る。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。 【1-(3)-①②、2-(4)-①②】	教育委員会 生徒指導課

教職員配置の充実及び資質・能力の向上	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。【1-(3)-②、2-(3)-④】	教育委員会 特別支援教育課
	こころの健康相談 (広島市学校保健会)	子どもの指導に悩みのある教職員や保護者を対象に、学識経験者による相談や専門の医師による指導・助言を実施する。【1-(6)-①】	教育委員会 健康教育課
家庭、地域、学校の連携・協働による教育活動	コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクール（地域団体の代表者等で構成される学校運営協議会を設置した学校）の仕組みを生かし、学校と地域住民が連携・協働する「地域とともにある学校づくり」を推進する。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	学校教育活動における地域連携の推進	地域社会を支える人材を育成するため、小・中学校等が地域と協議した上で、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」、「スポーツ・文化芸術」の中からテーマを選択し、地域人材等を活用した授業を実施する。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	まちぐるみ「教育の継」プロジェクトの実施	プロジェクト実施校の「継実行委員会」のコーディネーターを中心として、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を推進する。	教育委員会 指導第二課
	ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、PTA、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。【2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
学校施設・設備・体制の整備	学校施設の老朽化対策等	主たる校舎が建設後30年以上経過した学校が全体の9割を超えることから、計画的に老朽化対策としての長寿命化に取り組むため、「広島市学校施設長寿命化計画」を策定し、改修・改築等に取り組む。	教育委員会 施設課
	ICT環境の整備・利活用の促進	ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業づくりを推進するため、指導方法の研究や教材開発に取り組み、その成果を全校に普及させるとともに、多様なニーズに対応できるよう、ICT環境の整備と利活用の促進に努める。	教育委員会 教育企画課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課
	個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システムの運用	教育ICT環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化して充実させるとともに、学力の向上を含めた資質・能力をより一層確実に育成するために、AIを活用したデジタルドリル、協働学習支援ツール、デジタル教材等の学習支援システムを運用する。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	学校図書館の活性化	学校図書館の三機能（「読書センター」「学習センター」「情報センター」）を充実させるため、各学校の司書教諭と学校司書等が連携・協力し、蔵書管理等の環境整備や授業の支援、読書活動の支援等に努める。	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	就職コーディネーターの活用	高校生の就職相談や雇用企業の開拓を行うため、教育委員会に就職コーディネーターを配置し、就職を希望する生徒の支援を行う。	教育委員会 指導第二課
学校における働き方改革の推進	広島市の学校における働き方改革推進プランの推進	教職員の勤務時間外の在校時間と年次有給休暇に関する目標の達成に向けて、中学校の部活動において専門的な指導や週休日の大会引率などを行う「部活動指導員」や、教員の事務補助を行う「スクールサポートスタッフ」の配置などに取り組む。	教育委員会 全課
	休日の部活動の地域移行	中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに教員の働き方改革を推進するため、学校・地域の実情や、本市における各競技等の活動状況を踏まえながら、休日の部活動を段階的に地域移行できるよう、モデル校での検証を行う。	教育委員会 指導第二課

基本的視点	1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実
-------	--

重点施策	(4) こども・若者の居場所の確保
------	-------------------

【現状と課題】

- 本市が令和6年2月に実施した「こどもアンケート」(以下「こどもアンケート」という。)によると、家や学校以外で「ここに居たいと感じる場所がある」と回答した子どもの多くが、その場所に行くことで、「楽しいと感じる時間が増えた」、「嫌な気持ちになることが減った」など、良い方向に変わったことを表す回答をしています。その一方で、31.6%の子どもが、家や学校以外で「ここに居たいと感じる場所がない」と回答しています。
- 自分の居場所を持つことは、孤独・孤立を防ぎ、自己肯定感や自己有用感を高めるなど、生きていく上で不可欠な要素であると言え、地域との関わりの希薄化や少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、学び、体験・交流する機会が減少している中、多様な居場所づくりを進めることが重要となっています。
- 特に、核家族化や共働き世帯の増加により、昼間に保護者が家にいない家庭が増えていることから、放課後児童クラブなど放課後等にこどもが安心して過ごすことができる居場所を確保していく必要性が高まっています。
- さらに、自立に向けて困難に直面している者を始め、成年年齢を迎えた18歳以上の若者が自分らしく自立した社会生活ができるよう居場所を確保していく必要があります。
- ニーズ調査によると、自身の子ども時代に比べて、子どもの遊び環境を不満と感じている保護者の割合は、就学前児童の保護者が約50%、就学児童の保護者が約60%となっており、その理由として「道具などの設備が古くて子どものニーズに合っていない」や「近所に遊び場がない」などが多くなっています。また、どんな遊び場があればいいかという質問に対して、多くの保護者が、「悪天候でも遊べる屋内の遊び場」、「気兼ねなくボール遊びなどができる広いグラウンド・広場」、「遊具が充実した遊び場」と回答しています。
- こうしたことから、こども・若者が、安全で安心して過ごせる様々な遊び・活動ができる環境の確保に向けて取り組む必要があります。

【主な施策展開】

① 居場所の確保

放課後や長期休業中にこどもが安心して活動し、過ごすことができるよう、放課後児童クラブのクラスの増設などによる放課後等の居場所の確保をはじめ、多様なニーズに応じたこども・若者の居場所の確保に努めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
放課後等の居場所の確保	放課後児童クラブの運営	就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生に対し、健全な育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供する。また、保護者のニーズに対応するため、適切な負担軽減措置を組み込んだ利用者負担の下、サービスの向上を図る。	こども未来局 放課後対策課
	放課後児童クラブ延長事業	放課後児童クラブにおいて、利用者のニーズを踏まえ、一定の利用者負担の下、長期休業中の朝の開設時間を延長する。	こども未来局 放課後対策課
	放課後児童クラブ職員等専門研修	児童の健全育成に必要とされる実務的な知識や技能を習得させるため、放課後児童クラブ及び児童館の職員を対象に研修を行う。【1-(4)-②】	こども未来局 放課後対策課
	民間放課後児童クラブ運営費等補助	学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行い、児童の受入枠の拡大を図る。	こども未来局 放課後対策課
	放課後子供教室の運営	小学校の余裕教室や児童館等を活用し、地域との連携・協働により、放課後における学習支援や様々な体験・交流活動を実施する。【1-(5)-③】	こども未来局 放課後対策課

放課後等の居場所の確保	特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。【2-(3)-①】	健康福祉局 障害自立支援課
	ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や急用等の際の子どもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
多様なニーズに応じた居場所の確保	少年サポートルームの運営	補導された少年や犯罪の被害を受けた少年等の立ち直りに向けて、コミュニケーション能力の向上、規範意識の醸成を図るために、ボランティア等の協力を得ながら様々な体験活動等を行う。【1-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【1-(3)-②、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあい教室（教育支援センター）の運営	市内5か所に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【1-(3)-②、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すことを目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪問などによる相談支援を実施する。【1-(6)-②、2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(5)-③、1-(6)-②、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等居場所づくり事業	ひとり親家庭等の子どもや親が気軽に集まり、交流できる居場所を提供し、学習や食事等の支援を行う。【2-(6)-②、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

② 様々な遊び・活動ができる環境の確保

こども・若者が、様々な遊びや活動を通じて、心身共に健全に成長していくよう、児童館や公園、学校施設など安心して遊び、活動できる場の確保に努めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
安心して遊び、活動できる環境づくり	児童館の整備	児童館が未整備の小学校区について、学校の余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどによる経費の縮減を図りながら、早期の解消に向けて計画的な整備を行う。また、既存の児童館について、洋式化やプライバシー確保に向けたトイレの改修、空調の設置など環境改善を図る。	こども未来局 放課後対策課
	児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。【3-(1)-①】	こども未来局 放課後対策課
	放課後児童クラブ職員等専門研修	児童の健全育成に必要とされる実務的な知識や技能を習得させるため、放課後児童クラブ及び児童館の職員を対象に研修を行う。【1-(4)-①】	こども未来局 放課後対策課
	放課後プレイスクール事業	児童館が未整備の小学校区において、児童の健全育成を図るために、学校施設等を活用し、地域の担い手により、放課後等の安全・安心な遊び場を確保する。	こども未来局 放課後対策課
	公園・緑地整備	公園・緑地の整備を行うことにより、こども・若者の安全・安心な遊び環境の充実を図る。	都市整備局 公園整備課

安心して遊び、活動できる環境づくり	ちびっこ広場の整備	子どもの心身の健全な発達を図るため、街区公園・近隣公園等の補完的な施設として、遊び場を整備する。	健康福祉局 地域共生社会推進課 こども未来局 放課後対策課
	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター・こども村の運営	心身ともに健全なこども・若者の育成を図るため、豊かな自然環境の中での集団宿泊訓練や学習活動など体験活動の場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	社会教育施設や文化・スポーツ関係施設の運営	公民館等の社会教育施設や、区民文化センター等の文化関係施設、スポーツセンター等のスポーツ関係施設を設置・運営する。	市民局 生涯学習課、文化振興課、スポーツ振興課
	青少年センターの運営	こども・若者の健全な育成を図るため、文化芸術等の知識を高める研修会や講習会のほか、利用者同士の交流会や成果発表会などを実施するとともに、こども・若者の自主的な活動の場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	国際青年会館の運営	こども・若者の国際相互理解と国際友好親善を深めるため、外国人との交流会や語学講座の実施など、研修や交流の場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	野外活動施設の再整備	老朽化等の課題を抱えている野外活動施設について、自然環境を生かした体験活動やレクリエーションなどが行える施設として再整備する。(三滝少年自然の家、グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター、こども村) 【1-(5)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	冒険遊び場（プレーパーク）事業	公園等でこどもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【1-(5)-③、3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、青少年育成担当 企画総務局 政策企画課
	中央公園ファミリープールエリアのリニューアル整備	ファミリープールを含むエリア全体を、親を含めた保護者やこどもたちが将来に夢や希望を持てるワクワクする、日常的に安心し平和を実感できる場としていくことを目指し、様々な機能を持つ新たな施設を整備する。	都市整備局 公園整備課
	身近な公園の再生	既存の街区公園等を、市民が主体となり、独自のルールづくりや地域のニーズに合った施設づくりを行うことにより、市民が安心して使える利用しやすい魅力ある公園として再生させる公園づくりを支援する。	都市整備局 緑政課
	広島市立学校体育施設開放事業	市立小・中・高等学校の屋外運動場・屋内運動場や、中学校の武道場を、学校教育に支障がない範囲（平日の夜間や学校の休業日）で、地域住民に開放する。	市民局 スポーツ振興課
	広島市立学校プール開放事業	夏季休業日に、児童等を対象に、小学校のプールを開放する。	市民局 スポーツ振興課

基本的視点	1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実
-------	--

重点施策	(5) こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養
------	-----------------------------

【現状と課題】

- 本市の15歳から19歳の女性人口千人当たりの人工妊娠中絶率は、令和元年度の5.5%(パーセント：千分率を表す単位)から令和5年度は4.6%へと減少しています。望まない妊娠や児童虐待の未然防止のためには、子どもの頃から生命の大切さや性・性感染症予防に関する正しい知識を普及していくことが重要です。また、早い時期から継続的に飲酒・喫煙・薬物乱用の防止対策に取り組むとともに、食を大切にし、食を楽しむ心を育てる観点も踏まえながら、思春期保健等の推進に取り組んでいく必要があります。
- 令和5年の広島市域における非行少年の検挙・補導人数は453人で対前年比47人(11.6%)増加しており、令和4年に統一して増加していることから、引き続き、問題行動がエスカレートする前の早い段階から早期発見・早期指導による非行防止に取り組む必要があります。
- また、誰もが手軽にインターネットを利用できる環境の中で、近年、子ども・若者が、インターネット利用に起因した非行に陥ったり、犯罪に巻き込まれたりする事例が増加していることから、子ども・若者が安全に安心してインターネットを活用できるよう、警察など関係機関と連携し、インターネットに関する非行防止対策の強化を図る必要があります。
- また、民法が改正され、令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられ、18歳、19歳の若者は、親の同意がなくても自分で契約できるようになりました。このため、これまでよりも早い段階から、契約に関する知識を学び、様々なルールを知るとともに、自立した消費者として行動することができる力を身に付ける必要があります。
- さらに、本市では、「未来を担う子どもの育成こそが、これから広島の発展の礎となる」という考え方の下、青少年の育成に取り組んでおり、今後も、様々な体験・経験や他者との交流等ができる場を提供し、他人を尊重し思いやることのできる豊かな心を育むとともに、こうした活動等を通じて子ども・若者の持つ力を引き出しながら、主体性・自立性・社会性に富む大人への成長を促す必要があります。

【主な施策展開】

① 思春期保健等の推進

心も身体も急激に変化し成長する思春期特有の様々な問題に適切に対応できるよう、講演会の開催やリーフレットの配布、適切な性教育など、思春期の保健等に関する正しい知識の習得を促進します。また、未成年者の飲酒や喫煙、薬物乱用を防止するため、幼児児童生徒、学生に対して、発達段階に応じ、これらの害についての周知を行うとともに、未成年者を取り巻く大人に対しても啓発を行います。さらに、教育・保育等の様々な機会を捉えて、積極的に食育を推進します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
正しい知識の習得	思春期保健対策事業	小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を提供するとともに、高校・大学生等を対象に、思春期保健に関する講演会を実施する。【1-(5)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	思春期を対象としたメンタルヘルス相談窓口に関するカードの作成・配布	思春期を対象としたカード「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」を作成し、市内の中学1年生と高校1年生に配布する。	健康福祉局 精神保健福祉センター
	デートDV防止対策	交際相手からの暴力（デートDV）に対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のパンフレットを作成し、市内の高校1年生や、大学・短期大学等に配布する。また、啓発用パネルを、イベント等において掲出する。	市民局 男女共同参画課

正しい知識の習得	思春期精神保健に関する相談指導	思春期相談や診療、中学校・高等学校教員への技術援助・研修の実施、市立高校精神保健連絡会への参加・助言を行う。	健康福祉局 精神保健福祉センター
	思春期における保健教育の充実	市立の小・中・高等学校、特別支援学校において、学習指導要領に基づき、年間計画の下、子どもの発達段階に応じた性教育を行う。	教育委員会 健康教育課
	高等学校の精神保健に関する研修会	精神保健に関する事例研究を通した研修会を、高等学校の教員を対象に開催し、相談指導体制の充実を図る。	教育委員会 健康教育課
	子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨	子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者が、ワクチンの有効性や安全性、接種の必要性を正しく理解できるよう、個別通知等により国から提供されるワクチンの効果や副反応に関する情報を周知するなど、安心して接種を受けられるよう効果的な普及啓発を行う。	健康福祉局 健康推進課
飲酒・喫煙の害の啓発	学校における飲酒・喫煙防止教育の推進	禁酒・禁煙に関するパンフレットを作成し、小・中・高等学校に配布するとともに、各保健センターが、大学、専修学校等と連携し、学生等への飲酒・喫煙防止教育を実施する。	健康福祉局 健康推進課
	乳幼児の保護者への周知	子どもの受動喫煙の害について保護者への周知を図るために、乳幼児健診において配布するパンフレットに掲載する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	保育園児等に対する喫煙防止教育	将来の喫煙を防止するため、保育園や認定こども園等において、防煙に関する紙芝居を実施するとともに、保護者へチラシ等を配布し、受動喫煙の防止や早期の防煙教育の必要性を周知する。	健康福祉局 健康推進課
	学校内の完全禁煙化	喫煙防止教育の指導効果を高め、子どもの喫煙者をなくすことを目的として、全ての学校内において完全禁煙を実施する。	教育委員会 健康教育課
薬物の危険性の啓発	薬物乱用防止事業	国・県が作成した薬物乱用防止に関するポスターの市関係課への配付や、県等が実施する街頭啓発キャンペーンに参加し、薬物の危険性を啓発する。また、若年層等への効果的な働きかけを行うため、バナー広告の作成・掲出による市ホームページ特設ページへの誘導、啓発動画の大型ビジョンやYouTube等での配信、啓発リーフレットの作成・配布など、関係課と連携して啓発する。	健康福祉局 環境衛生課
食育の推進	広島市食育推進計画の推進	健全な食生活を実践する市民を増やすため、第4次広島市食育推進計画（令和4年3月策定）に基づき、食育の取組を進める。	健康福祉局 健康推進課
	食育教室、食生活相談	子どもと親の健康づくりを推進するため、離乳食・食育教室等の開催や、乳幼児健康診査等における食生活指導・相談の実施により、望ましい食生活、子どもの発達に応じた食事の進め方、調理方法等についての普及啓発を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	保育園等における食育の推進	保育園等において、給食や野菜の栽培により食材に親しむなど豊かな体験を通して、乳幼児期の望ましい食習慣の定着を図る。	こども未来局 幼保企画課
	若者世代のための食育啓発活動	近い将来、社会を担う人材となり子育て世代となる20歳代を対象に、望ましい食習慣の形成と食に関する自己管理能力の育成を図るため、趣旨に賛同する大学や企業と連携し、大学生の発想や企画力を生かした取組を行う。	健康福祉局 健康推進課

② 非行防止対策等の推進

子ども・若者が暴力行為や集団暴走行為などの非行等に走ることなく、健全に成長できるよう、本市と県警察との緊密な連携により非行防止の総合的かつ効果的な施策を推進するため、市役所庁舎内に設置した本市職員と県警察職員が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、問題行為の早期発見・早期指導、暴走族への加入防止活動、非行少年等からの相談への対応・居場所づくりなど、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
非行防止活動の推進	少年相談・立ち直り支援の実施	少年サポートセンターひろしまにおいて、電話や面会等により受け付けた相談事案に対し、非行グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行う。また、就学・就労などを含め、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	少年サポートルームの運営	補導された少年や犯罪の被害を受けた少年等の立ち直りに向けて、コミュニケーション能力の向上、規範意識の醸成を図るため、ボランティア等の協力を得ながら様々な体験活動等を行う。【1-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	学校支援の実施	県警察スクールサポーターとして指定された自立支援相談員等を生徒指導上の課題を抱える中学校等に派遣し、非行防止や学校支援に取り組む。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	街頭補導活動の実施	不良行為等の早期発見及び早期指導によりこども・若者の非行防止に取り組むため、青少年指導員や県警察など関係機関等と密に連携を図りながら、街頭補導活動を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	非行防止啓発活動の推進	こども・若者や保護者、非行問題などに関心のある市民等を対象に、非行防止や非行からの立ち直りに係る意識の醸成を図るため、セミナー等を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	ネットパトロールの実施	インターネット上のこども・若者に関する誹謗・中傷等を早期に発見し、被害を未然に防ぐため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報する。【2-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	非行防止教室	暴走族への加入防止や犯罪防止等に関する内容を学習する「非行防止教室」を小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校で実施する。	教育委員会 生徒指導課
	非行防止地域巡回事業	青少年指導員が各小学校区内を巡回し、不良行為等の早期発見・早期指導に努めるとともに、非行からこども・若者を守るためにの啓発活動を行う。また、青少年指導員を対象にした研修を充実させるとともに、学校・警察等の関係機関との連携を強化するための連絡会議を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	青少年によい環境をあたえる運動	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に、各区や各小学校区において、非行防止等についての街頭活動や落書き消し等の環境浄化活動を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進事業	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。【1-(5)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当

③ こども・若者の主体性や自立性、社会性を育む機会の充実

こども・若者たちが主体性や自立性、社会性を身に付け、他者との調和が取れる心豊かな大人に成長できるよう、文化・スポーツ体験や自然体験、平和に関する体験・学習等ができる機会、家族以外の大人や乳幼児とふれあう機会、海外のこども・若者との交流ができる機会など様々な機会を提供するとともに、社会的自立に向けた教育・支援を推進し、家庭、地域、学校等と連携・協働しながら、こども・若者の健全育成に努めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
体験の機会の提供	広島っ子わくわくホリデー事業	本市ホームページにおいて、本市の施設で実施することもや親子を対象とした様々な文化・スポーツイベントや体験活動の情報を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当

体験の機会の提供	思春期保健対策事業	小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を提供するとともに、高校・大学生等を対象に、思春期保健に関する講演会を実施する。【1-(5)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	冒険遊び場（プレーパーク）事業	公園等で子どもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【1-(4)-②、3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 青少年育成担当 企画総務局 政策企画課
	放課後子供教室の運営	小学校の余裕教室や児童館等を活用し、地域との連携・協働により、放課後における学習支援や様々な体験・交流活動を実施する。【1-(4)-①】	こども未来局 放課後対策課
	社会教育施設や文化関係施設におけるこどもに関する事業	体験を通じて歴史や科学、交通、芸術等への興味や関心を高めるため、参加体験型の教室等を実施する。（郷土資料館、こども文化科学館、江波山気象館、交通科学館、広島城、現代美術館、区民文化センター、中央図書館、こども図書館、各区図書館、まんが図書館、映像文化ライブラリー）	市民局 生涯学習課、文化振興課
	スポーツ関係施設におけるこどもに関する事業	広域公園陸上競技場、各区スポーツセンター等でこどもを対象に、各種教室を開催する。	市民局 スポーツ振興課
	広島市小学生スポーツ交歓大会	バレーボール、陸上など6種目の競技について、スポーツ交歓大会を開催する。	市民局 スポーツ振興課
	青少年教育施設で実施する事業	心身ともに健全なこども・若者の育成を図るため、豊かな自然環境の中での集団宿泊訓練や学習活動等を実施する。（三滝少年自然の家、青少年野外活動センター・こども村）こども・若者の健全な育成を図るため、文化芸術等の知識を高める研修会や講習会のほか、利用者同士の交流会や成果発表会などを実施するとともに、こども・若者の自主的な活動の場を提供する。（青少年センター）こども・若者の国際相互理解と国際友好親善を深めるため、外国人との交流会や語学講座等を実施する。（国際青年会館）	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	野外活動施設の再整備	老朽化等の課題を抱えている野外活動施設について、自然環境を生かした体験活動やレクリエーションなどが行える施設として再整備する。（三滝少年自然の家、グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター、こども村）【1-(4)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	学校等における環境美化教育の推進（環境ポスターの募集）	環境教育の一環として、広島市内の小・中学生を対象に、テーマに基づいたポスターを募集し、環境保全や環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、優秀作品を施設等に掲示し、意識啓発の広報に活用する。	環境局 業務第一課
	こどもエコチャレンジ	市内の小学生が、夏休み中にエコチャレンジシートを用いた省エネ活動に取り組むことにより、日々の暮らしと地球温暖化の関わりを知り、温暖化防止のためのライフスタイルや環境に配慮した行動を身につけられる取組を行う。	環境局 温暖化対策課
	広島地球ウォッキングクラブ事業	環境保全意識の高揚を図ることを目的として、3歳から高校生までを対象とした「こどもエコクラブ」のグループに対し、環境学習会の開催などを行う。	環境局 温暖化対策課
	埋蔵文化財出土品保存活用事業	文化財に接する機会の提供を目的として、学習講座や、小・中学校、公民館等への出張講座等を開催する。	市民局 文化振興課
	森林公园における自然体験活動の推進	学校教育の「総合的な学習時間」において、「グリーンアドベンチャー」、「林業体験」、「昆虫の野外観察」などの「自然体験活動事業」を森林公园で実施する。	経済観光局 農林整備課

体験の機会の提供	小・中学生の文化施設観覧料等の無料化	こどもたちが地域の歴史・文化・芸術・自然等に触れる機会を増やすことにより、郷土を愛する心と豊かな感性や創造性を育むとともに、家族での利用機会の増加などによるワーク・ライフ・バランスのまちの実現に寄与するため、年間を通じて小・中学生の文化施設の観覧料等を免除する。	市民局 文化振興課
	福祉教育の推進	社会福祉協議会が、学校、企業、団体を対象として、福祉活動体験学習を行うことにより、福祉教育を推進する。	健康福祉局 地域共生社会推進課
	プロフェッショナル人材活用事業	高校生の主体的な進路選択能力や高い職業意識を育成し、学問への意欲・関心をより一層喚起するため、大学教授や企業人による専門的分野等の講義やインターンシップを実施する。	教育委員会 指導第二課
	高校生による温暖化対策チャレンジ事業	市立広島工業高等学校において、温室内の二酸化炭素濃度を自動的に調整する環境センサネットワークの研究や、学校施設の温暖化対策研究を行うとともに、二酸化炭素濃度センサーの自主開発を行う。	教育委員会 指導第二課
	清掃事業の普及啓発（ごみのおはなし）	小学生と保護者を対象に、ごみ処理についての関心と理解を深めてもらうため、小学3・4年生の社会科副読本「わたしたちの広島市」の補助教材として、ごみの処理等についてやさしく説明している「ごみのおはなし」を配付する。	環境局 業務第一課
	児童生徒発明くふう展	児童生徒の創意工夫する力を高め、発明する意欲を高揚することにより、産業教育や産業の振興に寄与するため、市内の小・中・高校生等を対象に、創意工夫に富んだ発明くふう作品を募集し、優秀作品の表彰や展示を行う。	経済観光局 ものづくり支援課
	「青少年からのメッセージ」の募集	地域におけるこども・若者の健全な育成に対する関心を高めるため、小・中学生、高校生からメッセージを募集し、入選作品を青少年健全育成市民大会で表彰するとともに、作品集を学校や関係団体等へ配布する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	こども文化科学館のリニューアル、こども図書館及び青少年センターの再整備	施設の耐震・長寿命化の改修に併せて、こども文化科学館の展示リニューアルや、こども図書館の機能・サービス等の充実を図るとともに、青少年センターの一部機能を移転し設備を更新するなどの複合化・集約化を行う。	市民局 生涯学習課、文化振興課 こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	子ども会等社会教育関係団体による体験活動	こどもの多様な体験活動の場を提供するため、子ども会を中心とする社会教育関係団体が実施する事業に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	地域貢献人材を育成する大学等への支援	広島広域都市圏の発展に貢献する人材を育成するため、圏域内の大学・高校等に対し、市町及び企業・団体等と連携して実施する教育研究活動等に要する経費を補助する。	企画総務局 広域都市圏推進課
平和に関する体験・学習の機会の提供	青少年国際平和未来会議	こども・若者の世界平和への意識を高め、グローバル人材の育成を図るため、姉妹友好都市の高校生・大学生等と交流し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝える活動を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	広島・長崎市児童生徒平和のつどい	平和学習を通じて、被爆体験の継承を図り、平和への意識を高めるため、本市と長崎市のこどもが交互に訪問し合う。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	若者による平和の誓いの集い	「ヒロシマの心」を次世代に継承するため、若者が主体となって企画・運営する平和の誓いの集いを開催する。	市民局 平和推進課
	こどもたちの平和学習推進事業	学校において「被爆体験を聞く会」や「平和を考える集い」を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を発達段階に応じて行い、被爆体験・戦争体験の継承を図る。また、平和記念日に焦点を当てた平和学習については、全校又は学年単位で行うことにより、取組の更なる充実を図り、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。【1-(3)-②】	教育委員会 指導第一課、指導第二課

平和に関する体験・学習の機会の提供	小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信	平和についての思いや願いをメッセージとして発信する小学校6年生の「子どもピースサミット」や中学生が英語で発信する『伝えるH I R O S H I M Aプロジェクト』、小・中・高校生が演劇や歌等で表現する「ひろしま子ども平和の集い」などの取組を通して、平和についての意識の高揚を図る。【1-(3)-②】	教育委員会 指導第一課、指導第二課
交流の機会の提供	青少年支援メンター制度の推進	こどもの心の成長を支援するため、メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人とこどもが継続的・定期的に交流する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	広島市・大邱広域市青少年交流事業	本市と姉妹都市である大邱広域市のこどもが交流することで、平和への意識を高め、相互の友情を深めるため、交互に訪問し合う。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	高校生の国外留学推進事業	次代を担う高校生が国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生きる力を育成するため、国外留学を推進する。	教育委員会 指導第二課
	二十歳を祝うつどい	二十歳という節目を迎える若者を祝福するとともに、成人としての意識をさらに高め、社会に貢献することを促すため、式典等を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
社会的自立に向けた教育・支援の推進	消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校、特別支援学校等を対象にした消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの配布、教育職員への研修等を実施するとともに、大学等に、新入生を対象にした消費者教育実施の働きかけを行う。また、親子で参加できる消費者学習会の開催や、二十歳を祝うつどいなどの各種イベントにおいてパンフレットを配布すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止と消費者力の向上に取り組む。【3-(3)-①】	市民局 消費生活センター
	夜間学級の運営	様々な理由により義務教育を終了できていない方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方などに対し、平日の夜間ににおいて生徒に応じた指導を行う。【1-(3)-②】	教育委員会 学事課、指導第二課
	若者の自立・就労支援対策事業	対人関係等の不安から就労に悩みを抱える学生に対し、出張相談等を行う。	経済観光局 雇用推進課
	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(4)-①、1-(6)-②、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	有給長期インターシップ事業	大学や企業と連携して有給で長期のインターシップを実施し、若者の雇用に関するミスマッチを防止するとともに、若者が圏域内企業をより深く知ることができる機会を確保する。	経済観光局 雇用推進課
家庭・地域・学校等と連携・協働した意識の醸成	福祉教育推進のための人材育成	社会福祉協議会が行う青少年等を対象とした福祉教育を推進していくための人材育成を行うことにより、高齢者や障害者等への理解を促進するとともに、地域で支え合う意識の醸成を図る。	健康福祉局 地域共生社会推進課
	電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進事業	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。【1-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	青少年健全育成強調月間	青少年の健全育成を図るため、11月に県・市・区それぞれにおいて、青少年健全育成大会を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当

基本的視点	1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実
-------	--

重点施策	(6) 身近で多様な相談支援の充実
------	-------------------

【現状と課題】

- 本市も含めて全国的に児童虐待の相談・通告件数が増加傾向にある中、ニーズ調査によると、約半数の保護者が子育てに関する悩みや不安等があると回答し、同じく約半数の保護者が、「こどもに体罰を与えたこと」、「こどもを虐待しているのではないかと思い悩んだこと」、「出産や育児でうつ病（状態）となったこと」、「自殺を考えたこと」、「育児放棄になったこと」のいずれかがあると回答しています。さらに、「子育てに関する気軽に相談できる人や場所がない」と回答した保護者は、5年前の同調査と比較して増加しています。
- その背景には、核家族化の進展や地域との関わりの希薄化などにより、親きょうだいなどから子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなり、子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えていることなどが考えられます。
- このため、地域の身近な場所で、子育てに関する悩みを気軽に相談できる場や機会を確保するとともに、親子の交流や親同士の情報交換の機会の提供等を一層充実させていく必要があります。
- また、児童虐待など子育て家庭で生じている問題の背景には、家族の疾病や障害、介護、保護者自身の被虐待経験や不安定な就労など様々な要因が複合的に重なり合っているとともに、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、プッシュ型・アウトリーチ型の支援や、多様な支援機関が連携・協働し相談支援体制を強化することなどにより、問題を抱えている家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげることが必要です。
- 加えて、こどもアンケートによると、20.1%のこどもが「悩んでいることや困っていることがある」と回答し、そのうち 21.5%のこどもが「気軽に相談できる人や場所がない」と回答しています。多感な時期にあるこどもや、自立に向けて困難に直面している若者が、その抱える悩みや不安等を誰にも相談できずいるうちに、非行やいじめ、引きこもり、自殺につながるなど事態が悪化していることも考えられます。
- このため、こども・若者が気軽に相談できるよう、電話や面接のほかSNS等を活用して身近で多様な相談支援の強化を図る必要があります。

【主な施策展開】

① こどもの養育に関する相談支援の充実

保護者が子育てに関する悩みを一人で抱え込まないよう、保健師等が様々な機会や場所を活用して、積極的に情報提供や助言を行えるような体制づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員やNPO等の関係機関と連携を図りながら、相談支援の充実に取り組みます。また、相談の中で、問題を抱えている子育て家庭等を把握した場合には、こども家庭センターが行う家庭訪問等のアウトリーチによる支援などにつなげていきます。さらに、子育て中の保護者間での交流等を促し、精神的な負担の軽減につなげる取組を充実させるとともに、関係機関の情報共有を推進します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
養育相談・指導の実施	こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、母子保健担当
	青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【2-(3)-④、2-(4)-①②、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【2-(1)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

養育相談・指導の実施	保健師地区担当制の推進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。【3-(1)-②】	健康福祉局 健康推進課
	子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るために、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、3-(1)-④⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。【1-(1)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊娠産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【1-(1)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	健康相談室	乳幼児とその保護者を対象に、公民館や集会所等において、子育てに関する相談等を実施する。【1-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【1-(1)-①、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こころの健康相談(広島市学校保健会)	子どもの指導に悩みのある教職員や保護者を対象に、学識経験者による相談や専門の医師による指導・助言を実施する。【1-(3)-③】	教育委員会 健康教育課
交流の場等の提供	各区の常設オープンスペースの運営	各区の地域福祉センター内（中区は健康科学館内）において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	公募型常設オープンスペースの運営補助	乳幼児とその保護者の相互交流や子育て相談に加え、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等の機能の充実を図るため、N P O法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースに対して、運営費等を補助する。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	地域の子育てオープンスペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営する子育てオープンスペースについて、支援者や参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行う。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こども誰でも通園制度	本市に住所を有する0歳6か月から満3歳未満の子どものうち、保育園等に通っていない者を対象に、幼稚園や保育園等において毎月一定時間数の範囲内で受け入れを行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課、 こども青少年支援部 母子保健担当
	きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）	保育園等が有している専門的機能を活用し、園庭の開放や育児講座等を行うことにより、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安の解消や、子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。【3-(1)-①】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
関係機関の連携等による支援	関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【2-(5)-②、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 児童相談所

② こども・若者への相談支援の強化

こども・若者が抱える様々な悩みを和らげ、精神的な負担などを軽減するため、電話やSNS等によりこども・若者が専門の相談員に気軽に相談でき、必要に応じて具体的な支援につなげることのできる相談支援体制を確保します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
相談支援体制の確保	ひろしまチャイルドライン（こども電話相談）運営に対する助成	NPO法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。【2-(4)-①】	こども未来局 児童相談所
	こども虐待夜間・休日電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365日24時間体制で、国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」などからの児童虐待通告や緊急を要する相談を受け付ける。【2-(1)-①】	こども未来局 児童相談所
	こども・若者からの多様な相談方法の検討	電話や面接などの方法に加え、こども・若者にとって、日常的に使い慣れているコミュニケーション手段であるSNSを用いた相談の実施を検討する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	スクールカウンセラーによる相談活動	スクールカウンセラーが、児童生徒と保護者の相談に応じ、教職員への助言を行う。また、これらを通して、不登校、問題行動等の未然防止や状況の改善を図る。	教育委員会 生徒指導課
	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(4)-①、1-(5)-③、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すことを目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪問などによる相談支援を実施する。【1-(4)-①、2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	ゲートキーパーの養成	相談機関の職員や医療機関を対象に、うつ病や自殺（死）に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修会を実施し、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）を養成する。【2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉センター
	インターネットを活用した相談支援事業	いち早く自殺のサインを捉えて自殺の未然防止を図るために、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索したこども・若者等に対し、精神保健福祉士等がメール相談対応や支援機関の紹介等を行う。【2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	いのちの電話相談事業に対する補助	電話相談を行う相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談に係る事業に対して補助を行う。【2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	心のサポーター養成事業	市民を対象に、精神障害に関する正しい知識を身に付け、悩みを抱えた人に早期に気づき、対処する力を身に付けることを目的とした研修会を実施する。	健康福祉局 精神保健福祉課
	消費生活センターにおける消費生活相談	商品やサービスの契約に関するトラブルについて、市民からの相談に応じ、助言や情報提供等を行う。	市民局 消費生活センター

基本的視点	1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実																								
重点施策	(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減																								
【現状と課題】																									
<p>○ 近年の物価高騰の影響などにより子育て家庭の経済的負担は増加しており、生活実態調査によると、現在の暮らしの状況を「苦しい」と回答した保護者は、小学5年生の保護者で26.0%、中学2年生の保護者で28.0%となっています。また、ニーズ調査によると、子育ての精神的負担を軽減するために必要な支援として、「子育てに係る経済的支援」を挙げた保護者は、就学前児童の保護者で68.9%、就学児童の保護者で65.2%となっています。</p> <p>○ こうした中、本市では、保育料・副食費の減免範囲の拡充や就学に必要な学用品費等の援助、こども医療費補助の対象年齢の拡大等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減を行っています。また、令和6年11月から2人以上のお子様がいる家庭における保育料・副食費の減免範囲を拡充したほか、令和7年1月からこども医療費の通院の補助対象年齢を中学3年生まで拡大するなど、経済的負担の軽減に取り組みました。加えて、国が実施した令和6年10月からの児童手当の拡充や同年11月からの児童扶養手当の拡充について、円滑な制度運用に取り組みました。</p> <p>○ 引き続き、これらの子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を実施していくとともに、「こども未来戦略」の「加速化プラン」において「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」を打ち出している国の総合的な対策を踏まえつつ、本市の状況に応じた支援策について、検討していく必要があります。</p> <p>○ 併せて、経済的負担の軽減など全国共通の課題については、地域によって格差が生じることのないよう抜本的な解消が必要であるため、国において統一的な施策が講じられるよう、引き続き、他都市と共同して国に要望を行っていきます。</p>																									
【主な施策展開】																									
<p>① 保育料、教育費等の負担軽減</p> <p>子育て家庭における教育費等の負担を軽減するため、引き続き、手当の支給、保育料・副食費の軽減や学用品費等の援助、幼児教育・保育の無償化などを実施します。</p> <p><主な事業・取組> (他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策展開の方向性</th> <th>名 称</th> <th>内 容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手当の支給</td> <td>児童手当の支給</td> <td>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】</td> <td>こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当の支給</td> <td>ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】</td> <td>こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育費等の軽減</td> <td>保育料・副食費の軽減・減免</td> <td>生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】</td> <td>こども未来局 幼保給付課</td> </tr> <tr> <td>保育園等入園世帯への教材購入費等補助</td> <td>保育園等に入園している子どもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【2-(6)-①④】</td> <td>こども未来局 幼保給付課</td> </tr> <tr> <td>幼稚園入園世帯への副食材料費補助</td> <td>私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園を除く。）に入園している子どもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】</td> <td>こども未来局 幼保給付課</td> </tr> <tr> <td>地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業</td> <td>地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用することのできる保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【2-(6)-④、2-(7)-③】</td> <td>こども未来局 幼保給付課</td> </tr> </tbody> </table>		施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課	手当の支給	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当	教育費等の軽減	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課	保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園している子どもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【2-(6)-①④】	こども未来局 幼保給付課	幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園を除く。）に入園している子どもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用することのできる保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課																						
手当の支給	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当																						
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当																						
教育費等の軽減	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課																						
	保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園している子どもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【2-(6)-①④】	こども未来局 幼保給付課																						
	幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園を除く。）に入園している子どもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課																						
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用することのできる保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課																							

教育費等の軽減	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	特別支援教育就学奨励	小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品費等の経費の一部を援助する。	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るために、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
教育費等の無償化	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。 なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課、 こども青少年支援部 母子保健担当
	高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校

② 医療費の負担軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、こどもの医療費の補助を行うとともに、引き続き制度の充実に向けた検討を行います。また、妊娠支援や母子の健康確保に係る経済的負担の軽減のため、自己負担が原則の各種健康診査に要する費用等について、一部助成を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
医療費の補助等	こども医療費補助	中学3年生までの子どもの保護者に対し、こどもに係る医療費の保険診療分の自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助する。	健康福祉局 保険年金課
	ひとり親家庭等医療費補助	ひとり親家庭等における医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【2-(7)-③】	健康福祉局 保険年金課
	養育医療給付	入院養育を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において必要な医療を給付する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾患について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。【2-(3)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行う。【2-(3)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	小児慢性特定疾病交通費助成事業	小児慢性特定疾病児童が広島県外の医療機関を受診するための交通費を助成する。【2-(3)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	自立支援医療（育成医療）	身体に障害のあるこどもに対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
	不育症検査費用助成事業	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療と出産につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。【1-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

健康診査等に係る費用の助成	母子の健康診査等に係る費用助成	妊婦乳児健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、先天性代謝異常等検査、新生児マスクリーニング検査、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦を対象に、妊婦健診の受診状況などを把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。【1-(1)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
重点施策	(1) 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得る、こどもに対する重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されるものではありません。
- しかしながら、児童相談所への児童虐待相談・通告件数は、全国的に増加傾向が続いており、本市の児童相談所が受けた児童虐待の相談・通告件数も、令和5年度は2,884件と、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以来、過去最多となっています。
- こうした背景には、核家族化の進展や地域との関わりの希薄化などによる子育て家庭の孤立化や、子育てに対する不安や負担感の増大などに加え、児童虐待に対する社会の認識が高まったことも考えられます。
- こうしたことを見まえ、こどもの権利擁護の観点から、社会の宝であるこどもの生命を守り、心身が傷つくことのないよう、児童虐待に至らないうちにそのリスクを把握し予防するとともに、児童虐待に至ってしまったケースをできるだけ早期に発見し、迅速かつ適切に対応していく必要があります。
- また、児童虐待を受けたこどもを確実に守るために、適切に保護するとともに、その心身の傷が一日も早く癒え、こどもが安心感や安全感を持てる家庭環境の保証ができるよう、こどもと保護者に対する効果的かつ十分な支援を行う必要があります。
- こうした早期発見・早期対応、適切な支援を行うに当たっては、国が令和4年度に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」などに基づいて、児童相談所やこども家庭センターの体制強化をはじめ、関係機関との連携をさらに強化することも必要となっています。

【主な施策展開】

① 虐待の予防と早期発見・早期対応

児童虐待により、こどもが傷ついたり大切な命を落としたりすることのないよう、こどもへの体罰の禁止や児童虐待がこどもに及ぼす悪影響等について、市民への啓発等を行います。また、各種健診や家庭訪問の際など様々な機会を捉え、支援が必要な家庭の早期把握に努め、保護者や妊婦への支援、児童相談所による365日24時間の相談支援を行います。さらに、児童虐待の通告に対する早期のこどもの安全確認や、関係機関の連携・情報共有による適切な支援を取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
市民への啓発等	オレンジリボンキャンペーンの実施	こどもへの体罰の禁止など、児童虐待に関する市民の理解を深めるため、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を推進し、児童虐待の防止をテーマとした講演会の開催やポスターの掲示等による広報・啓発活動を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
支援が必要な家庭の把握	児童虐待予防対策事業	児童虐待を未然に防ぐため、健康診査や家庭訪問等により把握した、育児を行う上で保護者の負担が重くなると考えられる家庭や乳幼児健診未受診者に対し、保健師の継続的な家庭訪問等による支援を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
保護者への支援の推進	子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(5)-②、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	妊娠・出産包括支援事業（母子保健相談支援事業）	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの母子の心身の健康・育児に関する助言や情報提供等を行う。【1-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

保護者への支援の推進	妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業）	産前、産後各8週未満の妊産婦を対象に、自宅に助産師を派遣し、産前から産後までの継続した相談対応や沐浴指導等を行う。【1-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	妊娠・出産包括支援事業（産後ケア事業）	産後8週未満の産婦を対象に、広島市が委託する産婦人科や助産院において宿泊や通所による母体・乳児のケア及び育児に関する指導等、又は自宅へのヘルパー派遣による家事や育児等の支援を行う。【1-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(6)-②③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	子育て短期支援事業における受入体制強化事業	子育て短期支援事業における子どもの受け入れを促進するため、児童養護施設等に対し、ショートステイ専任職員の雇用に係る経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とその子どもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	親子関係形成支援事業	親子間において適切な関係を構築することを目的として、要支援児童等を養育する保護者等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等による支援プログラムを実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	きんさい！みんなの保育園事業（養育支援が必要な家庭への支援）	特別な支援を要する親子等を対象に、保育園等を開放し、入園児童との交流を通じて、子育ての工夫の仕方等について相談・助言等を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
相談支援の推進	児童相談所における相談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、子どもに関する様々な相談に対応する。【2-(5)-②】	こども未来局 児童相談所
	親子のための相談LINE	SNSを活用した「親子のための相談LINE」により、子どもに関する様々な相談に対応する。【2-(5)-②】	こども未来局 児童相談所
	こども家庭センターの運営	育児や子どもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、母子保健担当
	児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【1-(6)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	こども虐待夜間・休日電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365日24時間体制で、国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」などからの児童虐待通告や緊急を要する相談を受け付ける。【1-(6)-②】	こども未来局 児童相談所
子どもの安全確認・適切な支援の実施	子どもの安全確認	児童虐待の通告に対し、できる限り迅速に（原則として48時間以内に）子どもの安全確認を行い、必要に応じて子どもの一時保護などの対応を行う。	こども未来局 児童相談所
	広島市要保護児童対策地域協議会の運営	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。	こども未来局 児童相談所

② 虐待を受けたこども等への支援の充実

子どもの心身の衰弱や生命への危険を回避するため、保護者や児童虐待の状況を踏まえて、必要に応じて、一時保護や施設への入所措置等の適切な措置を行います。また、児童虐待を受けたこどもに対する専門的な見地からの支援を行うとともに、一時保護等により親子分離した後のこどもと保護者に対する支援を行い、こどもが安心感や安全感を持てる家庭環境の保障ができるよう、家族の再統合を図ります。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
適切な保護の実施	一時保護の実施	児童虐待、放任等の理由によりこどもを家庭から引き離す必要がある場合等において、児童相談所の一時保護所に一時保護する。	こども未来局 児童相談所
	一時保護委託強化事業	一時保護所の定員超過による入所児童の処遇改善を図るため、幼児5人を限度として、児童相談所から近距離にある広島乳児院に一時保護委託を行う。	こども未来局 児童相談所
	里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせないこどもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所
	里親養育包括支援（フォースタリング）事業	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談・支援を行う。【2-(2)-①】	こども未来局、児童相談所
	児童養護施設等児童福祉施設入所措置	保護者のいないこどもや虐待されているこども等を児童養護施設等に入所させ、良好な家庭的環境の中で、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童と一緒に養育する。【2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所
	児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-(2)-①②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所
	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-(2)-①、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童相談所におけるこどもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員がこどもから意見聴取を行う。【3-(4)-①】	こども未来局 児童相談所
	児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-(2)-①、3-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
こどもと保護者に対する支援の推進	社会福祉審議会（入所措置等専門部会）の設置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設入所措置等について、調査審議等を行う。【2-(2)-①】	こども未来局 児童相談所
	専門職員による支援	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、児童虐待を受けたこどもに対する専門的見地からの相談・援助を行う。	こども未来局 児童相談所
	一時保護所における学習支援	学習指導員の配置等により、一時保護されたこどもに対する学習支援を行う。	こども未来局 児童相談所
	臨床心理士による家族支援	施設入所等により親子分離した後のこどもや保護者に対し、臨床心理士による家族再統合プログラムの作成やカウンセリング等の支援を行う。	こども未来局 児童相談所

③ 児童相談所の支援体制の充実

急増している児童虐待の相談・通告により一層的確に対応できるよう、児童福祉司・児童心理司等の増員・確保に取り組むなど、児童相談所の支援体制を充実します。また、警察や学校、医療機関等の関係機関や他都市との連携・情報共有の強化を図ります。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
児童相談所の支援体制の充実	専門知識等を有する職員の配置の充実	人口や虐待相談対応件数に応じて、必要な児童福祉司・児童心理司等の確保に取り組み、医師や保健師などを含めて、高い専門知識やノウハウ等を有する職員が、的確に児童虐待事案等に対応する。	こども未来局 児童相談所
	警察職員等や弁護士の配置	児童虐待通告への的確かつ安全な対応や警察との円滑な連携が図られるよう、警察職員等を配置するとともに、法的な問題についての助言等を受けるため常駐の弁護士を配置する。	こども未来局 児童相談所
連携や情報共有の強化	警察等との連携の推進	困難事例への対応力の向上を図るため、警察との合同訓練を実施するとともに、児童虐待を受けた子どもの気持ちや立場に配慮する観点から、子どもへの面接を警察や検察と協同で実施する。	こども未来局 児童相談所
	関係機関の情報共有の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を区ごとに定期的に開催し、支援対象児童等について密接な情報共有を図る。また、実務者会議への医療機関や民生委員・児童委員等の参加など、地域との連携の更なる強化に向けた検討を進める。	こども未来局 児童相談所
	学校との連携の強化	全ての学校の校内組織に位置付けられた教育相談・支援の担当教員と連携し、学校から児童虐待の端緒を把握した旨の情報提供があった場合に、適切な対応・支援を行う。	こども未来局 児童相談所
	他の児童相談所との情報共有の徹底	児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の情報の引継ぎについて、全ての事案に係る具体的な経緯や状況等を書面により移管先の児童相談所に提供するとともに、緊急性が高い場合は対面による引継ぎを行うなど、他の児童相談所との情報共有を徹底する。	こども未来局 児童相談所

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
重点施策	(2) 社会的養育の充実・強化

【現状と課題】

- 児童虐待や保護者の経済的困窮、養育力の低下等により、社会的養育を必要とするこどもが増加しています。こどもにとって、家庭で安定した生活を送ることが最も望ましい姿ですが、様々な事情により、家族と離れて施設等で暮らさざるを得ないこどもについては、社会的養育体制の充実・強化を図り、適切な支援を行うことが求められています。
- この社会的養育体制の充実・強化に当たっては、児童福祉法で「家庭養育の優先」が原則であると定められていることを踏まえ、こどもの最善の利益の確保の観点に立ち、できる限り家庭的な環境の下で養育者との適切な愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育される環境を整えていく必要があります。
- また、施設等に入所したこども・若者の中には、自分の考えや思いを意見として整理し表明することに困難を抱える者も少なくないため、こども・若者の意見や意向を把握して関係機関との連絡調整等を行う意見表明等支援員（アドボケイト）を確保するなど、こどもの権利擁護を一層推進していく必要があります。
- さらに、施設を退所したこども・若者等が、家族からのサポートが期待できないことなどから、様々な困難に直面する場面が多いことを踏まえ、継続的に見守る仕組みを整え、社会的自立を支援していくことが重要です。

【主な施策展開】

① 里親・施設等による養育支援の充実

施設に入所したこども等が適切な養育を受けながら健やかに成長していくよう、関係団体や施設等と連携しながら、里親委託や養子縁組の推進、ファミリーホームの設置促進等のほか、施設の小規模化（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）により、少人数を生活単位とした家庭的環境での養育などを行います。また、施設に入所したこども等の権利擁護の一環として、こどもの保護や支援に当たっては、意見表明を保障する仕組みを整えます。

<主な事業・取組>

（他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記）

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
家庭的環境での養育の実施	里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせないこどもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【2-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所
	里親養育包括支援（フォースタリング）事業	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談・支援を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 児童相談所
	里親への委託前養育支援事業	里親委託を推進するため、里子を受託しようとする者に対し、必要な経費を支給する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	養子縁組民間あっせん機関助成事業	民間の養子縁組あっせん機関が、養子縁組あっせん事業を行った際に、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童と一緒に養育する。【2-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所
	児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-(1)-②、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当 児童相談所
	児童養護施設等児童福祉施設入所措置	保護者のいないこどもや虐待されているこども等を児童養護施設等に入所させ、良好な家庭的環境の中で、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所

家庭的環境での養育の実施	児童養護施設入所児童等の私立高等学校等進学助成	児童養護施設等に入所している子どもが、私立高校に進学する際の入学金等の一部を支給する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	社会福祉審議会（入所措置等専門部会）の設置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設入所措置等について、調査審議等を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 児童相談所
	児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等において児童指導員等の負担軽減を図るため、補助者、児童指導員等を目指す者や子どもの養育に関する相談支援等を行うスーパーバイザーを雇用する施設に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童養護施設等における医療機関等連携強化事業	児童養護施設等において、継続的な服薬管理や健康管理が必要な子どもの受入れを促進するため、医療機関との連絡調整、医療機関受診時の付添等を行う看護師等を雇用する施設に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	民間児童福祉施設整備補助	児童養護施設等において、少人数の家庭的な環境等で養育されるよう、施設の小規模化等の整備に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ファミリーホーム開設補助	ファミリーホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の購入費に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	自立援助ホーム開設補助	自立援助ホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の購入費に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母と子どもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-(1)-②、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
子どもの権利擁護の推進	児童養護施設等における意見表明等支援事業	優れた芸術やスポーツを“生”で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く三大プロ（広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島交響楽団）の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【2-(7)-②】	市民局 文化振興課、スポーツ振興課
こどもの権利擁護の推進	児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所している子ども・若者から定期的に意見聴取等を行い、子ども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、子ども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-(1)-②、3-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

② 施設退所後の子ども・若者等への自立支援の充実

施設を退所した子ども・若者等が、その能力を発揮して地域社会において自らの努力で生活基盤を築いていくよう、居場所づくりや就労・生活に関する継続的な個別相談などを行います。また、施設を退所した子ども・若者等の置かれている状況を踏まえ、自立を目指すことのできる環境を提供するなど社会的自立に向けた支援を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
社会的自立に向けた支援の推進	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(4)-①、1-(5)-③、1-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要な子ども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-(1)-②、2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当 児童相談所

社会的自立に向けた支援の推進	身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている子ども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。【2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童養護施設入所児童等自動車運転免許取得費補助	児童養護施設等に入所している子どもが、就職の際に、自動車運転免許を取得するに当たって必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
-------	-------------------------------------

重点施策	(3) 障害のあるこども・若者への支援
------	---------------------

【現状と課題】

- こどもの人口が減少している中、本市の18歳未満の障害児数は、知的障害と精神障害を中心に増加傾向にあります。ニーズ調査においても、就学前児童の5.3%、就学児童の10.2%が、障害や慢性的な疾病等があると回答しており、いずれも5年前の同調査と比較して増加しています。
- 特に、発達障害については、近年増加しており、こども療育センターにおける新規の診療件数が平成30年度の1,291件から令和5年度では1,572件となっているほか、ニーズ調査においても、障害等があると回答した者のうちその障害等の種類が発達障害であると回答した割合は、就学前児童では33.9%、就学児童では70.3%となっています。また、医療的ケア児が増加するとともに、実態が多様化しています。
- こうした中、施設支援から地域支援への移行・定着の更なる促進や親亡き後を見据えた自立支援の必要性が高まっているほか、発達障害児や医療的ケア児とその家族への適切な支援や、障害のあるこどもと障害のないこどもが互いを尊重し共に成長していくことの重要性が増していること等に伴い、今後、障害のあるこども・若者への支援に対するニーズは更に複雑かつ多様化していくことが予想されます。
- こうした状況に的確に対応するため、相談支援事業所、地域団体、学校等の関係機関と連携しながら、障害のあるこども・若者一人一人の特性や状況に応じたきめ細かな支援を行うことが求められており、発達支援や相談支援・生活支援の充実や質の向上を図るとともに、発達障害児や医療的ケア児とその家族への支援、特別支援教育や自立に向けた支援の充実を図るなど、「広島市障害者計画」、「広島市障害児福祉計画」、「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」等に基づいて、障害のあるこども・若者とその家族に対する総合的な支援を推進していく必要があります。
- また、障害者に対する差別や偏見等も依然として残っており、これらを早急に解消し、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し支え合う社会を実現していくための取組を推進する必要があります。

【主な施策展開】

① きめ細かな発達支援の充実

一人一人の障害児への適切かつ必要な支援を充実し、成長期にある障害児の療育水準を維持向上させるため、児童発達支援や入所支援等の多様化と質の向上、長期休暇や放課後等の活動の場の確保と内容の充実に取り組みます。また、障害のあるこどもの保育園等への入園希望の増加等に適切に対応するために、障害児保育の充実や保育士等の能力向上などに努めます。さらに、より一層充実した療育を推進するため、こども療育センターについて、専門スタッフの充実などを図ります。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
児童発達支援等の充実	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等とともに、治療を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
	障害児入所支援（福祉型児童入所施設）	障害児入所支援に入所させ保護した障害児に対し、日常生活の指導や、知識技能の付与を図る。	健康福祉局 障害自立支援課
	障害児入所支援（医療型児童入所施設）	障害児入所施設又は指定医療機関に入所させ保護した障害児に対し、日常生活の指導や、独立自活に必要な知識技能の付与とともに、治療を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
	心身障害児福祉施設措置費	本市が心身障害児を入所措置した場合、入所施設に対し、入所に要する費用を措置費として支払う。	健康福祉局 障害自立支援課

児童発達支援等の充実	重症心身障害児（者）医療型短期入所事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）を受け入れることができる短期入所を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童やその保護者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
放課後等の活動の場の確保・充実	放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
	特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。【1-(4)-①】	健康福祉局 障害自立支援課
	休暇中の障害児の地域活動支援事業	障害のあるこどもが、長期休暇中に、地域のこどもとゲームやリズム遊び等によりふれあう行事を開催する。	健康福祉局 障害自立支援課
	障害児の長期休暇支援事業	長期休暇中に、障害のあるこどもの活動の場を設ける地域の団体に対し、活動経費の一部を助成する。	健康福祉局 障害自立支援課
障害児保育等の充実	障害児保育	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健常なこどもの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。【1-(2)-②】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
	発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。【1-(2)-②、2-(3)-③】	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 障害児支援担当
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適応することができるよう、必要なノウハウ等を有するこども療育センターの保育士等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
こども療育センターの充実	こども療育センター等における療育の実施	こども療育センターの外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診療・外来療育や、家族等への支援を実施するとともに、各センターに設置している児童発達支援センターにおいて療育を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センターの受診を希望するこどもが速やかな診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。【2-(3)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	こども療育センターにおける療育・支援体制の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を設置し、円滑な日常生活が送れるよう、こどもとその保護者への支援を行う。【2-(3)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	こども療育センターの施設整備	こども療育センターにおいて、通園できる児童を増やすためのバスの更新等とともに、施設の長寿命化を図るために改修等を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当

② 相談支援・生活支援の充実

一人一人の心身の状況や意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助などの適切な支援を行うため、各種相談事業の充実や相談員の能力向上に取り組みます。また、手当の支給などによる経済的負担の軽減、保護者のレスパイト、外出の支援などを行います。なお、このほか、広島市障害者計画の下に展開される障害のある若者の支援に関する事業・取組も行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
相談事業の充実	障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進する。	健康福祉局 障害自立支援課

相談事業の充実	障害者相談支援事業	障害のある方や家族が地域で安心して暮らせるよう、障害に関する中核機関として、本市が委託した社会福祉法人や医療法人等が運営する障害者相談支援事業所において、生活上や療養上の相談に応じる。	健康福祉局 障害自立支援課
	障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
	精神保健福祉相談	各区保健センターにおいて、精神保健福祉相談員が様々な心の悩みやストレスに関する相談に応じるとともに精神科医師による面接相談を行う。また、精神保健福祉センターにおいて、相談員が電話相談や面接相談に応じるほか、精神科医師によるひきこもり相談やアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症相談を行う。	健康福祉局 精神保健福祉課、精神保健福祉センター
	各種相談員による相談支援	身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉相談員等が、本人や家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施する。	健康福祉局 障害福祉課、精神保健福祉課
	精神障害者等の家庭への訪問支援	精神障害者等の家庭などを訪問し、日常生活の過ごし方や社会復帰についての相談を行う。	健康福祉局 精神保健福祉課
	重症心身障害児（者）相談支援事業	生活上の困難さが著しい重症心身障害児（者）本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害児（者）の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
	障害児相談支援	利用する障害児通所支援の種類や内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）を作成し、関係者との連絡調整等を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
経済的負担の軽減	各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等を国等の制度に基づき適切に支給する。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国等に対して要望等を実施する。	健康福祉局 障害福祉課
	重度心身障害者医療費補助	重度心身障害者（児）に対し、医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。	健康福祉局 保険年金課
	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾患について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行う。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	小児慢性特定疾病交通費助成事業	小児慢性特定疾病児童が広島県外の医療機関を受診するための交通費を助成する。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給	通所給付の決定を受けた障害児が、通所支援サービスを受けたときは、障害児通所給付費を施設に支払う。また、医療型の児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支払う。	健康福祉局 障害自立支援課
	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児に対し、補聴器等の購入や、イヤーモールドの交換、補聴器の修理に係る経費の一部を助成する。	健康福祉局 障害福祉課
保護者への支援の推進	短期入所	障害児を介護している保護者が、疾病・出産・冠婚葬祭などで家庭での介護が一時的に困難となった場合に、障害児を施設において一時的に預かり、必要な支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
	日中一時支援事業	介護者の一時的な休息等を目的として、障害者と障害児を対象に、指定短期入所事業所等で一時預かりを実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
	医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する。	健康福祉局 障害自立支援課
	児童居宅介護	日常生活を営むのに支障があるこどもの家庭にホームヘルパーが訪問し、家事、介護、相談、助言等の日常生活の支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課

保護者への支援の推進	医療的ケア児の通学支援（モデル事業）	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがなくても通学できるよう、通学に必要な介護タクシーの手配や、保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を支援する。【1-(3)-②】	教育委員会 特別支援教育課、学事課
外出支援の実施	移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加の促進を目的として、単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上において必要な外出や余暇活動等のために外出をする際に、ヘルパーを派遣することにより、外出時に必要となる移動の介助や、外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	健康福祉局 障害自立支援課

③ 発達障害があるこども・若者への支援の充実

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、発達障害があるこども・若者への支援を総合的・計画的に進めるため、「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」に基づき、早期発見・早期療育のための取組・体制の充実、療育・支援体制の充実、保育園等における支援の充実、地域生活支援・就労支援・相談支援の充実を図るとともに、発達障害についての理解の促進等に努めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
早期発見、早期療育のための取組・体制の充実	要観察児及び保護者への支援	1歳6か月児健診の受診者のうち、発達に課題があると思われる親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。また、乳幼児期の子どもの成長・発達についてのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 母子保健担当
	乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	乳幼児健診等に従事する保健師や保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当、障害児支援担当
	5歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、子どもの発達や行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を行う。【1-(1)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
療育・支援体制の充実	こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センターの受診を希望する子どもが速やかな診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。【2-(3)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	こども療育センターにおける療育・支援体制の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を設置し、円滑な日常生活が送れるよう、子どもとその保護者への支援を行う。【2-(3)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ソーシャルスキルトレーニング研修の実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニングに必要な対人支援の知識や技術を学ぶ研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	地域における療育の充実に向けた専門研修の実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、地域における支援の質の向上を図るため、発達障害の特性やそれに対する指導・訓練方法等の専門研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	I C T機器を活用した療育等に関する研修の実施	こども療育センターや障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、発達障害児の成長過程におけるICT機器を活用した学習・コミュニケーションの有効性や使用方法等に関する研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ペアレント・プログラムの実施	子育てに難しさを感じる保護者と地域の支援者を対象に、保護者が子どもの行動を肯定的に捉えられるよう客観的な理解の仕方を学ぶグループ・プログラムを、支援者の養成を兼ねて実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ペアレントトレーニング研修の実施	発達障害児の保護者を対象に、子どもの行動が改善するよう行動の特性理解や具体的な対応方法を学ぶ研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	I C T機器（タブレット型P C）活用講座の実施	発達障害児が家庭等でタブレット型P C等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、保護者が導入方法や活用方法などを学ぶための講座を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当

保育園等における支援の充実	発達障害児基礎研修会等の実施	保育園等の職員が発達障害について正しい認識を持ち、発達障害児への気付きや関わり方などを系統立てて学ぶための研修を実施する。	こども未来局 幼保企画課 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。【1-(2)-②、2-(3)-①】	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 障害児支援担当
地域生活支援及び就労支援の充実	整理収納講座の実施	発達障害児等が円滑な日常生活や社会生活を送れるよう、発達障害児等やその保護者を対象に、障害特性を踏まえた整理収納方法等を学ぶ講座を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者生活自立訓練の実施	発達障害児等の一人暮らしや親亡き後の自立に向けて、生活能力の向上のために必要となる知識・技術等を養う訓練を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	災害時等における発達障害児等への支援の促進	災害時に適切な支援が受けられるよう、身近な支援者である民生委員等に対して障害の特性等を周知するとともに、主だった避難所等へコミュニケーション支援ボード（災害編）の設置を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	関係機関等の連携による就労支援の充実	発達障害者支援センターにおいて、就労を希望する発達障害児等の相談に応じるとともに、本人の希望や状態に合った就労専門機関を選定し、事前調整を行うなどの支援を行う。また、発達障害児等を対象として広島障害者職業センターが主催する就労支援プログラムの講習会に講師を派遣する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
相談支援の充実	発達障害者相談支援従事者研修の実施	相談支援事業所や行政機関等の職員を対象に、身近な地域で発達障害児等の支援ニーズに合わせたきめ細かな支援が行えるよう、発達障害の視点を踏まえたアセスメントやそれに対する支援方法等を学ぶ研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者家族の集いの開催	発達障害児の家族を対象に、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換できる場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者思春期・青年期相談援助講座の実施	身近な家族とのコミュニケーションが難しくなる思春期・青年期の発達障害児等の家族や支援者を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法等に関する講座を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ペアレントメンター制度の実施	発達障害児の将来や子育てについて不安を抱えている保護者に対し、発達障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、相談や助言を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者オープン相談の場の運営	15歳以上の発達障害児等を対象に、悩みや不安に関する相談を受け、助言等を行うとともに、レクリエーション活動を通して他者との交流を深め、社会参加のきっかけづくりを図る場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	継続した支援を行うためのツールの活用	発達障害児等のプロフィール、保育園等、学校、医療機関における支援内容等を保護者が書きつづるための「サポートファイル」を配布するとともに、活用方法等についての説明会を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者支援センターの地域支援機能の強化	発達障害児等が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関等との協力関係の強化に向けて、発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
発達障害についての理解の促進	啓発イベントの実施	市民を対象に、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害児等との関わり方等についての理解を促進するため、関係機関との連携の下、専門家による講演会を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当

発達障害についての理解の促進	情報提供の充実	発達障害児等やその家族、支援に関わる人などが支援施策等の情報を入手しやすくなるよう、市ホームページ「発達障害支援ネットひろしま」への掲載や障害福祉サービス事業者等へのチラシ配布、SNSの効果的な活用などによる広報を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
----------------	---------	--	--------------------------------

④ 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援の充実を図ります。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポート・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。【1-(3)-②③】	教育委員会 特別支援教育課
特別支援学校における教育の充実	広島特別支援学校における教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。【1-(3)-②】	教育委員会 特別支援教育課
	特別支援学校における相談支援体制の充実	「特別支援学校サポートセンター」が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する障害のある子どもやその保護者、教員からの教育相談に対し、特別支援学校の専門性等を活かして必要な助言・援助等を行う。	教育委員会 特別支援教育課
	特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業	特別支援学校に在籍する児童生徒の地域における交流の促進や自立、社会参加に必要な知識を学ぶ機会を提供するため、児童生徒や家族、地域住民、ボランティア等で構成するグループが行う余暇・文化活動、自然体験等の事業に対し、経費の一部を助成する。	教育委員会 特別支援教育課
就学・教育相談の充実	青少年総合相談センターの運営	子ども・若者が抱える問題の総合相談機関として、子ども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、子ども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(4)-①②、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育研究事業への助成	私立幼稚園特別支援教育研究事業	広島市私立幼稚園協会が加盟園を対象に実施する特別支援教育に関する研究事業に対し、経費の一部を助成することにより、特別支援教育に対する理解の向上、教育条件の整備、障害のある就学前児童の就園機会の拡大を図る。	こども未来局 幼保給付課

⑤ 総合的な就労支援の充実

障害のある子ども・若者のディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向け、就労に向けた各種能力の伸長や、職場体験、職業教育、職域拡大に取り組むとともに、就労相談体制の充実を図るなど、障害のある子ども・若者の社会的自立に向けた支援を推進します。なお、このほか、広島市障害者計画の下に展開される障害のある若者の就労支援に関する事業・取組も行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
社会的自立に向けた支援の推進	知的障害児(者)の就労前職場体験事業補助	本市の公共施設等での職場体験実習や、事前の研修会等を実施する事業に対し、経費の一部を助成する。	健康福祉局 障害自立支援課
	特別支援学校高等部の職業教育の充実	特別支援学校高等部における職業教育を充実させるため、作業学習の指導方法等の工夫・改善や、職業実習の機会の充実に努めるとともに、職業コースにおいて、より専門的な技能の向上等を図る。	教育委員会 特別支援教育課

⑥ 障害者差別の解消と理解・交流の促進

障害を理由とする差別の解消に向け、広く研修・啓発・相談等を行うとともに、障害や障害者についての市民の理解の促進、障害者と市民・地域との交流の促進など、心のバリアフリー化に向けた取組を実施します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
研修・啓発・相談等の実施	障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施する。	健康福祉局 障害福祉課
	障害者差別解消に向けた相談体制の充実	障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実を図る。	健康福祉局 障害福祉課
	広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組	広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調整審議会を運営する。	健康福祉局 障害福祉課
	「みんなのお店ひろしま」宣言事業	障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を「みんなのお店ひろしま」として本市ホームページで公表し、広く周知するとともに、その取組を応援することにより、事業者や市民への障害者差別解消に向けた気運の醸成を図る。	健康福祉局 障害福祉課
市民の理解の促進	ヘルプマークの普及促進	広島県、障害者団体等と連携し、ヘルプマークの普及や市民への周知を実施する。	健康福祉局 障害福祉課
	高次機能障害・難病についての啓発	本市の広報紙やホームページ等を活用し、幅広く情報発信することにより、高次脳機能障害・難病の啓発を行う。	健康福祉局 精神保健福祉課、健康推進課
	精神障害についての理解の促進	市民を対象とした精神障害に対する理解を深めるための講演会や、精神障害者支援施設等の職員を対象に精神障害者の支援に関する知識を深めるための研修等を実施する。	健康福祉局 精神保健福祉センター
交流の促進	フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	「ひろしまフラワーフェスティバル」において、ステージ発表や、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、障害児(者)と市民との交流を促進する。	健康福祉局 障害福祉課
	障害児こどもまつり開催事業補助	「障害児こどもまつり」において、ステージ発表やあそびの広場等での障害児と市民との交流を促進する行事を実施する事業に対し、経費の一部を助成する。	健康福祉局 障害福祉課
	福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進	福祉サービス事業所等と地域住民との交流会や事業所等の行事を通じて、障害児(者)と地域との交流を促進する。	健康福祉局 障害自立支援課、精神保健福祉課

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
重点施策	(4) いじめ・不登校等対策の推進

【現状と課題】

- こどもアンケートでは、「国や広島市がこどもたちのために力をいれた方がいいと思うこと」の質問に対し、「いじめのない社会を作ること」の回答が50.2%と最も多くなっています。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめには、「大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる」、「被害の告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの」、「繰り返し行われ、再発することも多い」等の特性があり、それを理解した上での対応が必要となります。
- 本市の市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校における令和5年度のいじめの認知件数は、3,923件となっており、引き続き、「広島市いじめ防止等のための基本方針」等に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的に推進していく必要があります。
- また、市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校における年間30日以上欠席した不登校の児童生徒数は、年々増加しており、令和5年度は3,857人となっています。不登校は、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、また、どのこどもにも起こり得るものです。このため、不登校の児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を含めた相談支援や、ICT等を活用した学習支援など、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- さらに、一定数存在すると考えられるひきこもりがちなこども・若者への自立に向けた支援の充実や、跡を絶たないこども・若者の自殺（自死）対策を推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① いじめに関する総合対策の推進

全てのこどもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止、早期発見と早期対応、児童生徒一人一人の実態に応じた切れ目のない支援等の充実を図ります。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
学校におけるいじめに関する総合対策の推進	道徳教育の推進	ボランティア経験者や助産師を講師（心の先生）として招へいして講話・交流会を行う「心の参観日」や、ボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会などを表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施する。また、道徳教育に係る推進校を指定し、指導方法などの実践研究を行い、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進する。 【1-(3)-①】	教育委員会 指導第一課、指導第二課
	MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができる子どもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。 【2-(4)-②、2-(5)-②】	教育委員会 生徒指導課
	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。 【1-(3)-①②③、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関や団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。 【1-(3)-①】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ防止対策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。 【1-(3)-①】	教育委員会 生徒指導課

学校におけるいじめに関する総合対策の推進	青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-②、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	ネットパトロールの実施	インターネット上のこども・若者に関する誹謗・中傷等を早期に発見し、被害を未然に防ぐため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報する。【1-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	ひろしまチャイルドライン（こども電話相談）運営に対する助成	NPO法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。【1-(6)-②】	こども未来局 児童相談所
	ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、PTA、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。【1-(3)-③】	教育委員会 生徒指導課
	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課

② 不登校等対策の推進

不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。また、ひきこもりがちなこども・若者が早期にその状態から脱し、社会生活に復帰できるよう、就労体験などの社会体験活動を実施し、その自立・就業等を支援するほか、こども・若者の自殺（自死）対策を推進します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
不登校児童生徒に対する支援	MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができる子どもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【2-(4)-①、2-(5)-②】	教育委員会 生徒指導課
	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-①②③、2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【1-(3)-②、1-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあい教室（教育支援センター）の運営	市内5か所に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【1-(3)-②、1-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	舟入市民病院小児心療科外来での医療的支援	医療面から心の健全な発達を支援するため、摂食障害や不登校など思春期の心の問題を抱えた小・中学生を対象に、外来診療を行う。	健康福祉局 医療政策課

不登校児童生徒に対する支援	心理面に課題のあるこどもに対する入所・通所治療	家庭環境や交友関係等により社会生活への適応が困難となつたこどもに対し、愛育園（児童心理治療施設）において、心理治療や生活指導を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	家族療法事業	不登校、ひきこもりの状態にあるこどもやその家族を支援するため、愛育園（児童心理治療施設）において、カウンセリングや親子での話し合いの場の設定などを通じて、心理治療や家族機能の回復等を図る。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
ひきこもりがちなこども・若者の自立支援	ひきこもりがちな青少年への支援事業	ひきこもりがちなこども・若者の自立を促進するため、NPO法人への委託により、就労体験やボランティア体験などの社会体験活動への参加を支援する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すことを目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪問などによる相談支援を実施する。【1-(4)-①、1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	「ひきこもり」状態のこどもへの支援の検討	「ひきこもり」状態にあるこどもの実態把握に努める。また、関係機関による事例検討会を開催し、支援の方策を検討するとともに、学校における支援の取組に活かす。	教育委員会 生徒指導課
こども・若者の自殺（自死）対策の推進	ゲートキーパーの養成	相談機関の職員や医療機関を対象に、うつ病や自殺（自死）に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修会を実施し、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）を養成する。【1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉センター
	広島市自殺（自死）対策推進センターの運営	自殺（自死）に関連した電話相談に応じ、悩みに応じた相談機関の情報提供を行うなど適切な援助を行う。	健康福祉局 精神保健福祉課、精神保健福祉センター
	インターネットを活用した相談支援事業	いち早く自殺のサインを捉えて自殺の未然防止を図るため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索したこども・若者等に対し、精神保健福祉士等がメール相談対応や支援機関の紹介等を行う。【1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	いのちの電話相談事業に対する補助	電話相談を行う相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談に係る事業に対して補助を行う。【1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高い子ども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
-------	-------------------------------------

重点施策	(5) ヤングケアラー等への支援
------	------------------

【現状と課題】

- ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であり、令和6年度に改正された「子ども・若者育成支援推進法」において、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象として明記されました。
- 生活実態調査において、「ヤングケアラーという言葉を聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は、小学5年生で8.0%、中学2年生で25.9%となっており、さらなる認知度の向上と理解の促進に取り組む必要があります。
- また、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな事情であることや本人や家族に自覚がないことなどから、表面化しにくく把握が難しいことに加え、学業や進路選択への影響も指摘されていることから、早期の把握に努め、学校などの関係機関等と連携しながら、本人やその家族への支援につなげていく必要があります。

【主な施策展開】

① ヤングケアラーへの理解促進と早期把握

ヤングケアラーに関する広報を充実し、認知度の向上と理解の促進を図ります。また、学校や本市の相談窓口等において、生活状況を詳しく聴き取ることなどにより、ヤングケアラーの早期の把握に努めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
ヤングケアラーについての理解の促進	市民向け広報の実施	周囲の大入等がヤングケアラーについての理解を深め、子ども・若者が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、支援につなげることができるよう、本市ホームページや広報紙「ひろしま市民と市政」への掲載を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
支援が必要な家庭や子ども・若者の把握	市立学校におけるアンケート調査の実施	ヤングケアラーの兆候を把握するため、市立学校における小学5年生から高校生までを対象にアンケート調査を実施し、支援が必要と判断した児童生徒に対しては、学校とスクールソーシャルワーカーが連携し、こども家庭センターや児童相談所につなぐなどの支援を行う。	教育委員会 生徒指導課
	相談窓口等での把握	こども家庭センターや児童相談所が子育て家庭からの相談に応じる際に、アセスメントシートを活用して家庭内の家事等の分担を聴取し、ヤングケアラーの把握に努める。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当

② 相談・支援体制の充実

こども家庭センターや青少年総合相談センター等において相談を受けるとともに、学校などの関係機関等と連携し、必要な支援につなげます。また、高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の要因が絡み合い複雑化・複合化した問題を抱える家庭に対し、関係機関の連携等による支援を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
相談体制の確保	こども家庭センターの運営	育児や子どもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、母子保健担当

相談体制の確保	青少年総合相談センターの運営	子ども・若者が抱える問題の総合相談機関として、子ども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、子ども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-①②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【1-(6)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童相談所における相談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、子どもに関する様々な相談に対応する。【2-(1)-①】	こども未来局 児童相談所
	親子のための相談LINE	SNSを活用した「親子のための相談LINE」により、子どもに関する様々な相談に対応する。【2-(1)-①】	こども未来局 児童相談所
	外国人市民の総合相談窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【2-(8)-②】	市民局 国際化推進課
当事者等への支援の充実	MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができる子どもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【2-(4)-①②】	教育委員会 生徒指導課
	学校内での相談支援体制の強化	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置して、児童生徒からの相談に応じるとともに、こども家庭センターなどと連携して必要な支援につなげる。	教育委員会 生徒指導課
	子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(1)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
関係機関の連携等による支援	関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【1-(6)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 児童相談所
	相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(6)-②、3-(1)-②】	健康福祉局 地域共生社会推進課

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
重点施策	(6) こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進

【現状と課題】

- 我が国の18歳未満の子どもの貧困率は、厚生労働省の令和4年国民生活基礎調査によると11.5%で、約9人に1人が平均的な所得の半分を下回る家庭で暮らしていることになります。また、本市の生活実態調査では、相対的な貧困家庭（等価世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭）の割合は、小学5年生の家庭で8.7%、中学2年生の家庭で10.8%となっています。
- 生活実態調査において、相対的な貧困家庭の子どもは、授業の理解度が低いことや、大学等に進学を希望する割合が低くなっているように、子どもの貧困は、学習面や生活面など様々な面において影響を及ぼします。また、成年年齢を迎えた18歳以上の若者の中にも、貧困により進学や就労等に悩みや不安を抱え、進路や自立に向けて困難に直面している者がおり、親から子へと貧困が世代を超えて連鎖するおそれがあります。
- そのため、令和6年度に改正された「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を踏まえた国総合的な対策を前提にしながら、子ども・若者の貧困の解消に向け、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援など総合的な対策を推進することにより、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぎ、全ての子ども・若者が、その可能性の芽を摘まれることなく、心身共に健やかに育成され、一人一人が夢や希望を持つことができるよう取り組む必要があります。
- また、子ども・若者の貧困の背景には、家族の疾病や障害、介護、保護者の不安定な就労など様々な要因が複合的に重なり合うとともに、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、教育や生活、就労などの多様な関係機関の連携・協働によるパッショント・アウトリーチ型の支援等により、問題を抱えている家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援策に確実につなげることが必要です。

【主な施策展開】

① 教育の支援の充実

希望に沿った教育段階への進学ができるよう、学校におけるきめ細かな学習指導はもとより、地域において十分な教育が受けにくくされる生活困窮家庭やひとり親家庭等の子どもに対する学習支援を行うほか、様々な問題を抱える子ども・若者に対して的確な支援を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
学習の支援	生活困窮世帯学習支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学4年生から高校生までの子どもを対象に、学習支援会を開催する。	健康福祉局 保護自立支援課
	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の小学4年生から高校生までの子どもを対象に、大学生等による学習支援や進路相談等を行うとともに、中学3年生や高校3年生の親等に対し、模擬試験や大学等入学試験の受験料を支給する。【2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
就学・学資の援助	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定された子どもを対象として一定額まで無償化する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課、 こども青少年支援部 母子保健担当
	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園している子どもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 幼保給付課

就学・学資の援助	幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	被保護者世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護者世帯（生活保護受給者世帯）のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【2-(6)-③】	健康福祉局 保護自立支援課
	高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校

② 生活の安定に資するための支援の充実

貧困状況にある家庭の生活基盤の安定を図るために、複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら包括的な相談支援を行うとともに、日常生活の支援や住居の確保、様々な事情を抱えるこどもが安心して過ごすことのできる居場所の確保などの支援を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
包括的な相談支援	こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、母子保健担当
	生活困窮者自立相談支援事業	各区に設置したくらしサポートセンターにおいて、生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援を盛り込んだ支援計画を作成し、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
	家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・支出の節約に関する指導、生活に必要な資金の貸付のあっせん等を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
	ひとり親家庭等の相談支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。【2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
日常生活の支援	子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(1)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(1)-①、2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2-(6)-③、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とそのこどもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

住居の確保	住居確保給付金給付事業	離職等により経済的に困窮し住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。また、収入が著しく減少し、家計の改善のため、家賃が低廉な住宅への転居が必要な者に対し、転居費用を支給する。	健康福祉局 保護自立支援課
	特賃住宅の入居促進	中堅所得者向けの市営住宅（特賃住宅）を、家賃助成により子育て世帯に供給し、居住水準の向上を図る。	都市整備局 住宅政策課
	市営住宅入居抽選時の優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の2倍）を実施する。【2-(7)-②】	都市整備局 住宅政策課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	経済的自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の保護者に対し、住宅支援資金の貸付けを行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	広島市居住支援協議会の運営	子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対し、入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）や、居住支援法人（家賃債務保証の提供や入居相談、見守り等を実施する団体）などの情報を提供する。	健康福祉局 保護自立支援課 都市整備局 住宅政策課
	居住支援事業（一時生活支援事業）	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
居場所づくりの支援	ひとり親家庭等居場所づくり事業	ひとり親家庭等の子どもや親が気軽に集まり、交流できる居場所を提供し、学習や食事等の支援を行う。【1-(4)-①、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
関係機関の連携等による支援	関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【1-(6)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、児童相談所
	相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、子ども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(5)-②、3-(1)-②】	健康福祉局 地域共生社会推進課

③ 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援の充実

貧困状況にある家庭の経済基盤の安定を図るため、雇用と福祉の一体的な支援などにより就労機会を確保するとともに、職業生活と家庭の両立に向けた支援に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
就労機会の確保	被保護者就労支援事業	福祉事務所に就労支援のコーディネーターとして保護自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携しながら、生活保護受給者の就労支援に関し助言、支援を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
	就労支援窓口の設置によるハローワークとの一体的な支援	各区福祉事務所において、ハローワーク就職支援ナビゲーターが常駐又は巡回し、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行うなど、自立に向けた支援を行う。	経済観光局 雇用推進課
	母子家庭等就業支援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、就労に必要な知識や技能を習得させるための講習会等を実施する。【2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。【2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。【2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

就労機会の確保	高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(7)-①③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やこどもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対象講座の受講料を支給する。【2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	被保護者世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護者世帯（生活保護受給者世帯）のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【2-(6)-①】	健康福祉局 保護自立支援課
職業生活と家庭の両立に向けた支援	子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(1)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話をを行う。【2-(6)-②、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

④ 経済的支援の充実

貧困状況にある家庭の経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や養育費に関する相談支援、幼児教育・保育や高等教育の無償化など、就園・就学に要する経費の軽減や援助を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
手当の支給	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るために、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
養育費に関する相談・支援	特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。【2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の決めの重要性などに関する講習を実施する。【2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	養育費確保サポート事業	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に関する保証料を支給する。【2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
就園・就学に要する費用の軽減等	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたことを対象として一定額まで無償化する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課、 こども青少年支援部 母子保健担当
	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園している子どもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①】	こども未来局 幼保給付課
	幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園を除く。）に入園している子どもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課

就園・就学に要する費用の軽減等	地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【1-(7)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【1-(7)-①、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高い子ども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
-------	-------------------------------------

重点施策	(7) ひとり親家庭への支援
------	----------------

【現状と課題】

- 本市の母子・父子家庭数は、令和2年国勢調査によると、母子世帯は6,945世帯、父子家庭は724世帯となっており、いずれも平成27年の前回調査と比較して、約20%近く減少しています。
- 一方で、本市のひとり親家庭における相対的な貧困家庭の割合は、生活実態調査によると、小学5年生のひとり親家庭で52.5%（ふたり親家庭で4.5%）、中学2年生のひとり親家庭で59.8%（ふたり親家庭で5.3%）となっており、ふたり親家庭と比べて割合が非常に高くなっています。
- また、生活実態調査によると、本市のひとり親家庭の93.8%が就業していますが、そのうちの約4割がパートやアルバイト等の非正規雇用となっています。
- さらに、ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別に直面し、精神的にも不安定な状況に置かれ、保護者は、子育てと仕事を一人で担うことから、様々な困難を伴う場合があります。
- このように、ひとり親家庭は、所得が低く、雇用も不安定な傾向にあるなど特有の課題があるため、自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育てと仕事を両立しながら安定的な生活ができるよう、子育て・生活支援や経済的支援などを総合的に推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① 自立に向けた就業支援の充実

ひとり親家庭の親等が、その希望する形で仕事に就くことができるよう、就労機会を確保するとともに、就職に有利となる資格・技能の習得支援などを行います。

<主な事業・取組>

（他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記）

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
就労機会の確保	母子家庭等就業支援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、就労に必要な知識や技能を習得させるための講習会等を実施する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	市営店舗入店抽選時の優遇措置	母子世帯について、市営店舗の入店抽選における当選確率を高くする優遇措置（持ち玉数を2倍）を実施する。	都市整備局 住宅政策課
資格・技能の習得支援	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対象講座の受講料を支給する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

② 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が安定的な生活を送り自立していくよう、必要な福祉制度等の情報提供や相談指導、住居の確保、生活支援講習会の開催、保育園等への入園の優先的取扱いなど、仕事と子育て・日常生活の両立に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもは、親と過ごす時間が限られ、家庭内での教育やしつけなどが十分に行き届かない傾向があるため、子どもに学力と生活習慣を身に付けさせる学習支援や居場所づくりを実施します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
仕事と子育て・生活の両立支援の推進	ひとり親家庭等の相談支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。【2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2-(6)-②③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等生活支援講習会	ひとり親家庭等を対象に、家計管理、育児等に関する専門家による講習会等を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	保育園等への入園の優先的取扱い	ひとり親家庭の子育てを支援するとともに、ひとり親家庭の児童の心身の健全な育成が図られるよう、保育園等の入園を優先的に取り扱う。	こども未来局 幼保給付課
	市営住宅入居抽選時の優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の2倍）を実施する。【2-(6)-②】	都市整備局 住宅政策課
	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母と子どもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-(1)-②、2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしているこども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。【2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭健全育成事業の促進	広島市母子寡婦福祉連合会が実施する、ひとり親家庭の親子が参加するりんご狩りや野球観戦等の行事やレクリエーションに対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
こどもに対する支援の推進	こどもが見て聞いて楽しむ三大プロ	優れた芸術やスポーツを“生”で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く三大プロ（広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島交響楽団）の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【2-(2)-①】	市民局 文化振興課、スポーツ振興課
	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の小学4年生から高校生までのこどもを対象に、大学生等による学習支援や進路相談等を行うとともに、中学3年生や高校3年生の親等に対し、模擬試験や大学等入学試験の受験料を支給する。【2-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
ひとり親家庭等居場所づくり事業	ひとり親家庭等居場所づくり事業	ひとり親家庭等のこどもや親が気軽に集まり、交流できる居場所を提供し、学習や食事等の支援を行う。【1-(4)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

③ 経済的支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立を図るため、手当の支給や医療費の補助、公共料金等の軽減・減免などの経済的負担の軽減を行うとともに、就労・就学のための資金の貸付けや養育費の確保に関する相談等を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
経済的負担の軽減	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るために、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等医療費補助	ひとり親家庭等における医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【1-(7)-②】	健康福祉局 保険年金課

経済的負担の軽減	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課 こども青少年支援部 母子保健担当
	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	こども未来局 幼保給付課
	幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	こども未来局 幼保給付課
	地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 幼保給付課
	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	教育委員会 学事課
	高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校
	税負担の軽減等	ひとり親家庭の所得税、市・県民税について、申告に基づき、寡婦控除とひとり親控除を行う。	財政局 市民税課
	水道料金・下水道使用料の減免	ひとり親家庭等の水道料金と下水道使用料について、1か月につき0~10m ³ 相当額を減免する。	水道局 業務管理課 下水道局 管理課
資金の貸付け	旅客鉄道会社定期乗車券割引	児童扶養手当の受給世帯等が、通勤定期乗車券を購入する場合、旅客鉄道会社が通勤定期乗車券の割引を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るために、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
養育費に関する相談・支援	高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。【2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取決めの重要性などに関する講習を実施する。【2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
養育費に関する相談・支援	養育費確保サポート事業	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に関する保証料を支給する。【2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

基本的視点	2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
-------	-------------------------------------

重点施策	(8) 外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援
------	--------------------------------

【現状と課題】

- 本市に住民登録のある外国人市民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を除き増加し続けており、令和6年10月末時点で22,950人と総人口の1.95%となり、そのうち、18歳未満の外国人市民は2,024人、18歳から29歳の外国人市民は7,699人となっています。また、深刻な人手不足を背景に更なる外国人材の受入を拡大する國の方針を受け、外国人市民の増加は今後も続くものと予想されています。
- 外国人市民の増加に伴い、子育て家庭、進学や就職の時期を迎えた若者など幅広い年齢層の外国人市民が多様な生活状況の下で暮らすようになっており、こうした外国人市民にとっても本市が生活の拠点といえるよう諸環境を整えていくことがこれまで以上に重要になっています。
- このため、今後も、教育や子育て、生活の支援、また、それらに係る相談体制や情報提供等の充実など、外国にルーツを持つこども・若者やその保護者に対する支援を一層推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① こどもへの教育・保育の充実

保育園等において、こどもが生活に必要な言葉やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう保育の充実に取り組みます。また、学校教育においては、こども一人一人の実態に応じて、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
保育の充実	外国にルーツを持つこどもへの支援の充実	外国にルーツを持つこどものコミュニケーション等を支援する多文化共生担当の保育士を、モデル園として基町保育園に配置し、絵や写真などを用いた視覚的な支援を通じた生活に必要な言葉の獲得や、こども同士の遊びを通じたコミュニケーション力の育成などに取り組み、得られた成果を他の公立・私立保育園等に広めることで、社会生活への適応や小学校への円滑な接続を図る。	こども未来局 幼保企画課
学校教育	就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年9月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配布する。【1-(3)-②】	教育委員会 学事課
	帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。【1-(3)-②】	教育委員会 指導第一課、指導第二課

② 保護者・若者への生活支援の充実

保護者や若者が、日本の文化や習慣等を理解し、地域の中で安心して生活できるよう、生活関連の情報の提供や相談支援などを行います。また、日本語能力の向上を支援するとともに、こどもが必要な子育て支援を確実に受け、健全に発達・成長することができるよう、保育園等において保育士と保護者との意思疎通の円滑化を図るなど保護者への支援の充実に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
情報提供・相談支援の推進	外国人市民向け生活情報提供事業	日常生活に必要な行政サービスや生活関連の情報をまとめ、多言語（7言語・日本語併記）に翻訳した「外国人市民のための生活ガイドブック」を作成・配布する。リーフレット版を各区市民課等窓口で配布し、ガイドブック本文は本市ホームページで公開する。	市民局 国際化推進課
	外国人市民の総合相談窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【2-(5)-②】	市民局 国際化推進課
	子育て支援情報の提供の充実	外国人市民向けの子育て支援情報について、多言語での情報提供や周知を行うとともに、多言語化や提供情報の拡充など支援の充実を図る。	こども未来局 こども未来調整課
生活支援の推進	外国人市民の日本語能力向上支援事業	外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の充実を図る。	市民局 国際化推進課
	保護者への支援の充実	保育園等において、保育士と保護者との意思疎通の円滑化を図るため、通訳機器の導入や配付物・掲示物の多言語化などを行うとともに、日本人と外国人の保護者やこどもが多様な文化に触れ合う機会を創出し、相互理解の促進に取り組む。また、保護者との円滑なコミュニケーションを図るために、乳幼児健診や保健師との相談等の場において、通訳機器の導入や配付物の多言語化を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課、 こども青少年支援部 母子保健担当

基本的視点	3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実
-------	------------------------

重点施策	(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
------	------------------------

【現状と課題】

- 本市の町内会・自治会の加入率は年々減少して6割を下回り、老人クラブの加入率（60歳以上）は約1割、子ども会の加入率（小学校児童）は約3割となるなど、地域を支える人材の不足や地域コミュニティの活力低下が懸念されています。こうした地域のつながりの希薄化に加えて、核家族化や共働き世帯の増加など子どもの養育をめぐる環境が変化し、家庭の機能も弱体化する傾向が見られ、子育て家庭の多くが負担感や孤独感を感じています。また、子育てと介護に同時に直面する家庭など、複雑化・複合化した問題を抱え、制度や分野ごとに縦割りで整備された公的な支援制度の下では対応が困難なケースも増えています。
- このため、地域の実情に応じて「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せの下、地域のあらゆる主体が一丸となって取り組むことにより、市民の誰もが、これまでのように「支える側」と「支えられる側」に二分されることなく、「お互い様」の心で豊かに暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現が求められます。
- こうしたことから、子育て家庭と共に、地域住民、地域団体、事業者、行政など社会を構成する全ての個人や団体が、それぞれの役割を果たしながら、専門機関等と協働して子育て支援を行い、子育て家庭が地域において孤立することなく様々な形で交流できる機会の提供や、複合的な問題に包括的に対応できる相談体制の整備など、子どもを生み育てやすいまちづくりを進めていく必要があります。こうしたまちづくりに向けては、社会を構成するあらゆる主体が、地域の宝であり未来を担う存在である子どもの健全な育成を「我が事」として捉え、子どもや子育てに対する关心や理解を深めていくとともに、根強く残っている「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の観点からも父親の主体的な子育てを促進していくことが不可欠です。
- さらに、「児童の権利に関する条約」に掲げられている子どもの最善の利益の確保、生存と発達の権利、暴力や虐待からの保護、人間としての尊厳や意思・意見の尊重、家庭的な環境や医療・生活の保障、教育を受ける権利等の子どもの権利は、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利ですが、依然として、いじめや児童虐待、性的マイノリティの子ども・若者に対する差別や偏見などの重大な権利侵害が発生しています。このため、子どもの権利やその擁護の重要性等について、引き続き普及啓発を行っていく必要があります。

【主な施策展開】

① 地域における多様な交流機会の提供

子育て家庭が孤立し、子育てに係る悩みや不安、負担感等を抱え込むことのないよう、他の子育て家庭の親子や支援者と気軽に交流したり相談したりできる常設オープンスペースの運営や運営の支援に取り組むとともに、ニーズの多様化に適切に対応できるよう、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等、機能の充実を図ります。また、保育園等を活用した支援の場の提供等により交流を促進するほか、地域コミュニティの活性化や担い手の確保など、地域が行う共助としての子育て支援の展開を行政としてバックアップしつつ、その協力を得ながらきめ細かい子育て支援を推進します。

<主な事業・取組>

（他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記）

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
子育てオープンスペースの拡充	各区の常設オープンスペースの運営	各区の地域福祉センター内（中区は健康科学館内）において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	公募型常設オープンスペースの運営補助	乳幼児とその保護者の相互交流や子育て相談に加え、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等の機能の充実を図るため、NPO法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースに対して、運営費等を補助する。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

子育てオープンスペースの拡充	地域の子育てオープンスペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営する子育てオープンスペースについて、支援者や参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行う。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
保育園等を活用した交流の促進	きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）	保育園等が有している専門的機能を活用し、園庭の開放や育児講座等を行うことにより、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安の解消や、子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。【1-(6)-①】	こども未来局 幼保企画課、幼保給付課
地域による子育て支援の推進	児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。【1-(4)-②】	こども未来局 放課後対策課
	ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や急用等の際の子どもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。【1-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	高齢者いきいき活動ポイント事業における扱い手確保	オープンスペースでの子育て支援の活動や子どもの居場所づくり（こども食堂や学習支援等）に関する活動に対して高齢者いきいき活動ポイントを付与し、地域活動の扱い手確保につなげる。	健康福祉局 高齢福祉課
	めざせ子育てほっとタウンあさみなみ（安佐南区・区の魅力と活力向上推進事業）	幅広い世代で子育てを応援するサポーターを増やすため、「イクメン・イクバア・イクジイ等養成講座」を開催するほか、大学生を対象に「安佐南区子育てサポーター（AKS）養成講座」を開催する。また、冒険遊び場の開設と扱い手の育成のための研修会を開催する。	安佐南区 地域起こし推進課、 地域支えあい課
	冒険遊び場（プレーパーク）事業	公園等で子どもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【1-(4)-②、1-(5)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 青少年育成担当 企画総務局 政策企画課
	地域のきずなづくり冒険遊び場の整備（安佐北区・区の魅力と活力向上推進事業）	区内各所に出張して冒険遊び場をイベント的に開設し、区内の冒険遊び場の認知度を高め、気運の醸成を図るとともに、扱い手（地元ボランティア）の育成や、地域住民のきずなの広がりを推進する。	安佐北区 地域起こし推進課

② 包括的な相談支援体制の整備

町内会・自治会や民生委員・児童委員、地域ボランティア等による地域活動を通して把握された、子育て支援に関する地域の生活課題に係る相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる協力体制を整備します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
包括的な相談支援体制の整備	こども家庭センターの運営	育児や子どもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 母子保健担当
	保健師地区担当制の推進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。【1-(6)-①】	健康福祉局 健康推進課

包括的な相談支援体制の整備	地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	民生委員・児童委員による支援	地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、関係行政機関と協力し、こんにちは赤ちゃん事業などの母子保健や、児童福祉、ひとり親家庭の福祉等に関する相談や助言を行う。	健康福祉局 地域共生社会推進課
	相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(5)-②、2-(6)-②】	健康福祉局 地域共生社会推進課
	地域資源管理システムの導入	市民へ地域資源の情報を円滑に提供するとともに、支援関係機関による効果的・効率的な相談支援を行うため、様々な地域資源の情報を一元的に管理するシステムを導入する。	健康福祉局 地域共生社会推進課
	重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支援、社会への参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進する。	健康福祉局 地域共生社会推進課

③ こどもを生み育てやすい環境整備の推進

こどもや子育て中の人などが、より安全・快適に暮らすことのできるまちづくりを推進するため、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を進めるとともに、それらの整備状況や子育てに優しい設備の設置状況等に係る情報提供の充実を図ります。また、子育て中の世帯とその親世帯との間での子育てや介護等の支え合いや、子育て世帯の居住環境の整備を促進します。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
公共施設等のバリアフリー化の推進	福祉のまちづくりの推進	便所の改修やエレベーターの設置など、諸施設の福祉環境の整備・改善を図る。	健康福祉局 健康福祉企画課
	低床車両（バス）の導入促進	乗合バス事業者が導入するノンステップバス（低公害バス）車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	道路交通局 公共交通政策部
	低床車両（電車）の導入促進	鉄軌道事業者が導入する低床路面電車車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	道路交通局 公共交通政策部
	交通施設のバリアフリー化の推進	主要な駅について、交通事業者が実施するバリアフリー化設備整備費の一部を国と共に補助する。	道路交通局 公共交通政策部
	福祉環境整備	市内の主要な駅などから周辺の主要な施設までの経路について、バリアフリー化を一層促進する。	道路交通局 道路課
	市営住宅のバリアフリー化の推進	こども連れや妊産婦等に配慮した居住環境を整備するため、市営住宅の住戸内のバリアフリー化を推進する。	都市整備局 住宅整備課
情報提供の充実	公共施設等のバリアフリー設備に関する情報提供	公共施設等のバリアフリー設備の整備状況を、マップ形式でホームページに掲載し、市民に情報提供する。	健康福祉局 健康福祉企画課
	赤ちゃん安心おでかけ事業	外出中の授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「にこにこベビールーム」として登録し、赤ちゃんと一緒に外出しやすい環境を整備する。	こども未来局 こども未来調整課
	マタニティマークの普及促進	妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、妊産婦が周囲に妊婦であることを示し、身に付けることができるマタニティマーク入りキーホルダーを配布する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

親世帯と子世帯の支え合いの推進	三世代同居・近居支援事業	子育てや介護等の支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる世帯が、市内に居住する親世帯の近くに住み替えて同居や近居を始める場合に、引越し費用等の一部を助成する。	企画総務局 コミュニティ再生課
子育て世帯の住替えの促進	住宅団地における住替え促進事業	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や家賃の一部を補助する。	都市整備局 住宅政策課

④ こどもと子育てに関する理解の促進

社会全体でこどもを育てる意識や気運を醸成するため、講座の開催やパンフレット等を活用し、広く市民に対してこどもと子育ての重要性や、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する啓発を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
市民に対する啓発	児童福祉月間	児童福祉に対する市民の理解を深め、子育て支援意識の醸成を図るため、毎年5月を「こどもまんなか児童福祉月間」と定め、各種の子育て支援事業や啓発事業を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	公民館学習会・子育て支援事業	子育てオープンスペース、子育て支援講座などを公民館で開催し、地域における子育て支援の輪を広げる。	市民局 生涯学習課
	子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るために、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、1-(6)-①、3-(1)-⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	男女共同参画啓発リーフレットの作成	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリットなどを掲載したリーフレットを配布する。【3-(1)-⑤】	市民局 男女共同参画課
	小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成	啓発用冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	市民局 男女共同参画課

⑤ 父親の主体的な子育ての促進

父親が子育てを「手伝う」のではなく、父親と母親が協力・協働して子育てを行う環境を整備するため、リーフレットの配布や各種講座の開催等による啓発を行い、父親が「我が事」として主体的に子育てを行う意識を醸成し、具体的な行動へつなげるための支援を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
父親への啓発・意識醸成	子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るために、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、1-(6)-①、3-(1)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	男女共同参画啓発リーフレットの作成	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリットなどを掲載したリーフレットを配布する。【3-(1)-④】	市民局 男女共同参画課
	男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用リーフレットの作成	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、配布する。	市民局 男女共同参画課
	つどいの広場事業	健康科学館（広島市健康づくりセンター）内において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を祝・休日含めて運営し、子育て家庭に対する支援を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

父親への啓発・意識醸成	パパとママの育児教室	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。【1-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	はじめての子育て応援事業	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるよう地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。【1-(1)-①】	こども未来局 幼保企画課
	家庭教育講座の充実	家庭教育を支援するため、公民館において、保護者を対象に、子育てや親の役割など家庭教育についての学習会を、子どもの発達段階に応じて実施する。	市民局 生涯学習課

⑥ 子どもの権利の啓発

子どもが有する権利が侵害されることのないよう、しつけに際して体罰を加えることのない子育てを推進するなど様々な機会を活用して子どもの権利の普及啓発を図ります。また、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、子ども・若者が悩み苦しむことのないよう、その多様性を認められながら安心して過ごせるための取組を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
子どもの権利の普及啓発	子ども・若者の意見表明に向けた意識啓発	本市の子ども・若者への意見聴取の取組や、子ども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、子ども・若者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【3-(4)-①】	こども未来局 こども未来調整課
	人権啓発事業の実施	市民や企業への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（ヒューマンフェスタなどのイベント開催や、人権啓発資料の作成・配布等）を実施する。	市民局 人権啓発課
	市民に対する人権教育の推進	小学校の保護者層に焦点を当てた人権教育の学習資料を作成・配布する。また、社会教育施設（公民館、男女共同参画推進センター、青少年センター）において人権教育講座を開催し、市民の人権に関する学習活動を支援する。	市民局 人権啓発課、生涯学習課、男女共同参画課 こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	学校における人権教育の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行う。 また、教職員を対象として、人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会や公開研究会等を実施する。【1-(3)-②】	教育委員会 健康教育課、指導第一課、指導第二課
	児童虐待防止のための取組	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、相談・援助を行うとともに、虐待の予防や早期発見を促すため、リーフレットやポスター等を活用した広報・普及活動（オレンジリボンキャンペーン）、学校、医療機関等関係者に対する研修の実施、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知等を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、児童相談所
性的マイノリティの子ども・若者への対応	性的マイノリティに対する理解の促進	広島法務局等と連携し、人権課題の解消に向けた各種啓発活動を行い、市民の理解の一層の深化を図る。また、パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層推し進める。	市民局 人権啓発課
	学校における性的マイノリティの児童生徒等への対応	教職員を対象として、性的マイノリティに係る適切な理解を含む人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会を実施する。	教育委員会 健康教育課、指導第一課、指導第二課

基本的視点	3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実
-------	------------------------

重点施策	(2) 子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備
------	--------------------------

【現状と課題】

- ニーズ調査によると、就学前児童の母親の 72.9%、就学児童の母親の 77.7%がフルタイム又はパート・アルバイトとして就労中であり、現在は就労していない就学前児童の母親の 68.6%、就学児童の母親の 59.2%が、近い将来には就労したいという意向を持っています。
- また、同調査では、生活の中で、家事や育児、プライベートの時間を優先したいと思っていても、現実には、仕事時間の優先度が高くなっている状況が明らかになっているとともに、子育ての精神的な負担を減らすために必要な支援として、半数近くが育児に参加するための就労環境の整備を挙げています。
- こうしたことから、子育てと仕事の調和を実現していくため、子どもの発達段階や家庭の事情等により変化する多様な就業ニーズを踏まえた支援に取り組むとともに、ライフステージに応じて多様な働き方ができる就労環境の整備を促進する必要があります。
- また、男女共同参画の観点から、根強く残っている「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消を進めていくとともに、職業生活と子育ての家庭生活を両立することができるよう、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりなど、多様で柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

【主な施策展開】

① 多様な就業ニーズを踏まえた就労支援の充実

就業を希望する子育て中の保護者等が、そのニーズに沿って多様な形態で働くことができるよう、相談や各種講座の開催などによる就労支援に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
就労支援の充実	女性の就労支援相談の実施	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぼーと）において、専門の相談員が就労に関する悩みや不安などの相談に対応する。	市民局 男女共同参画課
	女性の就労支援に関する講座の開催	女性の起業・再就職を支援するため、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぼーと）において、キャリアアップセミナーなどの講座を実施する。	市民局 男女共同参画課

② 多様な働き方ができる就労環境整備の促進

子どもの発達段階や家庭の事情等に応じた多様な働き方が可能な就労環境の整備を促進するため、仕事と家庭等の両立支援などに積極的に取り組む事業者の表彰や、働きやすい職場づくりに関する研修会などを通じて、事業者への働きかけを行うとともに、事業所内への保育施設の設置に向けた指導・助言などの支援を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に [[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]] で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
事業所への支援や表彰の実施	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市内の中小企業等を対象に、働きやすい職場づくりに関する無料相談、セミナーを開催し、良質な職場環境づくりを推進する。	経済観光局 雇用推進課
	男女共同参画・子育て支援資金融資制度	男女共同参画や子育て支援に積極的に取り組む中小企業を支援するため、平成 20 年度に創設した男女共同参画・子育て支援資金融資制度の利用促進を図る。	経済観光局 産業立地推進課

事業所への支援 や表彰の実施	広島市男女共同参画推進事業者表彰	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することにより、他の事業者の意識啓発を図る。	市民局 男女共同参画課
	事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	市民局 男女共同参画課
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等に関する支援	女性が働きやすい職場環境の整備を推進するため、中小企業に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する研修会等を実施する。	市民局 男女共同参画課
事業所への指導・助言の実施	事業所内保育施設の設置に関する指導・助言	事業所内への保育施設の設置について、積極的に相談に応じ、指導・助言を行う。	こども未来局 幼保企画課

基本的視点	3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実		
重点施策	(3) 安全・安心なまちづくりの推進		
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもが不審者から声を掛けられたり、後を付けられたりするなどの事案が、市内各地で多く発生しており、登下校中等の子どもの安全確保が重要な課題となっています。このため、地域ぐるみで子どもの安全を守り、安心して暮らせる犯罪の起りにくいまちづくりを推進する必要があります。 ○ また、近年、我が国では災害が頻発化・激甚化しており、本市においても、平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨、令和3年8月の大河川氾濫と立て続けに災害が発生し、こども・若者を含む多くの方が犠牲になられました。また、甚大な被害が予想されている南海トラフ巨大地震による災害発生リスクも高まっています。こうした大規模災害等から身を守り適切な行動が取れるよう、日頃からこども・若者等の防災意識を醸成・向上させる必要があります。 ○ さらに、こどもにとって自転車は身近で便利なものですが、こどもが自転車に乗車しているときの交通事故が跡を絶たず、自転車を始めとする交通安全意識の向上に引き続き取り組んでいく必要があります。 			
【主な施策展開】			
<p>① 地域ぐるみで子どもの安全を守るまちづくりの推進</p> <p>こどもが犯罪等に巻き込まれることのないよう、地域全体で犯罪等を抑止し、子どもの安全を守る気運の醸成や取組の推進、そのための環境整備に取り組みます。</p>			
<p><主な事業・取組></p> <p>(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)</p>			
施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
こどもを守る気運の醸成	「減らそう犯罪」推進事業	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、広島市防災情報メールや広島市公式LINEアカウントでの不審者情報等の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などにより、防犯意識の向上を図る。また、市内の全市立中学校を対象に犯罪被害等防止教室を実施し、子どもの防犯力を育成するとともに、規範意識を育むことにより迷惑行為や犯罪の抑止を図る。	市民局 市民安全推進課
こどもを守る取組の促進	子どもの見守り活動の促進	毎月22日の「子ども安全の日」を中心とした安全に関する取組や「8・3運動」(登校時の午前8時前後と下校時の午後3時以降を中心にこどもを見守る運動)の展開等により、地域における子どもの見守り活動を促進する。また、地域において子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置を促進する。	子ども未来局 子ども青少年支部 青少年育成担当 教育委員会 健康教育課
	消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校、特別支援学校等を対象にした消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの配布、教育職員への研修等を実施するとともに、大学等に、新入生を対象にした消費者教育実施の働きかけを行う。また、親子で参加できる消費者学習会の開催や、二十歳を祝うつどいなどの各種イベントにおいてパンフレットを配布すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止と消費者力の向上に取り組む。【1-(5)-③】	市民局 消費生活センター
安全・安心な環境の整備	地域安全活動事業の促進	市民の防犯意識の高揚、各種犯罪の予防と少年の非行防止等を目的として、各種の事業を実施している防犯組合連合会へ事業補助を行う。	市民局 市民安全推進課
	地域防犯カメラ設置補助事業	犯罪や不審者の抑止効果や犯罪が発生したときの早期解決に有効な防犯カメラの設置費用の一部を助成することにより、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起りにくく安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。	市民局 市民安全推進課

安全・安心な環境の整備	安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【3-(3)-③】	こども未来局 幼保企画課、放課後対策課 道路交通局 道路課、道路管理課 教育委員会 健康教育課
	保育園・学校施設のブロック塀の安全対策	施設の利用者や周辺を通行する市民の安全確保のため、安全性の確認ができなかったコンクリートブロック塀の改修等を行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 施設課
	防犯灯設置（LED化）	夜間における犯罪の発生を未然に防止するとともに、公衆の交通安全を図るため、通学路などにおいて防犯灯を設置する。	道路交通局 道路課

② 防災意識の向上に向けた取組の推進

災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践的な避難訓練を実施します。また、こどもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るために教育や研修の充実に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
実践的な訓練等の実施	危機管理マニュアルの整備	保育園、幼稚園、学校等において、ハザードマップ等を踏まえた避難マニュアルを作成するとともに、マニュアルを適宜点検し、見直しを行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課
	避難訓練の実施	保育園、幼稚園、学校等において、災害等の際に迅速に対応できるよう、避難経路の安全点検等を行うとともに、地域と連携し、実際に災害が発生したことを想定しながら、危機意識を持った実践的な避難訓練を行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課
防災意識の向上	防災教育の実施	保育園、幼稚園、学校等において、園児や児童生徒の発達段階等に応じて、災害から自分の身を守る方法等について指導を行うとともに、地域の水害碑等を活用して過去の災害について学ぶなど、地域の特性等を踏まえた指導を行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課
	保育士・教職員等への研修会の開催	緊急事態の際に適切な判断や対応ができるよう、保育士や教職員等に対して、具体的な対応方法等を学ぶとともに知識を深めるための研修会を開催し、危機管理意識の醸成を図る。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課

③ 交通安全対策の推進

こどもが交通事故に遭うことのないよう、保育園や幼稚園、学校等において、交通マナーや自転車の正しい乗り方などについての交通安全教育を実施し、こどもの交通安全意識の醸成を図るとともに、必要な環境整備に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
交通安全意識の醸成	交通安全教室の開催	交通事故から身を守る意識を高めるため、保育園、幼稚園、学校等を対象に、交通安全教室（横断歩道の渡り方や正しい自転車の乗り方などの実技指導）を開催する。	こども未来局 幼保企画課 道路交通局 道路管理課 教育委員会 健康教育課
	中・高校生に対する自転車教本の作成	中学校1年生や高校1年生を対象とした自転車教本を作成し、市内の全ての中・高等学校の新入生に配付する。	道路交通局 自転車都市づくり推進課

交通安全意識の醸成	自転車運転免許制度の実施	市内の中・高等学校の自転車通学者を対象とした自転車通学許可証制度や、市立小学校の3年生を対象とした自転車運転免許証制度を継続的に実施し、自転車の交通ルール・マナーの遵守を促す。	道路交通局 自転車都市づくり 推進課 教育委員会 健康教育課
	学校での交通安全教育の推進	子どもの交通事故から身を守る意識を高めるため、関係機関や団体等との協力・連携により、歩行者のマナーや正しい自転車の乗り方等、交通安全教育を推進する。	教育委員会 健康教育課
道路交通環境の整備	安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【3-(3)-①】	こども未来局 幼保企画課、放課後対策課 道路交通局 道路課、道路管理課 教育委員会 健康教育課

基本的視点	3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実
重点施策	(4) こども・若者の意見をいかした取組の推進

【現状と課題】

- こどもアンケートによると、「国や広島市がこどもたちのために力を入れた方がいいと思うこと」について、17.9% のこどもが、「こどもに関することを決めるときに、こどもの意見をちゃんと聞いてくれること」と回答しています
- 本計画の基本理念である「こども・若者と子育てに優しいまち」の実現に向けて、こども・若者に関する施策に、こども・若者の意見を反映させながら進めていくことが重要です。
- こども・若者の意見を聴いてその状況やニーズをより的確に把握し、施策に反映していくことで、施策の実効性が高まることに加え、こども・若者の社会の一員としての主体性や自己肯定感、自己有用感を高めることにもつながります。
- こうしたことから、こども・若者に関する施策を策定・実施・評価するに当たっては、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、各施策の目的等に応じてこども・若者等の意見を聴取し、その意見を施策へ反映するよう取り組み、こども・若者の意見を表明する機会と社会的活動に参画する機会を確保していくことが必要です。

【主な施策展開】

① こども・若者の意見をいかした取組の推進

こども・若者に関する施策に関し、アンケートやワークショップ、座談会など多様な方法により、こども・若者への意見聴取を行い、その意見を反映させる取組を推進します。また、声を聴かれにくいヤングケアラーや不登校のこども、障害のあるこども・若者、社会的養護の下で暮らすこども・若者への意見聴取等にも取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の方向性	名 称	内 容	担当課
こども・若者への意見聴取の推進	多様な方法によるこども・若者への意見聴取の推進	施策の目的等に応じて、ワークショップ、座談会など多様な方法により、こども・若者等の意見聴取を推進する。	こども未来局 こども未来調整課
	声を聴かれにくいこども・若者への意見聴取の推進	声を聴かれにくいこども・若者の意見を施策に反映させるため、ヤングケアラーなどからの意見聴取を推進する。	こども未来局 こども未来調整課、 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	児童相談所におけるこどもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員がこどもから意見聴取を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 児童相談所
	児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-(1)-②、2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	こども・若者意見の施策等への反映状況のフィードバック	こども・若者からの意見の施策への反映状況をホームページで公表するなど、こども・若者へのフィードバックを推進する。	こども未来局 こども未来調整課
	高校生プロジェクト会議	市立高校の生徒が身の回りの課題解決に向けて、民間企業等と連携して取り組むことにより、地域貢献の意識をかん養するとともに、地域を支える地元企業について理解を深める取組を実施する。	教育委員会 指導第二課
	こども・若者の意見表明に向けた意識啓発	本市のこども・若者への意見聴取の取組や、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、こども・若者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【3-(1)-⑥】	こども未来局 こども未来調整課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要)と確保方策(供給)

【用語の説明】

- 「提供区域」 … 当該サービス等を提供する圏域の単位
- 「量の見込み」 … サービス等の利用見込量
- 「確保方策」 … サービス等の提供量
- 「人日」 … サービス等の延べ利用人数

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を踏まえて、「教育・保育提供区域」を設定し、この区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定することとされています。

本市では、現在の利用実態等を踏まえ、以下のとおり区域を設定しました。

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業

施設・事業	提供区域
< 1号認定>保育の必要性なし（3～5歳）	幼稚園、認定こども園
< 2号認定>保育の必要性あり（3～5歳）	保育園、認定こども園 中学校区単位 (※1)
< 3号認定>保育の必要性あり（0～2歳）	保育園、認定こども園、 地域型保育事業（小規模保育等） 中学校区単位 (※1)

【保育の必要性の認定区分（1号認定～3号認定）】

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

事業	提供区域
1 時間外保育事業	中学校区単位 (※1)
2 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児）	全市単位
3 一時預かり事業（幼稚園型）	全市単位
4 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）	中学校区単位 (※1)
5 利用者支援に関する事業	行政区単位
6 放課後児童健全育成事業	小学校区単位
7 子育て短期支援事業	全市単位
8 乳児家庭全戸訪問事業	行政区単位
9 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	全市単位
10 地域子育て支援拠点事業	行政区単位
11 子育て援助活動支援事業（放課後利用）	全市単位
12 妊婦に対して健康診査を実施する事業	全市単位
13 乳児等通園支援事業	全市単位
14 産後ケア事業	全市単位
15 実費徴収に係る補足給付を行う事業	— (※2)

この区域は、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となります。保護者等が居住する区域により各施設、事業等の利用が制限されるものではありません。

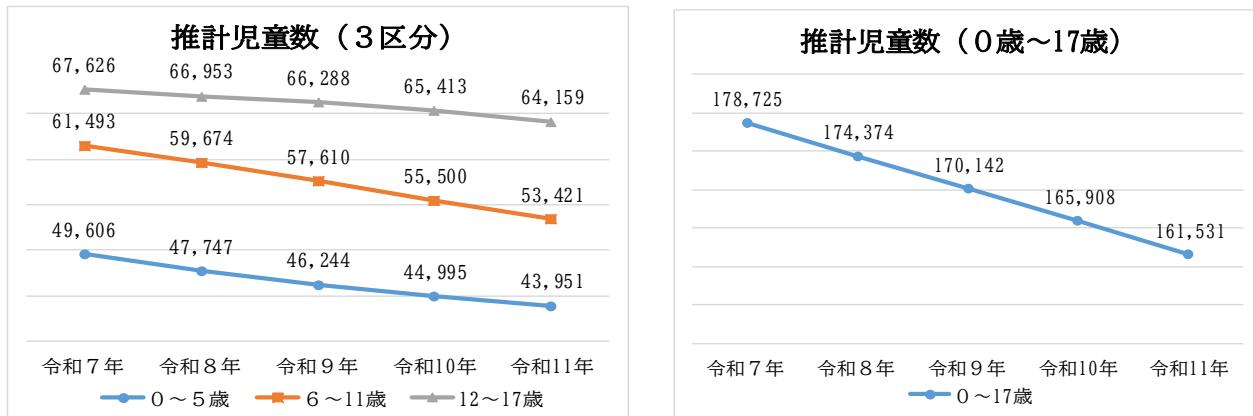
※1 区域を現在の中学校区単位とすると、供給量に余剰が生じる校区と不足が生じる校区が多数発生することが見込まれることから、中学校区単位を基本としつつ、施設の整備状況を踏まえ、交通網の状況等を考慮した上で、隣接する校区間での通園が容易に行えると考えられる場合は、それらの校区をまとめて同一区域と取扱うこととしたため、区域数は全市で32か所となっている。

※2 区域の設定、量の見込み及び確保方策を定める事業の対象外となっている。

(参考) 推計児童数

※ 自然増減と純移動の仮定値に基づいて将来人口を推計する「コー ホート要因法」を用いて計画期間における本市の児童数を推計しました。

計画期間中の本市の児童数は、0歳～5歳は5,655人の減少、6歳～11歳は8,072人の減少、12歳～17歳は3,467人の減少、全体では17,194人の減少と推計されます。



【全市】(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
令和7年(a)	7,422	7,668	8,264	8,458	8,715	9,079	49,606
令和8年	7,258	7,503	7,628	8,224	8,438	8,696	47,747
令和9年	7,229	7,337	7,464	7,591	8,204	8,419	46,244
令和10年	7,201	7,308	7,299	7,427	7,573	8,187	44,995
令和11年(b)	7,171	7,279	7,270	7,264	7,410	7,557	43,951
増減(b-a)	▲ 251	▲ 389	▲ 994	▲ 1,194	▲ 1,305	▲ 1,522	▲ 5,655

区分	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
令和7年(a)	9,558	9,812	10,204	10,455	10,670	10,794	61,493
令和8年	9,049	9,523	9,803	10,193	10,445	10,661	59,674
令和9年	8,667	9,016	9,515	9,793	10,183	10,436	57,610
令和10年	8,391	8,635	9,009	9,506	9,784	10,175	55,500
令和11年(b)	8,159	8,361	8,629	8,999	9,497	9,776	53,421
増減(b-a)	▲ 1,399	▲ 1,451	▲ 1,575	▲ 1,456	▲ 1,173	▲ 1,018	▲ 8,072

区分	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	0～17歳合計
令和7年(a)	10,945	11,206	11,420	11,312	11,297	11,446	67,626	178,725
令和8年	10,786	10,949	11,204	11,426	11,285	11,303	66,953	174,374
令和9年	10,652	10,789	10,947	11,210	11,398	11,292	66,288	170,142
令和10年	10,428	10,656	10,788	10,953	11,183	11,405	65,413	165,908
令和11年(b)	10,166	10,431	10,654	10,793	10,926	11,189	64,159	161,531
増減(b-a)	▲ 779	▲ 775	▲ 766	▲ 519	▲ 371	▲ 257	▲ 3,467	▲ 17,194

2 教育・保育の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）

教育・保育の利用状況や利用希望、将来の女性就業率の上昇などを踏まえ、提供区域ごとの各年度における量の見込み及び確保方策を設定しました。

【総括表（全市）】

◇教育・保育

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定教育・保育施設 〔施設型給付を受けない 幼稚園を含む。〕	(17,315)	(17,315)	(17,315)	(17,315)	(17,315)	(17,315)
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (量の見込み)	16,602	16,305	15,641	14,975	14,356	
特定教育・保育施設	(18,046)	(17,952)	(17,952)	(17,952)	(17,952)	(17,952)
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
必要利用定員総数 (量の見込み)	11,147	10,695	10,480	10,349	10,310	
確保方策	12,753	12,729	12,729	12,729	12,729	
特定教育・保育施設	(11,728)	(11,704)	(11,704)	(11,704)	(11,704)	
特定地域型保育事業	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	

◇要保育率※2 (全市)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳（3号認定）	47.73%	47.77%	47.57%	47.46%	47.47%
3～5歳（2号認定）	63.24%	64.30%	64.59%	64.58%	64.58%

要保育率設定の考え方

地域ごとに、過去の入園申込児童数の伸びを基に推計した要保育率に、こどもがいる女性の就業率の上昇を見込んだ補正を行い、計画期間中における各年度別の要保育率を設定した。

※1 「2号認定（保育の必要性あり）」を受けられる共働き家庭のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者を含む。

※2 各年度の推計児童数に占める保育を必要とする児童数の割合

※3 教育・保育の量の見込みは、「第3期広島市障害児福祉計画」における「3 障害福祉サービス等の量の見込み」のうち「(5) 障害児支援」の保育園・認定こども園及び幼稚園の利用者数の見込みを含む。

【提供区域別】

1 教育

◇1号認定

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 (量の見込み)	9,124	8,675	8,291	7,940	7,603
確保方策 〔特定教育・保育施設 施設型給付を受けない 幼稚園を含む。〕	(17,315)	(17,315)	(17,315)	(17,315)	(17,315)

量の見込みの算出方法

計画期間中の3～5歳児の「年齢別推計児童数」に、令和6年度の3～5歳児人口に対する幼稚園及び認定こども園(1号認定)の「入園割合」(34.2%)を乗じた数値に、保育(2号及び3号認定)需要の伸びの反動に伴う「減少率」(△2.9%)を乗じて算出した。

確保の考え方

既存の確保量が量の見込みを上回っていることに加え、多くの施設が園バスを運行して広域な需要に対応していることから、既存施設で対応可能と考えられる。

既存の保育園が認定こども園へ移行する場合における教育(1号認定)の定員数については、保育(2号及び3号認定)の定員数を維持することを条件とし、1号認定に変更する在園児数に一定の定員数(10人)を加えた数を上限に、認可・認定する。

〔「確保方策」の()内の数値は、現時点において統廃合予定の公立幼稚園分を反映した定員数であり、量の見込みの減少に対しては、幼児教育・保育ビジョンに基づき、公立幼稚園の統廃合を基本に対応する。〕

2 保育

◇2号及び3号認定

提供区域	中学校区	区分	令和7年度				令和8年度			
			2号		3号		2号		3号	
			3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計
1	幟町 中	必要利用定員総数（量の見込み）	1,739	124	1,107	1,231	1,720	128	1,061	1,189
	吉島 中	確保方策	1,932	308	1,244	1,552	1,932	308	1,244	1,552
	国泰寺 中	特定教育・保育施設	1,932	254	1,105	1,359	1,932	254	1,105	1,359
	江波 中	特定地域型保育事業		54	139	193		54	139	193
2	牛田 東	必要利用定員総数（量の見込み）	823	55	483	538	815	50	452	502
		確保方策	787	114	481	595	787	114	481	595
	二葉 東	特定教育・保育施設	787	97	422	519	787	97	422	519
		特定地域型保育事業		17	59	76		17	59	76
3	温品 東	必要利用定員総数（量の見込み）	334	19	184	203	336	17	171	188
		確保方策	333	33	168	201	333	33	168	201
	福木 東	特定教育・保育施設	333	27	155	182	333	27	155	182
		特定地域型保育事業		6	13	19		6	13	19
4	戸坂 東	必要利用定員総数（量の見込み）	438	23	239	262	427	19	229	248
		確保方策	395	37	225	262	395	37	225	262
		特定教育・保育施設	395	33	210	243	395	33	210	243
		特定地域型保育事業		4	15	19		4	15	19
5	段原 南	必要利用定員総数（量の見込み）	926	69	586	655	931	65	563	628
	大州 南	確保方策	986	145	530	675	986	145	530	675
	仁保 南	特定教育・保育施設	986	136	501	637	986	136	501	637
	楠那 南	特定地域型保育事業		9	29	38		9	29	38
6	宇品 南	必要利用定員総数（量の見込み）	993	53	626	679	982	51	610	661
		確保方策	1,022	136	588	724	1,022	136	588	724
	翠町 南	特定教育・保育施設	1,022	133	572	705	1,022	133	572	705
		特定地域型保育事業		3	16	19		3	16	19
7	似島 南	必要利用定員総数（量の見込み）	2	0	1	1	2	0	1	1
		確保方策	14	0	6	6	14	0	6	6
		特定教育・保育施設	14	0	6	6	14	0	6	6
		特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0
8	中広 西	必要利用定員総数（量の見込み）	462	43	365	408	450	40	363	403
		確保方策	539	119	398	517	539	119	398	517
		特定教育・保育施設	539	100	354	454	539	100	354	454
		特定地域型保育事業		19	44	63		19	44	63
9	観音 西	必要利用定員総数（量の見込み）	886	46	545	591	875	47	496	543
		確保方策	971	154	573	727	971	154	573	727
	己斐 西	特定教育・保育施設	971	146	532	678	971	146	532	678
		特定地域型保育事業		8	41	49		8	41	49
10	古田 西	必要利用定員総数（量の見込み）	1,201	61	718	779	1,175	62	678	740
	庚午 西	確保方策	1,363	192	778	970	1,363	192	778	970
	井口台 西	特定教育・保育施設	1,363	164	697	861	1,363	164	697	861
		特定地域型保育事業		28	81	109		28	81	109

(単位：人)

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計
1,656	130	1,027	1,157	1,570	133	1,032	1,165	1,513	132	1,041	1,173
1,932	308	1,244	1,552	1,932	308	1,244	1,552	1,932	308	1,244	1,552
1,932	254	1,105	1,359	1,932	254	1,105	1,359	1,932	254	1,105	1,359
	54	139	193		54	139	193		54	139	193
800	50	436	486	759	49	433	482	716	49	430	479
787	114	481	595	787	114	481	595	787	114	481	595
787	97	422	519	787	97	422	519	787	97	422	519
	17	59	76		17	59	76		17	59	76
311	17	167	184	284	17	164	181	270	17	162	179
333	33	168	201	333	33	168	201	333	33	168	201
333	27	155	182	333	27	155	182	333	27	155	182
	6	13	19		6	13	19		6	13	19
422	18	217	235	403	18	209	227	386	18	206	224
395	37	225	262	395	37	225	262	395	37	225	262
395	33	210	243	395	33	210	243	395	33	210	243
	4	15	19		4	15	19		4	15	19
905	64	553	617	860	66	546	612	827	67	547	614
986	145	530	675	986	145	530	675	986	145	530	675
986	136	501	637	986	136	501	637	986	136	501	637
	9	29	38		9	29	38		9	29	38
951	51	603	654	933	51	591	642	902	53	593	646
1,022	136	588	724	1,022	136	588	724	1,022	136	588	724
1,022	133	572	705	1,022	133	572	705	1,022	133	572	705
	3	16	19		3	16	19		3	16	19
2	0	1	1	3	0	1	1	3	0	1	1
14	0	6	6	14	0	6	6	14	0	6	6
14	0	6	6	14	0	6	6	14	0	6	6
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
420	41	357	398	409	43	346	389	392	45	349	394
539	119	398	517	539	119	398	517	539	119	398	517
539	100	354	454	539	100	354	454	539	100	354	454
	19	44	63		19	44	63		19	44	63
827	47	475	522	781	48	473	521	726	49	484	533
971	154	573	727	971	154	573	727	971	154	573	727
971	146	532	678	971	146	532	678	971	146	532	678
	8	41	49		8	41	49		8	41	49
1,119	62	656	718	1,064	61	656	717	1,010	63	670	733
1,363	192	778	970	1,363	192	778	970	1,363	192	778	970
1,363	164	697	861	1,363	164	697	861	1,363	164	697	861
	28	81	109		28	81	109		28	81	109

◇2号及び3号認定（つづき）

提供区域	中学校区	区分	令和7年度				令和8年度					
			2号		3号		2号	3号				
			3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計		
11	城山北	必要利用定員総数（量の見込み）	620	45	366	411	578	45	363	408		
			確保方策	706	114	412	526	706	114	412	526	
	城南		特定教育・保育施設	706	102	386	488	706	102	386	488	
			特定地域型保育事業		12	26	38		12	26	38	
12	安佐	必要利用定員総数（量の見込み）	962	54	589	643	973	56	558	614		
	安佐南		確保方策	1,011	115	591	706	1,011	115	591	706	
	高取北	特定教育・保育施設	1,011	109	578	687	1,011	109	578	687		
		特定地域型保育事業		6	13	19		6	13	19		
13	東原	必要利用定員総数（量の見込み）	1,604	138	1,035	1,173	1,531	140	1,035	1,175		
	祇園東		確保方策	1,771	325	1,088	1,413	1,771	325	1,088	1,413	
	祇園	特定教育・保育施設	1,771	296	998	1,294	1,771	296	998	1,294		
	長東		特定地域型保育事業		29	90	119		29	90	119	
14	大塚	必要利用定員総数（量の見込み）	752	53	474	527	748	52	440	492		
			確保方策	841	119	502	621	841	119	502	621	
	伴	特定教育・保育施設	841	108	475	583	841	108	475	583		
		特定地域型保育事業		11	27	38		11	27	38		
15	戸山	必要利用定員総数（量の見込み）	30	1	12	13	42	1	10	11		
			確保方策	40	3	25	28	40	3	25	28	
			特定教育・保育施設	40	3	25	28	40	3	25	28	
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0	
16	白木	必要利用定員総数（量の見込み）	51	1	24	25	45	1	20	21		
			確保方策	73	9	48	57	59	9	42	51	
			特定教育・保育施設	73	9	48	57	59	9	42	51	
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0	
17	高陽	必要利用定員総数（量の見込み）	488	26	287	313	481	28	268	296		
			確保方策	543	65	281	346	543	65	281	346	
	亀崎		特定教育・保育施設	543	65	281	346	543	65	281	346	
	落合	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0	0	
18	口田	必要利用定員総数（量の見込み）	304	12	162	174	289	14	152	166		
			確保方策	337	47	161	208	337	47	161	208	
			特定教育・保育施設	337	47	161	208	337	47	161	208	
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0	
19	三入	必要利用定員総数（量の見込み）	688	38	374	412	669	39	348	387		
			確保方策	690	94	385	479	690	94	385	479	
	可部		特定教育・保育施設	690	93	381	474	690	93	381	474	
	亀山	特定地域型保育事業		1	4	5		1	4	5		
20	清和	必要利用定員総数（量の見込み）	66	4	35	39	63	4	37	41		
			確保方策	105	9	40	49	105	9	40	49	
			特定教育・保育施設	105	9	40	49	105	9	40	49	
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0	

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計
543	45	355	400	529	43	350	393	534	43	346	389
706	114	412	526	706	114	412	526	706	114	412	526
706	102	386	488	706	102	386	488	706	102	386	488
	12	26	38		12	26	38		12	26	38
924	55	545	600	888	54	539	593	821	53	538	591
1,011	115	591	706	1,011	115	591	706	1,011	115	591	706
1,011	109	578	687	1,011	109	578	687	1,011	109	578	687
	6	13	19		6	13	19		6	13	19
1,446	143	1,040	1,183	1,389	140	1,034	1,174	1,395	137	1,025	1,162
1,771	325	1,088	1,413	1,771	325	1,088	1,413	1,771	325	1,088	1,413
1,771	296	998	1,294	1,771	296	998	1,294	1,771	296	998	1,294
	29	90	119		29	90	119		29	90	119
713	52	429	481	691	52	422	474	662	50	419	469
841	119	502	621	841	119	502	621	841	119	502	621
841	108	475	583	841	108	475	583	841	108	475	583
	11	27	38		11	27	38		11	27	38
48	1	10	11	45	1	9	10	30	1	9	10
40	3	25	28	40	3	25	28	40	3	25	28
40	3	25	28	40	3	25	28	40	3	25	28
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
38	1	18	19	35	1	18	19	31	1	18	19
59	9	42	51	59	9	42	51	59	9	42	51
59	9	42	51	59	9	42	51	59	9	42	51
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
479	28	257	285	456	28	253	281	419	27	251	278
543	65	281	346	543	65	281	346	543	65	281	346
543	65	281	346	543	65	281	346	543	65	281	346
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
284	13	145	158	272	13	139	152	249	13	140	153
337	47	161	208	337	47	161	208	337	47	161	208
337	47	161	208	337	47	161	208	337	47	161	208
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
642	40	342	382	586	41	339	380	571	42	341	383
690	94	385	479	690	94	385	479	690	94	385	479
690	93	381	474	690	93	381	474	690	93	381	474
	1	4	5		1	4	5		1	4	5
60	4	36	40	56	4	36	40	53	4	36	40
105	9	40	49	105	9	40	49	105	9	40	49
105	9	40	49	105	9	40	49	105	9	40	49
	0	0	0		0	0	0		0	0	0

◇2号及び3号認定(つづき)

提供区域	中学校区	区分	令和7年度				令和8年度				
			2号		3号		2号	3号			
			3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計	
21	日 浦	安佐北	必要利用定員総数(量の見込み)	40	3	31	34	46	3	28	31
			確保方策	60	10	30	40	60	10	30	40
			特定教育・保育施設	60	10	30	40	60	10	30	40
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0
22	瀬野川	安芸	必要利用定員総数(量の見込み)	366	29	265	294	349	25	252	277
			確保方策	447	57	280	337	447	57	280	337
	瀬野川東	安芸	特定教育・保育施設	447	45	238	283	447	45	238	283
			特定地域型保育事業		12	42	54		12	42	54
23	阿 戸	安芸	必要利用定員総数(量の見込み)	16	4	12	16	21	3	13	16
			確保方策	34	3	6	9	34	3	6	9
			特定教育・保育施設	34	3	6	9	34	3	6	9
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0
24	船 越	安芸	必要利用定員総数(量の見込み)	149	10	81	91	138	9	91	100
			確保方策	157	12	63	75	157	12	63	75
			特定教育・保育施設	157	12	63	75	157	12	63	75
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0
25	矢 野	安芸	必要利用定員総数(量の見込み)	309	26	190	216	297	22	185	207
			確保方策	322	43	183	226	322	43	183	226
			特定教育・保育施設	322	37	170	207	322	37	170	207
			特定地域型保育事業		6	13	19		6	13	19
26	湯 来	佐伯	必要利用定員総数(量の見込み)	6	0	0	0	11	0	3	3
			確保方策	20	0	6	6	20	0	6	6
			特定教育・保育施設	20	0	6	6	20	0	6	6
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0
27	砂 谷	佐伯	必要利用定員総数(量の見込み)	29	0	7	7	25	0	7	7
			確保方策	42	0	12	12	42	0	12	12
			特定教育・保育施設	42	0	12	12	42	0	12	12
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0
28	五月が丘	佐伯	必要利用定員総数(量の見込み)	166	4	53	57	164	4	62	66
			確保方策	144	9	48	57	144	9	48	57
			特定教育・保育施設	144	9	48	57	144	9	48	57
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0
29	三 和	佐伯	必要利用定員総数(量の見込み)	647	28	351	379	653	27	327	354
			確保方策	755	67	313	380	675	67	295	362
	城 山	佐伯	特定教育・保育施設	755	55	287	342	675	55	269	324
			特定地域型保育事業		12	26	38		12	26	38
30	五 日 市 観 音	佐伯	必要利用定員総数(量の見込み)	993	63	581	644	958	59	551	610
			確保方策	1,116	139	471	610	1,116	139	471	610
	五 日 市	佐伯	特定教育・保育施設	1,116	121	413	534	1,116	121	413	534
			特定地域型保育事業		18	58	76		18	58	76

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計
39	3	26	29	38	3	25	28	34	3	25	28
60	10	30	40	60	10	30	40	60	10	30	40
60	10	30	40	60	10	30	40	60	10	30	40
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
330	25	252	277	319	25	245	270	306	25	239	264
447	57	280	337	447	57	280	337	447	57	280	337
447	45	238	283	447	45	238	283	447	45	238	283
	12	42	54		12	42	54		12	42	54
18	3	13	16	22	3	13	16	21	3	13	16
34	3	6	9	34	3	6	9	34	3	6	9
34	3	6	9	34	3	6	9	34	3	6	9
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
132	9	88	97	132	9	88	97	140	9	86	95
157	12	63	75	157	12	63	75	157	12	63	75
157	12	63	75	157	12	63	75	157	12	63	75
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
283	21	183	204	277	20	177	197	264	19	172	191
322	43	183	226	322	43	183	226	322	43	183	226
322	37	170	207	322	37	170	207	322	37	170	207
	6	13	19		6	13	19		6	13	19
12	0	4	4	8	0	4	4	11	0	4	4
20	0	6	6	20	0	6	6	20	0	6	6
20	0	6	6	20	0	6	6	20	0	6	6
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
28	0	7	7	29	0	6	6	21	0	6	6
42	0	12	12	42	0	12	12	42	0	12	12
42	0	12	12	42	0	12	12	42	0	12	12
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
171	4	60	64	175	4	58	62	185	4	56	60
144	9	48	57	144	9	48	57	144	9	48	57
144	9	48	57	144	9	48	57	144	9	48	57
	0	0	0		0	0	0		0	0	0
630	25	320	345	600	25	311	336	548	22	297	319
675	67	295	362	675	67	295	362	675	67	295	362
675	55	269	324	675	55	269	324	675	55	269	324
	12	26	38		12	26	38		12	26	38
926	56	545	601	902	55	531	586	882	52	515	567
1,116	139	471	610	1,116	139	471	610	1,116	139	471	610
1,116	121	413	534	1,116	121	413	534	1,116	121	413	534
	18	58	76		18	58	76		18	58	76

◇2号及び3号認定（つづき）

提供区域	中学校区	区分	令和7年度				令和8年度						
			2号		3号		2号	3号					
			3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳				
31	美鈴が丘	佐伯	必要利用定員総数（量の見込み）	144	3	79	82	149	3	68	71		
			確保方策	138	12	71	83	138	12	71	83		
			特定教育・保育施設	138	12	71	83	138	12	71	83		
			特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0		
32	五日市南	佐伯	必要利用定員総数（量の見込み）	368	22	228	250	362	21	218	239		
			確保方策	352	43	213	256	352	43	213	256		
			特定教育・保育施設	352	32	190	222	352	32	190	222		
			特定地域型保育事業		11	23	34		11	23	34		
合 計			必要利用定員総数（量の見込み）	16,602	1,057	10,090	11,147	16,305	1,035	9,660	10,695		
			確保方策	18,046	2,533	10,220	12,753	17,952	2,533	10,196	12,729		
			特定教育・保育施設	18,046	2,267	9,461	11,728	17,952	2,267	9,437	11,704		
			特定地域型保育事業		266	759	1,025		266	759	1,025		

(単位：人)

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計	3-5歳	0歳	1・2歳	計
132	3	65	68	128	2	62	64	115	2	59	61
138	12	71	83	138	12	71	83	138	12	71	83
138	12	71	83	138	12	71	83	138	12	71	83
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
350	20	217	237	332	18	212	230	319	19	210	229
352	43	213	256	352	43	213	256	352	43	213	256
352	32	190	222	352	32	190	222	352	32	190	222
11	23	34	34	11	23	34	34	11	23	34	34
15,641	1,031	9,449	10,480	14,975	1,027	9,322	10,349	14,356	1,022	9,288	10,310
17,952	2,533	10,196	12,729	17,952	2,533	10,196	12,729	17,952	2,533	10,196	12,729
17,952	2,267	9,437	11,704	17,952	2,267	9,437	11,704	17,952	2,267	9,437	11,704
266	759	1,025	266	759	1,025	266	759	266	759	1,025	1,025

2 保育（つづき）

量の見込みの算出方法

計画期間中における地区別の0～5歳児の「年齢別推計児童数」に、過去10年間(平成27年度～令和6年度)の要保育率等から算定した計画期間中における地区別の「推計要保育率」を乗じて算出した。

確保の考え方

本市全体では既存の確保量が量の見込みを上回っていることから、既存施設で対応可能と考えられるが、大規模マンションの建設などに伴う保育需要の増加により、提供区域において定員の不足が見込まれる場合は、既存施設の効率的な利用に重点を置いて確保方策を講じる。

具体的な確保方策については、不足見込数、近隣の既存施設(幼稚園等)の有無、近隣提供区域の余剰定員の有無などを踏まえ、既存施設の定員変更、既存施設の分園・増築整備、既存の幼稚園の認定こども園化、既存の認可外保育施設の認可化等により対応する。これらの確保方策では十分な対応が困難な場合は、新規整備によって対応する。

また、既存の確保量が量の見込みを上回っている提供区域において、既存の幼稚園が認定こども園へ移行する場合、保育(2号及び3号認定)の定員数については、2号又は3号認定に変更する在園児数に一定の定員数(10人)を加えた数を上限に、認可・認定する。

〔「確保方策」の()内の数値は、現時点において統廃合予定の公立保育園分を反映した定員数であり、量の見込みの減少に対しては、幼児教育・保育ビジョンに基づき、公立保育園の定員削減・統廃合を基本に対応する。〕

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）

利用状況やニーズ調査等で把握した利用希望を踏まえ、提供区域ごとの各年度における量の見込み及び確保方策を設定しました。（既存の確保量が量の見込みを上回っている場合は、「量の見込み」と「確保方策」を同値としています。）

【総括表（全市）】

◇地域子ども・子育て支援事業 ※〔 〕は本市事業名

事業名		区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 時間外保育事業 〔延長保育事業〕	量の見込み	人	2,152	2,093	2,025	1,963	1,912	
	確保方策	人	2,152	2,093	2,025	1,963	1,912	
2 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 （病児・病後児） 〔① 病児・病後児保育事業 ② ファミリー・サポート・センター事業 （病児・病後児）〕	量の見込み	人日	13,845	13,471	13,033	12,636	12,308	
	確保方策	人日	13,845	13,471	13,033	12,636	12,308	
	病児・病後児保育事業	人日	13,797	13,424	12,987	12,591	12,264	
	ファミリー・サポート・センター事業	人日	48	47	46	45	44	
3 一時預かり事業 （幼稚園型） 〔預かり保育事業〕	量の見込み	人日	553,394	532,656	515,888	501,955	490,308	
	確保方策	人日	553,394	532,656	515,888	501,955	490,308	
	1号認定	人日	50,912	46,874	45,398	44,172	43,147	
	2号認定	人日	502,482	485,782	470,490	457,783	447,161	
4 一時預かり事業 （幼稚園型を除く） 子育て援助活動支援事業 （一時預かり） 〔① 一時預かり事業 ② ファミリー・サポート・センター事業 （一時預かり）〕	量の見込み	人日	22,235	21,458	20,793	20,211	19,695	
	確保方策	人日	22,235	21,458	20,793	20,211	19,695	
	一時預かり事業	人日	14,641	14,092	13,648	13,280	12,972	
	ファミリー・サポート・センター事業	人日	7,594	7,366	7,145	6,931	6,723	
5 利用者支援に関する事業 〔① 地域子育て相談機関 ② 保育サービス相談事業 ③ こども家庭センター〕	量の見込み	か所	24	24	24	39	54	
	確保方策	か所	24	24	24	39	54	
	地域子育て相談機関		16	16	16	31	46	
	保育サービス相談事業		8	8	8	8	8	
	こども家庭センター							
6 利用者支援に関する事業 〔妊娠等包括相談支援事業〕	量の見込み	人	21,738	20,718	19,749	18,825	17,943	
	確保方策	—	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。					
6 放課後児童健全育成事業 〔放課後児童クラブ事業〕	量の見込み	人	13,238	13,202	13,042	12,936	12,889	
	確保方策	人	13,238	13,202	13,042	12,936	12,889	

◇地域子ども・子育て支援事業（つづき）

事業名		区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
7	子育て短期支援事業 〔子育て短期支援事業（ショートステイ）〕	量の見込み	人日	1,353	1,484	1,628	1,784	1,953
		確保方策	人日	1,353	1,484	1,628	1,784	1,953
8	乳児家庭全戸訪問事業 〔こにちは赤ちゃん事業　家庭訪問指導事業〕	量の見込み	人日 (%)	7,036 (94.8)	6,939 (95.6)	6,969 (96.4)	6,999 (97.2)	7,028 (98.0)
		確保方策	—	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
9	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 〔子育て世帯訪問支援事業〕	量の見込み	回 (世帯)	124 (12)	136 (13)	149 (14)	163 (15)	178 (16)
		確保方策	か所	12	12	12	12	12
	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 〔親子関係形成支援事業〕	量の見込み	人	16	16	16	16	16
		確保方策	人	16	16	16	16	16
10	地域子育て支援拠点事業 〔地域子育て支援拠点事業（常設オープンスペース）〕	量の見込み	人日	111,077	109,078	107,115	105,187	103,294
		確保方策	か所	24	24	24	24	24
		直営型	か所	8	8	8	8	8
		公募型	か所	16	16	16	16	16
11	子育て援助活動支援事業 （放課後利用） 〔ファミリー・サポート・センター事業（放課後利用）〕	量の見込み	人日	1,559	1,512	1,467	1,423	1,380
		確保方策	人日	1,559	1,512	1,467	1,423	1,380
12	妊娠に対して健康診査を実施する事業 〔妊婦健康診査事業〕	量の見込み	人 (回)	7,246 (92,680)	6,906 (88,414)	6,583 (84,344)	6,275 (80,461)	5,981 (76,758)
		確保方策	—	実施場所：市内産婦人科医療機関等 受診回数（国が定める望ましい基準の健診回数）： 単胎妊娠については14回 23週まで：4週間に1回 計4回 24～35週：2週間に1回 計6回 36週～分娩：1週間に1回 計4回 多胎妊娠については追加で5回（計19回） 予定日を超過して妊婦健診が必要な妊婦については上限なし 検査項目：国が定める望ましい基準の検査項目				
13	乳児等通園支援事業 〔こども誰でも通園制度〕	量の見込み	時間	9,834	10,904	12,900	14,942	17,005
		確保方策	時間	14,348	14,948	15,548	15,548	17,005
14	産後ケア事業 〔産後ケア事業〕	量の見込み	宿泊型 デイケア型	日	613	630	647	666
					208	265	337	428
		確保方策	宿泊型	か所	11	12	13	14
			デイケア型	か所	10	11	12	14
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業 〔①保育園等入園世帯への教材購入費等補助 ②幼稚園入園世帯への副食材料費補助〕	量の見込み及び確保方策を定める事業の対象外						

【提供区域別】

1 時間外保育事業

【本市事業】延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の延長に対する需要に対応するため、通常（昼間）保育の後、1時間または2時間の保育を行い、延長保育時間帯の保育ニーズに対応する。

【対象年齢】0歳～5歳

◇時間外保育事業

(単位：人)

区域	中学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	幟 町	中	量の見込み	226	221	215	209	206
	吉 島	中						
	国 泰 寺	中	確保方策	226	221	215	209	206
	江 波	中						
2	牛 田	東	量の見込み	124	119	116	112	108
	二 葉	東						
	早 稲 田	東	確保方策	124	119	116	112	108
3	温 品	東	量の見込み	47	45	43	40	38
	福 木	東	確保方策	47	45	43	40	38
4	戸 坂	東	量の見込み	44	42	41	39	38
			確保方策	44	42	41	39	38
5	段 原	南	量の見込み	142	141	138	134	131
	大 州	南						
	仁 保	南	確保方策	142	141	138	134	131
	楠 那	南						
6	宇 品	南	量の見込み	116	115	112	110	108
	翠 町	南	確保方策	116	115	112	110	108
7	似 島	南	量の見込み	0	0	0	0	0
			確保方策	0	0	0	0	0
8	中 広	西	量の見込み	60	60	56	55	55
			確保方策	60	60	56	55	55
9	觀 音	西	量の見込み	110	105	99	96	92
	己 斐	西						
	己 斐 上	西	確保方策	110	105	99	96	92
10	古 田	西	量の見込み	161	155	151	147	145
	庚 午	西						
	井 口 台	西	確保方策	161	155	151	147	145
	井 口	西						
11	城 山 北	安佐南	量の見込み	93	90	86	84	85
	城 南	安佐南	確保方策	93	90	86	84	85

◇時間外保育事業（つづき）

(単位：人)

区域	中学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
12	安 佐	安佐南	量の見込み	136	132	128	123	117
	安 佐 南	安佐南						
	高 取 北	安佐南	確保方策	136	132	128	123	117
	安 西	安佐南						
13	東 原	安佐南	量の見込み	230	225	219	214	215
	祇 園 東	安佐南						
	祇 園	安佐南	確保方策	230	225	219	214	215
	長 束	安佐南						
14	大 塚	安佐南	量の見込み	101	99	95	90	85
	伴	安佐南	確保方策	101	99	95	90	85
15	戸 山	安佐南	量の見込み	3	3	3	3	2
			確保方策	3	3	3	3	2
16	白 木	安佐北	量の見込み	4	4	3	3	3
			確保方策	4	4	3	3	3
17	高 阳	安佐北	量の見込み	42	41	40	39	38
	亀 崎	安佐北						
	落 合	安佐北	確保方策	42	41	40	39	38
18	口 田	安佐北	量の見込み	39	37	36	34	33
			確保方策	39	37	36	34	33
19	三 入	安佐北	量の見込み	92	87	85	80	78
	可 部	安佐北						
	亀 山	安佐北	確保方策	92	87	85	80	78
20	清 和	安佐北	量の見込み	7	7	7	7	7
			確保方策	7	7	7	7	7
21	日 浦	安佐北	量の見込み	8	7	7	6	6
			確保方策	8	7	7	6	6
22	瀬 野 川	安芸	量の見込み	55	52	49	48	46
	瀬 野 川 東	——	確保方策	55	52	49	48	46
23	阿 戸	安芸	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	2	2	2	2	2
24	船 越	安芸	量の見込み	22	22	21	21	22
			確保方策	22	22	21	21	22
25	矢 野	安芸	量の見込み	44	43	42	40	39
			確保方策	44	43	42	40	39
26	湯 来	佐伯	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
27	砂 谷	佐伯	量の見込み	3	3	3	3	2
			確保方策	3	3	3	3	2

◇時間外保育事業（つづき）

(単位：人)

区域	中学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
28	五月が丘	佐伯	量の見込み	22	22	23	23	23		
			確保方策	22	22	23	23	23		
29	三和	佐伯	量の見込み	56	54	52	49	45		
	城山	佐伯	確保方策	56	54	52	49	45		
30	五日市観音	佐伯	量の見込み	100	98	95	93	91		
	五日市	佐伯	確保方策	100	98	95	93	91		
31	美鈴が丘	佐伯	量の見込み	14	13	12	11	10		
			確保方策	14	13	12	11	10		
32	五日市南	佐伯	量の見込み	46	45	44	43	41		
			確保方策	46	45	44	43	41		
合計			量の見込み	2,152	2,093	2,025	1,963	1,912		
			確保方策	2,152	2,093	2,025	1,963	1,912		

量の見込みの算出方法

計画期間中における各年度の通常保育(2号及び3号認定)の「量の見込み」に、令和6年度の利用実績(延長保育の4月初日在籍児童数)を令和6年度の入園児童数で除して算定した「利用率」(7.8%)を乗じて算出した。

確保の考え方

既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の延長保育事業の受入定員を維持することで対応可能と考えられる。

2 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児）

【本市事業】①病児・病後児保育事業、②ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児）

①市内の保育園等に通園している乳幼児等が、病気の「回復期」等で集団保育が困難な期間、医療機関等に付設された保育施設において一時的に預かる。

②子育ての援助を受けたい依頼会員と援助をしたい提供会員を登録し、依頼会員が仕事や急用の際に、提供会員が医療機関受診済みの病児・病後児の預かりを行う。

【対象年齢】①0歳～小学6年生、②0歳～小学6年生

◇病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児）

(単位：人日)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	13,845	13,471	13,033	12,636	12,308
	確保方策	13,845	13,471	13,033	12,636	12,308
	病児・病後児保育事業	13,797	13,424	12,987	12,591	12,264
	ファミリー・サポート・センター事業	48	47	46	45	44

量の見込みの算出方法

【病児・病後児保育事業】

計画期間中における各年度の通常保育(2号及び3号認定)の「量の見込み」に、過去4年間(令和2年度～令和5年度)の利用実績を基に算定した令和6年度の利用者見込数を令和6年度の保育園等の入園申込児童数で除して算定した「利用率」(49.7%)を乗じて算出した。

【ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児）】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度の「利用実績」(52人)に、過去6年間(平成30年度～令和5年度)の年齢別児童数(0～13歳)の「平均減少率」($\triangle 1.7\%$)を乗じた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(0～13歳)の「平均減少率」($\triangle 3.0\%$)を乗じて算出した。

確保の考え方

【病児・病後児保育事業】

既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の定員を維持することで対応可能と考えられる。

なお、利用が集中する時期等には受け入れできない児童もいることから、医療機関に付設する実施施設の増加を図る。

【ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児）】

現行の事業実施体制で対応可能であると考えられる。

なお、より幅広い地域やニーズに対応できるよう、提供会員数の増加を図る。

3 一時預かり事業（幼稚園型）

【本市事業】預かり保育事業

幼稚園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間に預かり保育を行う。

【対象年齢】3歳～5歳

◇一時預かり事業（幼稚園型）

(単位：人日)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	1号認定	量の見込み	50,912	46,874	45,398	44,172
		確保方策	50,912	46,874	45,398	44,172
	2号認定	量の見込み	502,482	485,782	470,490	457,783
		確保方策	502,482	485,782	470,490	457,783

量の見込みの算出方法

計画期間中の各年度の「年齢別推計児童数」に、過去4年間(令和2年度～令和5年度)の利用実績を基に算定した令和6年度の延べ利用者見込数を令和6年度の就学前児童数で除して算定した「利用率」(1,115.6%)を乗じて算出した。

確保の考え方

既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の一時預かり事業の受け入れ定員を維持することで対応可能と考えられる。

4 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）

【本市事業】①一時預かり事業、②ファミリー・サポート・センター事業（一時預かり）

①保育園等に入園していない乳幼児を対象に、保護者が就労、傷病等で家庭での保育が一時的に困難となる場合などに、昼間、保育園等で預かる。

②子育ての援助を受けたい依頼会員と援助をしたい提供会員を登録し、依頼会員が仕事や急用の際に、提供会員が子どもの預かり等を行う。

【対象年齢】①0歳～5歳、②0歳～小学6年生

◇一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）

(単位：人日)

区域	中学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	幟 町	中	量の見込み	2,958	2,850	2,770	2,685	2,620
	吉 島	中	確保方策	2,958	2,850	2,770	2,685	2,620
	国 泰 寺	中	一時預かり事業	1,613	1,546	1,505	1,457	1,429
	江 波	中	ファミリー・サポー ト・センター事業	1,345	1,304	1,265	1,228	1,191
2	牛 田	東	量の見込み	1,830	1,770	1,715	1,666	1,621
	二 葉	東	確保方策	1,830	1,770	1,715	1,666	1,621
	早 稲 田	東	一時預かり事業	878	846	819	797	778
			ファミリー・サポー ト・センター事業	952	924	896	869	843
3	温 品	東	量の見込み	327	315	305	297	289
			確保方策	327	315	305	297	289
	福 木	東	一時預かり事業	293	282	273	266	259
			ファミリー・サポー ト・センター事業	34	33	32	31	30
4	戸 坂	東	量の見込み	316	305	295	288	280
			確保方策	316	305	295	288	280
			一時預かり事業	293	282	273	266	259
			ファミリー・サポー ト・センター事業	23	23	22	22	21
5	段 原	南	量の見込み	1,233	1,330	1,153	1,121	1,092
	大 州	南	確保方策	1,233	1,330	1,153	1,121	1,092
	仁 保	南	一時預かり事業	878	986	819	797	778
	楠 那	南	ファミリー・サポー ト・センター事業	355	344	334	324	314
6	宇 品	南	量の見込み	1,144	1,105	1,070	1,040	1,014
			確保方策	1,144	1,105	1,070	1,040	1,014
	翠 町	南	一時預かり事業	878	846	819	797	778
			ファミリー・サポー ト・センター事業	266	259	251	243	236

◇一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）（つづき）（単位：人日）

区域	中学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
7	似 島	南	量の見込み	0	0	0	0	0
			確保方策	0	0	0	0	0
			一時預かり事業	0	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0	0
8	中 広	西	量の見込み	576	556	538	523	511
			確保方策	576	556	538	523	511
			一時預かり事業	439	423	409	398	389
			ファミリー・サポート・センター事業	137	133	129	125	122
9	觀 音	西	量の見込み	877	846	818	796	777
			確保方策	877	846	818	796	777
	己 妻	西	一時預かり事業	732	705	682	664	649
			ファミリー・サポート・センター事業	145	141	136	132	128
10	古 田	西	量の見込み	1,441	1,390	1,347	1,310	1,276
	庚 午	西	確保方策	1,441	1,390	1,347	1,310	1,276
	井 口 台	西	一時預かり事業	1,025	986	955	930	908
	井 口	西	ファミリー・サポート・センター事業	416	404	392	380	368
11	城 山 北	安佐南	量の見込み	1,131	1,092	1,057	1,028	1,002
			確保方策	1,131	1,092	1,057	1,028	1,002
	城 南	安佐南	一時預かり事業	732	705	682	664	649
			ファミリー・サポート・センター事業	399	387	375	364	353
12	安 佐	安佐南	量の見込み	1,085	1,046	1,013	986	961
	安 佐 南	安佐南	確保方策	1,085	1,046	1,013	986	961
	高 取 北	安佐南	一時預かり事業	878	846	819	797	778
	安 西	安佐南	ファミリー・サポート・センター事業	207	200	194	189	183
13	東 原	安佐南	量の見込み	3,066	2,963	3,009	2,923	2,846
	祇 園 東	安佐南	確保方策	3,066	2,963	3,009	2,923	2,846
	祇 園	安佐南	一時預かり事業	1,464	1,409	1,501	1,461	1,427
	長 束	安佐南	ファミリー・サポート・センター事業	1,602	1,554	1,508	1,462	1,419
14	大 塚	安佐南	量の見込み	743	715	692	674	658
			確保方策	743	715	692	674	658
	伴	安佐南	一時預かり事業	732	705	682	664	649
			ファミリー・サポート・センター事業	11	10	10	10	9

◇一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）（つづき）（単位：人日）

区域	中学校区	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
15	戸 山	安佐南	量の見込み	0	0	0	0
			確保方策	0	0	0	0
			一時預かり事業	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0
16	白 木	安佐北	量の見込み	0	0	0	0
			確保方策	0	0	0	0
			一時預かり事業	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0
17	高 阳	安佐北	量の見込み	307	296	287	279
	亀 崎		確保方策	307	296	287	279
	落 合	安佐北	一時預かり事業	293	282	273	266
			ファミリー・サポート・センター事業	14	14	14	13
18	口 田	安佐北	量の見込み	403	389	377	366
			確保方策	403	389	377	366
			一時預かり事業	293	282	273	266
			ファミリー・サポート・センター事業	110	107	104	100
19	三 入	安佐北	量の見込み	863	833	807	784
	可 部		確保方策	863	833	807	784
	亀 山	安佐北	一時預かり事業	586	564	546	531
			ファミリー・サポート・センター事業	277	269	261	253
20	清 和	安佐北	量の見込み	0	0	0	0
			確保方策	0	0	0	0
			一時預かり事業	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0
21	日 浦	安佐北	量の見込み	4	4	3	3
			確保方策	4	4	3	3
			一時預かり事業	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	4	4	3	3
22	瀬 野 川	安芸	量の見込み	470	312	302	294
	確保方策		470	312	302	294	
	瀬野川東	安芸	一時預かり事業	439	282	273	266
			ファミリー・サポート・センター事業	31	30	29	28

◇一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）（つづき）（単位：人日）

区域	中学校区	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
23	阿戸	安芸	量の見込み	0	0	0	0
			確保方策	0	0	0	0
			一時預かり事業	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0
24	船越	安芸	量の見込み	151	145	140	137
			確保方策	151	145	140	137
			一時預かり事業	146	141	136	133
			ファミリー・サポート・センター事業	5	4	4	4
25	矢野	安芸	量の見込み	588	568	551	536
			確保方策	588	568	551	536
			一時預かり事業	293	282	273	266
			ファミリー・サポート・センター事業	295	286	278	270
26	湯来	佐伯	量の見込み	21	20	19	19
			確保方策	21	20	19	19
			一時預かり事業	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	21	20	19	18
27	砂谷	佐伯	量の見込み	0	0	0	0
			確保方策	0	0	0	0
			一時預かり事業	0	0	0	0
			ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0
28	五月が丘	佐伯	量の見込み	148	143	138	135
			確保方策	148	143	138	135
			一時預かり事業	146	141	136	133
			ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2
29	三和	佐伯	量の見込み	497	480	464	451
			確保方策	497	480	464	451
	城山	佐伯	一時預かり事業	439	423	409	398
			ファミリー・サポート・センター事業	58	57	55	53
30	五日市観音	佐伯	量の見込み	1,241	1,198	1,161	1,128
			確保方策	1,241	1,198	1,161	1,128
	五日市	佐伯	一時預かり事業	732	705	682	664
			ファミリー・サポート・センター事業	509	493	479	464

◇一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）（つづき）（単位：人日）

区域	中学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
31	美鈴が丘	佐伯	量の見込み	252	243	235	229	223		
			確保方策	252	243	235	229	223		
			一時預かり事業	146	141	136	133	130		
			ファミリー・サポート・センター事業	106	102	99	96	93		
32	五日市南	佐伯	量の見込み	563	544	527	513	498		
			確保方策	563	544	527	513	498		
			一時預かり事業	293	282	273	266	259		
			ファミリー・サポート・センター事業	270	262	254	247	239		
合 計			量の見込み	22,235	21,458	20,793	20,211	19,695		
			確保方策	22,235	21,458	20,793	20,211	19,695		
			一時預かり事業	14,641	14,092	13,648	13,280	12,972		
			ファミリー・サポート・センター事業	7,594	7,366	7,145	6,931	6,723		

量の見込みの算出方法

【一時預かり事業】

計画期間中の各年度の「年齢別推計児童数」に、過去4年間(令和2年度～令和5年度)の利用実績を基に算定した令和6年度の利用者見込数を令和6年度の就学前児童数で除して算定した「利用率」(29.5%)を乗じて算出した。

【ファミリー・サポート・センター事業（一時預かり）】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度の「利用実績」(8,212人)に、過去6年間(平成30年度～令和5年度)の年齢別児童数(0～13歳)の「平均減少率」($\triangle 1.7\%$)を乗じた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(0～13歳)の「平均減少率」($\triangle 3.0\%$)を乗じて算出した。

確保の考え方

【一時預かり事業】

既存の確保量が量の見込みを上回っており、需要に対応していることから、既存施設の一時預かり事業の受入定員を維持することで対応可能と考えられる。

なお、利用が集中する時期等には受け入れできない児童もいることから、実施施設の増加を図る。

【ファミリー・サポート・センター事業（一時預かり）】

現行の事業実施体制で対応可能であると考えられる。

なお、より幅広い地域やニーズに対応できるよう、提供会員数の増加を図る。

5 利用者支援に関する事業

(1) 【本市事業】①地域子育て相談機関、②保育サービス相談事業、③こども家庭センター

こどもと保護者や妊娠している方などが、教育・保育、保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供及び相談・助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

◇利用者支援に関する事業

(単位：か所)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	24	24	24	39	54
	確保方策	24	24	24	39	54
	地域子育て相談機関	16	16	16	31	46
	保育サービス相談事業	8	8	8	8	8
	こども家庭センター					

量の見込みの算出方法

【地域子育て相談機関】

中学校区単位での設置を基本としつつも、主に利用が想定される未就学児の1中学校区当たりの平均的人数である、おおむね1,100人ごとに1か所設置する。未就学児の人数が1,100人に満たない中学校区は、地理的条件や日常的な生活圏域などを考慮し、近隣の中学校区と統合して1つの区域として設置する。

【保育サービス相談事業・こども家庭センター】

各区役所で実施していることから、区役所の箇所数を計画値とする。

確保の考え方

【地域子育て相談機関】

既存の公募型常設オープンスペースなどで実施する。

【保育サービス相談事業・こども家庭センター】

各区役所で実施しており、今後も継続して実施する。

(2) 【本市事業】妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する。

◇妊婦等包括相談支援事業

(単位：人)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 中	量の見込み	2,955	2,817	2,685	2,559	2,439
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				
2 東	量の見込み	2,073	1,977	1,884	1,796	1,713
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				
3 南	量の見込み	2,541	2,421	2,307	2,200	2,097
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				

◇妊婦等包括相談支援事業（つづき）

(単位：人)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4 西	量の見込み	3,534	3,369	3,213	3,062	2,919
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				
5 安佐南	量の見込み	5,247	5,001	4,767	4,544	4,332
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				
6 安佐北	量の見込み	1,653	1,575	1,500	1,430	1,362
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				
7 安芸	量の見込み	1,293	1,230	1,173	1,119	1,065
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				
8 佐伯	量の見込み	2,442	2,328	2,220	2,115	2,016
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				
合 計	量の見込み	21,738	20,718	19,749	18,825	17,943
	確保方策	保健師102人及び助産師40人に加え、民生委員・児童委員1,996人で対応する。				

量の見込みの算出方法

令和5年度の妊娠届出数に過去5年間(令和元年度～令和5年度)の平均減少率($\triangle 4.7\%$)を乗じて算定した「妊娠届出の見込者数」に、1組当たりの面談等での「相談回数」(3回)を乗じて算出した。

確保の考え方

各区地域支えあい課の保健師に加え、助産師及び民生委員・児童委員で対応する。

6 放課後児童健全育成事業

【本市事業】放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

【対象年齢】小学1年生～小学6年生

◇放課後児童健全育成事業

(単位：人)

区域	小学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	白 島	中	量の見込み	125	118	114	111	111
			確保方策	125	118	114	111	111
2	基 町	中	量の見込み	31	27	23	25	18
			確保方策	31	27	23	25	18
3	幟 町	中	量の見込み	118	117	115	119	109
			確保方策	118	117	115	119	109
4	袋 町	中	量の見込み	64	66	66	67	64
			確保方策	64	66	66	67	64
5	竹 屋	中	量の見込み	73	77	76	76	78
			確保方策	73	77	76	76	78
6	千 田	中	量の見込み	196	192	204	205	207
			確保方策	196	192	204	205	207
7	中 島	中	量の見込み	92	100	93	86	89
			確保方策	92	100	93	86	89
8	吉 島 東	中	量の見込み	91	85	88	85	86
			確保方策	91	85	88	85	86
9	吉 島	中	量の見込み	71	69	69	63	58
			確保方策	71	69	69	63	58
10	広 瀬	中	量の見込み	58	54	51	50	51
			確保方策	58	54	51	50	51
11	本 川	中	量の見込み	97	94	89	84	83
			確保方策	97	94	89	84	83
12	神 崎	中	量の見込み	116	113	110	107	100
			確保方策	116	113	110	107	100
13	舟 入	中	量の見込み	112	112	106	99	103
			確保方策	112	112	106	99	103
14	江 波	中	量の見込み	145	142	142	142	141
			確保方策	145	142	142	142	141
15	福 木	東	量の見込み	115	120	126	131	130
			確保方策	115	120	126	131	130
16	上 溫 品	東	量の見込み	33	25	26	27	25
			確保方策	33	25	26	27	25
17	温 品	東	量の見込み	83	86	84	94	91
			確保方策	83	86	84	94	91

◇放課後児童健全育成事業（つづき）

(単位：人)

区域	小学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
18	戸 坂	東	量の見込み	120	125	126	130	128
			確保方策	120	125	126	130	128
19	戸坂城山	東	量の見込み	39	41	41	37	39
			確保方策	39	41	41	37	39
20	東 浄	東	量の見込み	64	59	56	54	53
			確保方策	64	59	56	54	53
21	中 山	東	量の見込み	119	119	113	110	104
			確保方策	119	119	113	110	104
22	牛田新町	東	量の見込み	124	128	120	114	115
			確保方策	124	128	120	114	115
23	早 稲 田	東	量の見込み	59	66	69	76	74
			確保方策	59	66	69	76	74
24	牛 田	東	量の見込み	336	324	310	300	301
			確保方策	336	324	310	300	301
25	尾 長	東	量の見込み	147	152	158	166	169
			確保方策	147	152	158	166	169
26	矢 賀	東	量の見込み	66	67	60	61	63
			確保方策	66	67	60	61	63
27	荒 神 町	南	量の見込み	29	27	26	25	27
			確保方策	29	27	26	25	27
28	大 州	南	量の見込み	87	80	70	65	67
			確保方策	87	80	70	65	67
29	青 崎	南	量の見込み	55	52	48	48	47
			確保方策	55	52	48	48	47
30	段 原	南	量の見込み	118	114	117	118	118
			確保方策	118	114	117	118	118
31	比 治 山	南	量の見込み	199	195	189	192	206
			確保方策	199	195	189	192	206
32	皆 実	南	量の見込み	157	155	162	173	176
			確保方策	157	155	162	173	176
33	翠 町	南	量の見込み	107	117	117	116	116
			確保方策	107	117	117	116	116
34	大 河	南	量の見込み	106	106	105	107	110
			確保方策	106	106	105	107	110
35	黃 金 山	南	量の見込み	61	65	69	78	79
			確保方策	61	65	69	78	79
36	仁 保	南	量の見込み	146	154	167	180	184
			確保方策	146	154	167	180	184
37	楠 那	南	量の見込み	70	72	63	63	61
			確保方策	70	72	63	63	61

◇放課後児童健全育成事業（つづき）

(単位：人)

区域	小学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
38	宇品東	南	量の見込み	141	142	147	148	152
			確保方策	141	142	147	148	152
39	宇品	南	量の見込み	259	257	251	243	248
			確保方策	259	257	251	243	248
40	元宇品	南	量の見込み	13	19	16	17	14
			確保方策	13	19	16	17	14
41	向洋新町	南	量の見込み	68	68	73	71	73
			確保方策	68	68	73	71	73
42	大芝	西	量の見込み	153	142	139	133	129
			確保方策	153	142	139	133	129
43	三篠	西	量の見込み	217	210	204	196	188
			確保方策	217	210	204	196	188
44	天満	西	量の見込み	143	146	142	141	137
			確保方策	143	146	142	141	137
45	観音	西	量の見込み	114	107	105	105	107
			確保方策	114	107	105	105	107
46	南観音	西	量の見込み	211	215	221	232	234
			確保方策	211	215	221	232	234
47	己斐	西	量の見込み	132	128	127	120	124
			確保方策	132	128	127	120	124
48	己斐東	西	量の見込み	56	57	59	55	51
			確保方策	56	57	59	55	51
49	山田	西	量の見込み	31	31	26	28	30
			確保方策	31	31	26	28	30
50	古田	西	量の見込み	137	136	135	132	139
			確保方策	137	136	135	132	139
51	庚午	西	量の見込み	166	167	165	157	153
			確保方策	166	167	165	157	153
52	草津	西	量の見込み	122	133	134	132	130
			確保方策	122	133	134	132	130
53	鈴が峰	西	量の見込み	22	22	30	28	25
			確保方策	22	22	30	28	25
54	井口	西	量の見込み	213	213	213	215	214
			確保方策	213	213	213	215	214
55	井口明神	西	量の見込み	93	94	89	88	93
			確保方策	93	94	89	88	93
56	己斐上	西	量の見込み	83	84	86	82	83
			確保方策	83	84	86	82	83

◇放課後児童健全育成事業（つづき）

(単位：人)

区域	小学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
57	井口台	西	量の見込み	51	52	50	48	47
			確保方策	51	52	50	48	47
58	高須	西	量の見込み	105	102	100	101	104
			確保方策	105	102	100	101	104
59	古田台	西	量の見込み	26	23	24	23	22
			確保方策	26	23	24	23	22
60	八木	安佐南	量の見込み	56	61	61	63	55
			確保方策	56	61	61	63	55
61	緑井	安佐南	量の見込み	144	146	143	133	123
			確保方策	144	146	143	133	123
62	川内	安佐南	量の見込み	186	187	188	190	194
			確保方策	186	187	188	190	194
63	中筋	安佐南	量の見込み	204	189	189	182	167
			確保方策	204	189	189	182	167
64	古市	安佐南	量の見込み	126	133	128	137	135
			確保方策	126	133	128	137	135
65	大町	安佐南	量の見込み	164	160	160	163	162
			確保方策	164	160	160	163	162
66	毘沙門台	安佐南	量の見込み	81	86	89	86	87
			確保方策	81	86	89	86	87
67	安東	安佐南	量の見込み	93	92	99	100	98
			確保方策	93	92	99	100	98
68	上安	安佐南	量の見込み	38	35	36	40	40
			確保方策	38	35	36	40	40
69	安	安佐南	量の見込み	84	92	93	93	95
			確保方策	84	92	93	93	95
70	安北	安佐南	量の見込み	80	87	87	91	91
			確保方策	80	87	87	91	91
71	安西	安佐南	量の見込み	80	87	74	70	75
			確保方策	80	87	74	70	75
72	祇園	安佐南	量の見込み	183	190	178	172	178
			確保方策	183	190	178	172	178
73	山本	安佐南	量の見込み	147	144	147	145	145
			確保方策	147	144	147	145	145
74	長束	安佐南	量の見込み	103	97	96	89	80
			確保方策	103	97	96	89	80
75	原	安佐南	量の見込み	129	128	130	134	130
			確保方策	129	128	130	134	130

◇放課後児童健全育成事業（つづき）

(単位：人)

区域	小学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
76	原 南	安佐南	量の見込み	120	123	132	126	123
			確保方策	120	123	132	126	123
77	戸 山	安佐南	量の見込み	12	12	14	14	15
			確保方策	12	12	14	14	15
78	伴	安佐南	量の見込み	165	153	153	146	137
			確保方策	165	153	153	146	137
79	梅 林	安佐南	量の見込み	105	112	117	119	113
			確保方策	105	112	117	119	113
80	伴 東	安佐南	量の見込み	133	124	114	108	99
			確保方策	133	124	114	108	99
81	長 東 西	安佐南	量の見込み	55	65	61	62	64
			確保方策	55	65	61	62	64
82	大 塚	安佐南	量の見込み	78	83	95	105	111
			確保方策	78	83	95	105	111
83	伴 南	安佐南	量の見込み	64	50	45	43	39
			確保方策	64	50	45	43	39
84	東 野	安佐南	量の見込み	140	129	115	113	112
			確保方策	140	129	115	113	112
85	春 日 野	安佐南	量の見込み	244	240	246	242	251
			確保方策	244	240	246	242	251
86	高 南	安佐北	量の見込み	32	28	29	21	21
			確保方策	32	28	29	21	21
87	三 田	安佐北	量の見込み	18	21	21	21	17
			確保方策	18	21	21	21	17
88	狩 小 川	安佐北	量の見込み	30	25	20	20	18
			確保方策	30	25	20	20	18
89	深 川	安佐北	量の見込み	116	119	121	131	133
			確保方策	116	119	121	131	133
90	亀 崎	安佐北	量の見込み	33	31	26	24	22
			確保方策	33	31	26	24	22
91	真 亀	安佐北	量の見込み	28	26	23	21	20
			確保方策	28	26	23	21	20
92	落 合 東	安佐北	量の見込み	71	65	64	61	62
			確保方策	71	65	64	61	62
93	落 合	安佐北	量の見込み	41	42	37	36	41
			確保方策	41	42	37	36	41
94	口 田 東	安佐北	量の見込み	107	112	117	118	115
			確保方策	107	112	117	118	115

◇放課後児童健全育成事業（つづき）

(単位：人)

区域	小学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
95	口 田	安佐北	量の見込み	84	84	84	82	85
			確保方策	84	84	84	82	85
96	大 林	安佐北	量の見込み	20	24	22	24	24
			確保方策	20	24	22	24	24
97	三 入	安佐北	量の見込み	65	70	72	72	72
			確保方策	65	70	72	72	72
98	可 部	安佐北	量の見込み	137	142	149	150	151
			確保方策	137	142	149	150	151
99	可 部 南	安佐北	量の見込み	126	128	117	116	118
			確保方策	126	128	117	116	118
100	亀 山	安佐北	量の見込み	120	116	110	116	114
			確保方策	120	116	110	116	114
101	亀 山 南	安佐北	量の見込み	59	61	65	68	64
			確保方策	59	61	65	68	64
102	鈴 張	安佐北	量の見込み	14	10	10	9	9
			確保方策	14	10	10	9	9
103	飯 室	安佐北	量の見込み	39	33	26	28	26
			確保方策	39	33	26	28	26
104	日 浦	安佐北	量の見込み	33	30	35	31	29
			確保方策	33	30	35	31	29
105	久 地 南	安佐北	量の見込み	17	10	10	8	7
			確保方策	17	10	10	8	7
106	倉 掛	安佐北	量の見込み	44	52	53	55	68
			確保方策	44	52	53	55	68
107	三 入 東	安佐北	量の見込み	21	22	19	15	15
			確保方策	21	22	19	15	15
108	瀬 野	安 芸	量の見込み	90	92	93	94	97
			確保方策	90	92	93	94	97
109	中 野 東	安 芸	量の見込み	72	73	69	63	62
			確保方策	72	73	69	63	62
110	中 野	安 芸	量の見込み	86	93	93	89	91
			確保方策	86	93	93	89	91
111	畠 賀	安 芸	量の見込み	53	55	49	48	48
			確保方策	53	55	49	48	48
112	阿 戸	安 芸	量の見込み	13	10	11	9	10
			確保方策	13	10	11	9	10
113	船 越	安 芸	量の見込み	64	67	69	65	58
			確保方策	64	67	69	65	58
114	矢 野 西	安 芸	量の見込み	91	82	79	78	83
			確保方策	91	82	79	78	83

◇放課後児童健全育成事業（つづき）

(単位：人)

区域	小学校区		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
115	矢野	安芸	量の見込み	112	105	100	95	93		
			確保方策	112	105	100	95	93		
116	矢野南	安芸	量の見込み	56	55	53	51	48		
			確保方策	56	55	53	51	48		
117	みどり坂	安芸	量の見込み	92	81	70	60	56		
			確保方策	92	81	70	60	56		
118	石内	佐伯	量の見込み	14	15	13	13	13		
			確保方策	14	15	13	13	13		
119	石内北	佐伯	量の見込み	267	286	266	276	266		
			確保方策	267	286	266	276	266		
120	河内	佐伯	量の見込み	40	44	48	45	57		
			確保方策	40	44	48	45	57		
121	八幡	佐伯	量の見込み	153	152	143	152	156		
			確保方策	153	152	143	152	156		
122	八幡東	佐伯	量の見込み	107	104	101	100	93		
			確保方策	107	104	101	100	93		
123	五日市 観音西	佐伯	量の見込み	72	74	80	82	91		
			確保方策	72	74	80	82	91		
124	五日市 観音	佐伯	量の見込み	134	130	124	117	117		
			確保方策	134	130	124	117	117		
125	五月が丘	佐伯	量の見込み	124	132	139	141	131		
			確保方策	124	132	139	141	131		
126	美鈴が丘	佐伯	量の見込み	114	115	122	116	120		
			確保方策	114	115	122	116	120		
127	五日市 中央	佐伯	量の見込み	67	66	65	67	67		
			確保方策	67	66	65	67	67		
128	五日市	佐伯	量の見込み	226	212	215	213	212		
			確保方策	226	212	215	213	212		
129	五日市東	佐伯	量の見込み	122	128	119	112	100		
			確保方策	122	128	119	112	100		
130	五日市南	佐伯	量の見込み	131	127	123	119	116		
			確保方策	131	127	123	119	116		
131	楽々園	佐伯	量の見込み	192	196	195	194	195		
			確保方策	192	196	195	194	195		
132	藤の木	佐伯	量の見込み	31	26	23	22	31		
			確保方策	31	26	23	22	31		
133	彩が丘	佐伯	量の見込み	46	42	38	30	34		
			確保方策	46	42	38	30	34		
134	湯来南	佐伯	量の見込み	15	21	18	13	16		
			確保方策	15	21	18	13	16		
合 計			量の見込み	13,238	13,202	13,042	12,936	12,889		
			確保方策	13,238	13,202	13,042	12,936	12,889		

量の見込みの算出方法

学校ごとの「学年別推計児童数」に、過去5年間(令和2年度～令和6年度)の利用実績の伸び率等を基に算定した計画期間中の「利用率」を乗じて算出した。

確保の考え方

小学校の余裕教室の活用やグラウンド内へのプレハブ整備による公設の放課後児童クラブのクラス増設、民間事業者が運営する放課後児童クラブに対する補助により、提供体制を確保する。(放課後子供教室による一体的な実施を含む。)

(※) 放課後子供教室

【本市事業】放課後子供教室（一体型）

放課後児童クラブを利用する小学生も含めた全ての小学生を対象として、地域との連携・協働により、放課後学習の支援や様々な体験・交流活動を行う機会を定期的・継続的に提供する。

【対象年齢】小学1年生～小学6年生

◆放課後子供教室（一体型）

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標事業量	1	1	1	1	1
整備計画	1	1	1	1	1

確保の考え方

小学校の余裕教室や児童館等を活用し、放課後児童クラブとの一体的な実施により、提供体制を確保する。

7 子育て短期支援事業

【本市事業】子育て短期支援事業（ショートステイ）

児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が緊急一時的に保護を必要とする場合（配偶者等からの暴力による被害者は除く。）などに、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する。

【対象年齢】18歳未満

◇子育て短期支援事業

(単位：人日)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1,353	1,484	1,628	1,784	1,953
	確保方策	1,353	1,484	1,628	1,784	1,953

量の見込みの算出方法

令和5年度の「利用実績」(1,184人)に、過去5年間(令和元年度～令和5年度)の各区こども家庭センター等における虐待対応件数の「平均増加率」(12.4%)を乗じ、利用勧奨・措置の「見込数」(22人)を加えた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数の「年度別減少率」(△2.4%～△2.6%)を乗じて算出した。

確保の考え方

事業を実施する受入施設等の増加を図り、提供体制を確保する。

8 乳児家庭全戸訪問事業

【本市事業】こんにちは赤ちゃん事業、家庭訪問指導事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員や保健センターの保健師等が訪問し、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、孤立化を防ぐとともに、不安や悩みの相談、子育てに関する情報提供等を行い、支援が必要な家庭については継続した支援につなげる。

【対象年齢】0歳（生後4か月まで）

◇乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人日)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 中	量の見込み	748	757	771	785	801
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
2 東	量の見込み	664	648	648	644	642
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
3 南	量の見込み	868	867	869	885	898
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
4 西	量の見込み	1,117	1,096	1,124	1,155	1,182
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				

◇乳児家庭全戸訪問事業（つづき）

(単位：人日)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
5 安佐南	量の見込み	1,902	1,866	1,865	1,857	1,854
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
6 安佐北	量の見込み	559	541	548	552	555
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
7 安芸	量の見込み	441	430	423	416	409
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
8 佐伯	量の見込み	737	734	721	705	687
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				
合 計	量の見込み	7,036 (94.8)	6,939 (95.6)	6,969 (96.4)	6,999 (97.2)	7,028 (98.0)
	確保方策	民生委員・児童委員1,996人に加え、助産師40人及び保健師83人で対応する。				

量の見込みの算出方法

計画最終年度の令和11年度に、入院や施設入所、里帰り中などの理由により家庭訪問が困難な家庭（2%程度）を除き、乳児がいる全ての家庭を訪問するよう、令和5年度の訪問実績率（93.3%）から段階的に高めた訪問率に、「0歳児推計児童数」を乗じて算出した。

確保の考え方

民生委員・児童委員に加え、助産師及び各区地域支えあい課の保健師で対応する。

9 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

(1) 【本市事業】子育て世帯訪問支援事業

児童虐待のリスクが高い家庭など、養育支援が特に必要な家庭に援助員を派遣し、子育て・家事支援を行うことにより、適切な養育を確保し、児童虐待の発生を予防する。

【対象年齢】18歳未満

◇子育て世帯訪問支援事業

区域	区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	回 (世帯)	124 (12)	136 (13)	149 (14)	163 (15)	178 (16)
	確保方策	か所	12	12	12	12	12

量の見込みの算出方法

令和5年度の「利用実績」(97人)に、過去5年間（令和元年度～令和5年度）の各区こども家庭センタ一等における虐待対応件数の「平均増加率」(12.4%)を乗じ、利用勧奨・措置の「見込数」(15人)を加えた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数の「年度別減少率」(△2.4%～△2.6%)を乗じて算出した。

確保の考え方

現行の事業実施体制で支援ニーズに対応可能であることから、現行の委託事業所(介護事業所等)の数(12か所)を維持し、事業実施体制を確保する。

(2) 【本市事業】親子関係形成支援事業

要支援児童や保護者に監護させると不適当であると認められる児童を養育する保護者等を対象に、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を中心としたペアレント・トレーニング等を実施する。

【対象年齢】18歳未満

◇親子関係形成支援事業

(単位：人)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	16	16	16	16	16
	確保方策	16	16	16	16	16

量の見込みの算出方法

令和6年度の半年間のモデル事業での支援プログラムの定員8人を基にし、年間の事業対象者を16人として算出した。

確保の考え方

支援プログラムを実施するための専門的な知識及び技術を有し、参加者の支援に当たり関係機関等と連携を図ることができる委託事業所(社会福祉法人等)に委託して実施する。

10 地域子育て支援拠点事業

【本市事業】地域子育て支援拠点事業（常設オープンスペース）

子育て家庭の孤立化や育児不安への対応を図るとともに、これらを背景とした児童虐待の発生を未然に防止するため、地域子育て支援拠点（常設オープンスペース）を設置し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・助言の実施及び地域の子育てに関する情報提供等を行う。

【対象年齢】おおむね3歳未満

◇地域子育て支援拠点事業

区域		区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	中	量の見込み	人日	11,759	11,677	11,425	11,405	11,358
		確保方策	か所	2	2	2	2	2
		直営型	か所	1	1	1	1	1
		公募型	か所	1	1	1	1	1
2	東	量の見込み	人日	10,763	10,401	10,089	9,860	9,614
		確保方策	か所	2	2	2	2	2
		直営型	か所	1	1	1	1	1
		公募型	か所	1	1	1	1	1
3	南	量の見込み	人日	13,624	13,560	13,366	13,163	13,024
		確保方策	か所	3	3	3	3	3
		直営型	か所	1	1	1	1	1
		公募型	か所	2	2	2	2	2
4	西	量の見込み	人日	17,405	16,845	16,569	16,463	16,523
		確保方策	か所	3	3	3	3	3
		直営型	か所	1	1	1	1	1
		公募型	か所	2	2	2	2	2
5	安佐南	量の見込み	人日	29,300	29,081	28,689	28,040	27,363
		確保方策	か所	6	6	6	6	6
		直営型	か所	1	1	1	1	1
		公募型	か所	5	5	5	5	5
6	安佐北	量の見込み	人日	9,420	9,046	8,824	8,651	8,534
		確保方策	か所	3	3	3	3	3
		直営型	か所	1	1	1	1	1
		公募型	か所	2	2	2	2	2

◇地域子育て支援拠点事業（つづき）

区域		区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
7 安芸		量の見込み	人日	6,578	6,551	6,440	6,231	5,993	
		確保方策	か所	2	2	2	2	2	
		直営型	か所	1	1	1	1	1	
		公募型	か所	1	1	1	1	1	
8 佐伯		量の見込み	人日	12,228	11,917	11,713	11,374	10,885	
		確保方策	か所	3	3	3	3	3	
		直営型	か所	1	1	1	1	1	
		公募型	か所	2	2	2	2	2	
合計		量の見込み	人日	111,077	109,078	107,115	105,187	103,294	
		確保方策	か所	24	24	24	24	24	
		直営型	か所	8	8	8	8	8	
		公募型	か所	16	16	16	16	16	

量の見込みの算出方法

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度の「利用実績」(118,352人)に、過去6年間(平成30年度～令和5年度)の年齢別児童数(0～2歳児)の「平均減少率」($\triangle 3.8\%$)を乗じた数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(0～2歳児)の「平均減少率」($\triangle 1.8\%$)を乗じ、ニーズ調査結果を基に算定した「地域子育て相談機関」の設置に伴い増加が見込まれる「利用人数」を加えて算出した。

確保の考え方

現行の常設オープンスペース設置数(24か所)を維持し、事業実施体制を確保する。
また、市民により身近な場所で支援を行えるよう、既存の公募型常設オープンスペースの機能強化(出張ひろば等、付加的事業の実施)や、地域のオープンスペースへの支援を実施していく。

11 子育て援助活動支援事業（放課後利用）

【本市事業】ファミリー・サポート・センター事業（放課後利用）

子育ての援助を受けたい依頼会員と援助をしたい提供会員を登録し、依頼会員が仕事や急用の際に、提供会員が放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり等を行う。

【対象年齢】小学1年生～小学6年生

◇子育て援助活動支援事業（放課後利用）

(単位：人日)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1,559	1,512	1,467	1,423	1,380
	確保方策	1,559	1,512	1,467	1,423	1,380

量の見込みの算出方法

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度の実績(1,669人)に、過去6年間（平成30年度～令和5年度）までの年齢別児童数(6～13歳)の平均減少率($\triangle 0.7\%$)を乗じて算出した数値に、計画期間中の年齢別推計児童数(6～13歳)の平均減少率($\triangle 3.0\%$)を乗じて算出した。

確保の考え方

現行の事業実施体制で対応可能であると考えられる。
なお、より幅広い地域やニーズに対応できるよう、提供会員数の増加を図る。

12 妊婦に対して健康診査を実施する事業

【本市事業】妊婦健康診査事業

母体や胎児の健康を確保し、安心して出産できるよう、妊婦健康診査の費用を助成し、妊婦の受診を促す。

◇妊婦に対して健康診査を実施する事業

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み （回）	7,246 (92,680)	6,906 (88,414)	6,583 (84,344)	6,275 (80,461)	5,981 (76,758)
	確保方策	実施場所：市内産婦人科医療機関等 受診回数（国が定める望ましい基準の健診回数）： 単胎妊婦については14回 23週まで：4週間に1回 計4回 24～35週：2週間に1回 計6回 36週～分娩：1週間に1回 計4回 多胎妊婦については追加で5回（計19回） 予定日を超過して妊婦健診が必要な妊婦については上限なし 検査項目：国が定める望ましい基準の検査項目				

量の見込みの算出方法

令和5年度の妊娠届出数に過去5年間(令和元年度～令和5年度)の妊娠届出数の平均減少率($\triangle 4.7\%$)を乗じて算出した「受診人数」に、国が示す「望ましい受診回数」(14回)を乗じた数値から、死産や早産など対象外となる「受診回数」を差し引き、令和6年4月から令和6年6月までの実績を基に算定した予定日を超過した妊婦健診の「受診回数」を加えて算出した。

確保の考え方

国が示す望ましい基準の健診について、全ての妊婦が受診できるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保する。

13 乳児等通園支援事業

【本市事業】こども誰でも通園制度

保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、月10時間を上限として、保育園等での預かりを行う。

◇こども誰でも通園制度

(単位：時間)

区域	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	9,834	10,904	12,900	14,942	17,005
	確保方策	14,348	14,948	15,548	15,548	17,005

量の見込みの算出方法

年齢別推計児童数を基に算定した対象児童数に、利用上限時間数(10時間)を乗じた数値に、令和6年度の試行的事業の利用率(12%)が計画最終年度の令和11年度に倍増するよう段階的に高めた利用率を乗じて算出した。

確保の考え方

現時点で確認している令和7年度の受入可能時間数が量の見込みを上回っており、対応可能と考えられる。

なお、ニーズの増加に対応できるよう、事業を実施する施設や定員の増加等を図る。

14 産後ケア事業

【本市事業】産後ケア事業

誰もが安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠・出産包括支援事業として、妊産婦のニーズに応じて宿泊や通所により母体・乳児のケア及び育児に関する指導等の支援を行う。

◇産後ケア事業

(単位：時間)

区域	区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	宿泊型	日	613	630	647	666	684
		デイケア型		208	265	337	428	544
	確保方策	宿泊型	か所	11	12	13	14	16
		デイケア型		10	11	12	14	15

量の見込みの算出方法

令和5年度の「利用実績」(宿泊型：延べ596日、デイケア型：延べ164日)に、令和4年度から令和5年度の「伸び率」(宿泊型：2.8%、デイケア型：27.1%)を乗じて算出した。

確保の考え方

委託する産後ケア事業所数(医療機関及び助産所)を現状(宿泊型10か所、デイケア型9か所)から増加することにより、事業実施体制の充実を図る。

15 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【本市事業】①保育園等入園世帯への教材購入費等補助、②幼稚園入園世帯への副食材料費補助

- ① 保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。
- ② 私立幼稚園（新制度未移行園）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。

【関連計画】 第3期広島市障害児福祉計画（抜粋）

(5) 障害児支援

① 現状と今後の方向性

障害児通所支援は、居宅訪問型児童発達支援を除き、事業者参入が進み、利用者数及びサービス利用量ともに急速に増加している状況にあります。加えて、在宅で、生命維持に必要な医療行為を日常的に必要とする医療的ケア児に対する支援の充実が図られるよう、施設での受入促進に向けた支援強化も進んでいます。

障害児入所支援については、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

障害児相談支援については、対象となる障害児通所支援の利用者数の増加に伴い、利用者数が伸びています。

このように、サービス利用量が急速に増加している事業があることから、引き続きサービスの質の確保と提供体制の強化に取り組みます。

さらに、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に掲げる支援措置を勘案しながら、医療的ケア児等が、地域の中で安心して生活を送れるよう、引き続き関係機関と連携し、きめ細かく要望を把握した上で、当事者に寄り添った取組を着実に進めています。

② 第2期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援

〔未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施〕

※ 児童福祉法の一部改正により、令和6年4月1日から3(5)②アの『(イ) 医療型児童発達支援』と統合

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	11,583	13,256	16,524	19,929	23,463	27,645
利用者数	【人/月】	1,360	1,553	1,836	2,210	2,603	3,068

※令和5年度分は見込み

(イ) 医療型児童発達支援

〔肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的动作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施〕

※ 児童福祉法の一部改正により、令和6年4月1日から3(5)②アの『(ア) 児童発達支援』へ移行

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	493	426	420			
利用者数	【人/月】	51	46	42			

※令和5年度分は見込み

(ウ) 放課後等デイサービス

〔就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	43,549	49,522	53,640	57,672	62,004	66,660
利用者数	【人/月】	3,789	4,158	4,470	4,806	5,167	5,555

※令和5年度分は見込み

(工) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	209	308	342	405	468	531
利用者数	【人/月】	180	279	342	405	468	531

※令和5年度分は見込み

(才) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	0	0	0	16	16	16
利用者数	【人/月】	0	0	0	2	2	2

※令和5年度分は見込み

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型児童入所施設

障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	17	11	15	15	15	15

※令和5年度分は見込み

(イ) 医療型児童入所施設

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	25	28	30	32	34	36

※令和5年度分は見込み

ウ 障害児相談支援

障害児の心身の状況や環境を勘案した障害児支援利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	469	572	606	642	680	721

※令和5年度分は見込み

エ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	【人/年】	43	59	67	75	83	91

※令和5年度分は見込み

才 子ども・子育て支援
(ア) 保育園・認定こども園

(保育園)
 乳幼児の保護者が働いていたり、病気にかかったりしているため、昼間乳幼児の保育をすることができないとき、保護者に代わって保育を実施
 (認定こども園)
 幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設で、教育と保育を一体的に実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】	335	352	370	389	409	430

※令和5年度分は見込み

(イ) 幼稚園

3歳以上の幼児を対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】	49	54	60	67	74	82

※令和5年度分は見込み

(ウ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後や長期休業中に、就労等により保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に実施

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	【人/年】	1,033	1,109	1,191	1,279	1,374	1,476

※令和5年度分は見込み